

**農業農村整備事業
調査・測量・設計業務共通仕様書**

令和4年（2022年）4月

熊本県農林水産部

調査・測量・設計業務共通仕様書の制定について

平成12年 3月31日 農検第 960号
農政部長から各課長、各県事務所長あて

一部改正 平成16年3月25日 農建第2467号

一部改正 平成16年5月 7日 農建第 95号の2

測量業務共通仕様書の一部改正

平成23年3月11日 農計技管第1143号

一部改正 平成24年3月28日 技管第370号

一部改正 令和3年(2021年)2月24日 技管第469号

一部改正 令和4年(2022年)3月29日 技管第670号

このことについて、別紙のとおり制定したので通知します。

なお、この仕様書は、平成12年4月1日決裁分から適用します。

目 次

地質・土質調査業務共通仕様書	3
測量業務共通仕様書	53
設計業務共通仕様書	73
参考資料	107
業務計画書（記載例）	159

地質・土質調査業務共通仕様書

地質・土質調査業務共通仕様書目次

第 1 章 総 則

第 1 節 総 則

第 1 - 1 条 (適用)	10
第 1 - 2 条 (用語の定義)	10
第 1 - 3 条 (受託者、委託者の責務)	12
第 1 - 4 条 (業務の着手)	12
第 1 - 5 条 (設計図書の支給及び点検)	12
第 1 - 6 条 (監督員)	13
第 1 - 7 条 (管理技術者)	13
第 1 - 8 条 (照査技術者及び照査の実施)	14
第 1 - 9 条 (担当技術者)	14
第 1 - 10 条 (提出書類)	14
第 1 - 11 条 (打合せ等)	15
第 1 - 12 条 (業務計画書)	15
第 1 - 13 条 (資料の貸与及び返却)	16
第 1 - 14 条 (関係官公庁への手続き等)	16
第 1 - 15 条 (地元関係者との交渉等)	16
第 1 - 16 条 (土地への立ち入り等)	17
第 1 - 17 条 (調査業務等の管理)	17
第 1 - 18 条 (成果物の提出)	17
第 1 - 19 条 (関連法令及び条例の遵守)	18
第 1 - 20 条 (検査)	18
第 1 - 21 条 (修補)	18
第 1 - 22 条 (跡片付け)	19
第 1 - 23 条 (条件変更等)	19
第 1 - 24 条 (契約変更)	19
第 1 - 25 条 (履行期間の変更)	19
第 1 - 26 条 (一時中止)	20
第 1 - 27 条 (委託者の賠償責任)	20
第 1 - 28 条 (受託者の賠償責任)	20
第 1 - 29 条 (部分使用)	20
第 1 - 30 条 (再委託等)	21
第 1 - 31 条 (成果物の使用等)	21
第 1 - 32 条 (守秘義務)	21
第 1 - 33 条 (個人情報の取扱い)	22
第 1 - 34 条 (安全等の確保)	23

第1－35条	(臨機の措置)	24
第1－36条	(履行報告)	25
第1－37条	(屋外で作業を行う時期及び時間の変更)	25
第1－38条	(行政情報流出防止対策の強化)	25
第1－39条	(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)	26
第1－40条	(保険加入の義務)	26
第1－41条	(調査・試験に関する協力)	27
第 2 章 地形、地質踏査		
第 1 節 概 要		
第2－1条	(目的)	28
第 2 節 一般地形、地質踏査		
第2－2条	(調査方法)	28
第2－3条	(成果物)	28
第 3 節 地すべり地形、地質踏査		
第2－4条	(調査方法)	28
第2－5条	(成果物)	29
第 3 章 ボーリング調査		
第3－1条	(目的)	29
第3－2条	(土質・岩の分類)	29
第3－3条	(調査方法)	29
第3－4条	(オーガーボーリング)	31
第3－5条	(調査日報)	31
第3－6条	(検 尺)	32
第3－7条	(コアの鑑定)	32
第3－8条	(成果物)	32
第3－9条	(その他)	32
第 4 章 ボーリング孔を利用した物理検層及び原位置試験		
第 1 節 概 要		
第4－1条	(目的)	32
第 2 節 ルジオンテスト		
第4－2条	(目的)	32
第4－3条	(準拠資料)	33
第4－4条	(試験方法)	33
第4－5条	(解析及び資料整理)	33
第4－6条	(成果物等)	34
第 3 節 現場透水試験 (土層を対象とする場合)		
第4－7条	(目的)	34

第 4 — 8 条 (調査方法)	34
第 4 — 9 条 (試験方法)	35
第 4 — 10 条 (成果物)	36
第 4 節 電気検層	
第 4 — 11 条 (目的)	36
第 4 — 12 条 (調査方法)	36
第 4 — 13 条 (成果物)	36
第 5 節 地下水検層	
第 4 — 14 条 (目的)	37
第 4 — 15 条 (調査方法)	37
第 4 — 16 条 (成果物)	37
第 6 節 孔内載荷試験	
第 4 — 17 条 (目的)	37
第 4 — 18 条 (調査方法)	37
第 4 — 19 条 (成果物)	38
第 7 節 地中歪計の設置観測	
第 4 — 20 条 (目的)	38
第 4 — 21 条 (調査方法)	38
第 4 — 22 条 (成果物)	39
第 8 節 孔内傾斜計	
第 4 — 23 条 (目的)	39
第 4 — 24 条 (調査方法)	39
第 4 — 25 条 (成果物)	39
第 5 章 サウンディング	
第 1 節 概 要	
第 5 — 1 条 (目的)	39
第 2 節 標準貫入試験	
第 5 — 2 条 (目的)	40
第 5 — 3 条 (試験方法)	40
第 5 — 4 条 (成果物)	40
第 3 節 オランダ式二重管コーン貫入試験	
第 5 — 5 条 (目的)	40
第 5 — 6 条 (試験方法)	40
第 5 — 7 条 (成果物)	40
第 4 節 ポータブルコーン貫入試験	
第 5 — 8 条 (目的)	40
第 5 — 9 条 (試験方法)	41
第 5 — 10 条 (成果物)	41

第 5 節	スウェーデン式サウンディング試験	
第 5-11 条	(目的)	41
第 5-12 条	(調査方法)	41
第 5-13 条	(成果物)	41
第 6 節	簡易動的コーン貫入試験	
第 5-14 条	(目的)	42
第 5-15 条	(試験方法)	42
第 5-16 条	(成果物)	42
第 6 章	サンプリング	
第 1 節	概 要	
第 6-1 条	(目的)	42
第 2 節	標本用資料	
第 6-2 条	(試料作製)	43
第 3 節	土質試験用試料(乱した試料)	
第 6-3 条	(試料採取)	43
第 4 節	土質試験用試料(乱さない試料)	
第 6-4 条	(目的)	43
第 6-5 条	(試料採取)	43
第 6-6 条	(試料の取扱い)	44
第 7 章	解析等調査業務	
第 7-1 条	(目的)	44
第 7-2 条	(業務内容)	45
第 7-3 条	(成果物)	45
第 8 章	物理探査	
第 1 節	概 要	
第 8-1 条	(目的)	45
第 2 節	弾性波探査	
第 8-2 条	(調査方法)	45
第 8-3 条	(成果物)	45
第 3 節	電気探査	
第 8-4 条	(調査方法)	46
第 8-5 条	(解析方法)	47
第 8-6 条	(成果物)	47
第 9 章	試掘坑	
第 9-1 条	(目的)	47
第 9-2 条	(調査方法)	47

第 9 — 3 条 (試験等)	47
第 9 — 4 条 (成果物)	47
第 10 章 試掘井、揚水試験	
第 1 節 試掘井	
第 10 — 1 条 (目的)	48
第 10 — 2 条 (調査方法)	48
第 2 節 揚水試験	
第 10 — 3 条 (調査方法)	49
第 10 — 4 条 (水質試験)	50
第 3 節 成果物	
第 10 — 5 条 (成果物)	50
第 11 章 土質試験	
第 11 — 1 条 (試験法)	51
第 11 — 2 条 (成果物)	51
第 12 章 岩石試験	
第 12 — 1 条 (試験法)	51
第 12 — 2 条 (成果物)	51

地質・土質調査業務共通仕様書

第1章 総 則

第1節 総 則

第1－1条 (適用)

地質・土質調査業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、熊本県農林水産部が実施する農業農村整備事業の地質・土質調査業務及びこれに類する業務（以下「調査業務等」という。）を実施する場合、約款及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

- 2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受託者は、監督員に確認して指示を受けなければならない。
- 4 現場技術業務、測量業務及び設計業務等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。
- 5 本業務において使用する計量単位は、国際単位系（S I）によるものとする。

第1－2条 (用語の定義)

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「委託者」とは、熊本県知事又はその職務代理者をいう。
- (2) 「受託者」とは、調査業務等の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- (3) 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受託者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、約款第9条第1項に規定する者をいう。
- (4) 「検査員」とは、調査業務等の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、約款第33条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
- (5) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、約款第10条第1項の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。
- (6) 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、約款第11条第1項の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。
- (7) 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当するもので、受託者が定めた者をいう。
- (8) 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該調査業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は委託者が承諾した者をいう。
- (9) 「契約図書」とは、約款及び設計図書をいう。

- (10) 「約款」とは、「熊本県公共工事関係業務委託契約約款」（令和2年（2020年）3月31日告示第281号）をいう。
- (11) 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、質問回答書をいう。
- (12) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸条件を含む）を総称している。
- (13) 「共通仕様書」とは、調査業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- (14) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該調査業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (15) 「数量総括表」とは、調査業務等に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- (16) 「質問回答書」とは、入札等参加者からの質問書に対して、委託者が回答する書面をいう。
- (17) 「図面」とは、入札等に際して委託者が交付した図面及び委託者から変更又は追加された図面及び図面のもととなる計算書等をいう。
- (18) 「指示」とは、監督員が受託者に対し、調査業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (19) 「請求」とは、委託者又は受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して、相手方に書面をもって行為あるいは同意を求めるることをいう。
- (20) 「通知」とは、委託者又は監督員が受託者に対し、又は受託者が委託者又は監督員に対し、調査業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (21) 「報告」とは、委託者が監督員に対し、調査業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (22) 「申し出」とは、受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して、委託者に対して書面をもって同意を求めるることをいう。
- (23) 「承諾」とは、受託者が監督員に対し、書面で申し出た調査業務等の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (24) 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- (25) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (26) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (27) 「提出」とは、受託者が監督員に対し、調査業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (28) 「提示」とは、受託者が監督員又は検査員に対し業務に関わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
- (29) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものと有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- なお、電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。
- (30) 「成果物」とは、受託者が契約図書に基づき履行した設計業務等の成果を記録

した図書、図面及び関連する資料をいう。

- (31) 「照査」とは、受注者が、発注条件、調査結果等の確認及び解析等の検算することをいう。
- (32) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が調査業務等の完了を確認することをいう。
- (33) 「打合せ」とは、調査業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (34) 「修補」とは、委託者が検査時に受託者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受託者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (35) 「協力者」とは、受託者が調査業務等の遂行に当たって、再委託等する者をいう。
- (36) 「使用人等」とは、協力者又はその代理人、もしくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
- (37) 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を確認することをいう。
- (38) 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が指示した処理内容・回答に対して、受託者が理解して承認することをいう。
- (39) 「受理」とは、契約図書に基づき、受託者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第1－3条 (受託者、委託者の責務)

受託者は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に發揮しなければならない。

受託者及び委託者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

第1－4条 (業務の着手)

受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に調査業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が調査業務等の実施のため監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

第1－5条 (設計図書の支給及び点検)

委託者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合は、受託者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。

- 2 受託者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合には、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督員は、必要と認めた場合には、受託者に対し、図面又は詳細図面等を無償で貸与又は追加支給するものとする。

第1－6条 (監督員)

- 委託者は、調査業務等における監督員を定め、受託者に通知するものとする。
- 2 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 約款の規定に基づく監督員の権限は、約款第9条第2項に規定した事項である。
各監督員の業務は、原則として下記のとおりとする。
- ・総括監督員：監督業務に関する総括及び主任監督員、監督員への指揮監督
 - ・主任監督員：指示、承諾、協議等の処理
 - ・(一般) 監督員：指示、承諾、協議等のうち軽微なもの処理
- 4 監督員は、その権限を行使する場合には、書面により行うものとする。
ただし、緊急を要する場合、監督員が受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者は、その指示等に従わなければならない。監督員は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受託者にその内容を通知するものとする。

第1－7条 (管理技術者)

- 受託者は、調査業務等における管理技術者を定め、委託者に通知しなければならない。
- 2 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行わなければならぬ。
- 3 管理技術者は、調査業務等の履行に当たり、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設一土質及び基礎、又は応用理学一地質）、建設部門（選択科目：土質及び基礎）もしくは「応用理学部門（選択科目：地質）、あるいはシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、第7－2条第1項から第3項までの場合、地質調査技師又はこれと同等の能力を有する技術者を主任技術者とすることができます。
- 4 管理技術者に委任できる権限は、約款第10条第2項に規定した事項とする。
ただし、受託者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、委託者に書面をもって報告しなければならず、その報告がない限り、管理技術者は受託者の一切の権限（約款第10号第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ、委託者及び監督員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- 5 管理技術者は、監督員が指示する関連のある調査業務等の受託者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 6 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受託者は委託者の承諾を得なければならない。

第1－8条（照査技術者及び照査の実施）

- 受託者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。
- 2 受託者は、委託者が設計図書において照査の定めがある場合には、調査業務等における照査技術者を定め委託者に通知しなければならない。
 - 3 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設一土質及び基礎、又は応用理学一地質）、建設部門（選択科目：土質及び基礎）もしくは「応用理学部門（選択科目：地質）」）、あるいはRCCM（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
 - 4 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
 - 5 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員が指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受託者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
 - 6 照査技術者は、照査報告毎に照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の責において署名押印のうえ管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書としてとりまとめるものとする。
 - 7 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受託者は委託者の承諾を得なければならない。

第1－9条（担当技術者）

- 受託者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）
- 2 担当技術者は、契約図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第1－10条（提出書類）

- 受託者は、委託者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て委託者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類等は除く。
- 2 受託者が委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
 - 3 受託者は、業務委託料が100万円以上の業務については、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、監督員の確認を受けた後、登録機関に土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く下記期間内に登録申請のうえ、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければ

ならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受託者の負担とする。

- ①当初契約時：契約後10日以内
- ②登録内容変更時：変更があった日から10日以内
- ③業務完了時：業務完了後10日以内

訂正時の登録は適宜行うものとする。

第1－11条（打合せ等）

調査業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者等と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打合せ記録書に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を使用し、相互に確認した内容については、必要に応じて打合せ記録書を作成するものとする。

- 2 管理技術者等と監督員は、調査業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて打合せを行うものとし、その結果について受託者が打合せ記録書に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 管理技術者等は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。
- 4 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
- 5 監督員及び受託者は、「ワンデーレスpons」^{*}に努める。
※ ワンデーレスponsとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。
- 6 調査業務等は、Wiークリースタンスの対象であるため、「農林水産部が発注する設計業務等におけるWiークリースタンス実施要領」に基づき、委託者・受託者の協力のもと取り組むものとする。

第1－12条（業務計画書）

受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

- 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務場所
 - (2) 業務内容及び方法
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果物の品質を確保するための計画
 - (7) 成果物の内容、部数
 - (8) 使用する主な図書及び基準
 - (9) 使用機械・器具の種類、名称及び性能

(10) 連絡体制（緊急時含む）

(11) 安全等の確保

(12) その他

なお、(2) 業務内容及び方法又は(12) その他には、第1-33条（個人情報の取扱い）及び第1-38条（行政情報流出防止対策の強化）に関する事項も含めるものとする。

土地への立入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。

なお、受託者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合には、定められた内容に基づいた照査計画を作成し記載するものとする。

3 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4 受託者は、監督員が指示した事項については、さらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第1-13条（資料の貸与及び返却）

監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受託者に貸与するものとする。

2 受託者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合には、ただちに監督員に返却しなければならない。

3 受託者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い紛失又は損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復しなければならない。

4 受託者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

第1-14条（関係官公庁への手続き等）

受託者は、調査業務等の実施に当たっては、委託者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受託者は、調査業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行わなければならない。

2 受託者は、関係官公庁等から交渉を受けた場合には、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議しなければならない。

第1-15条（地元関係者との交渉等）

約款第13条に定める地元関係者への説明、交渉等は、委託者又は監督員が行うものとするが、受託者は、監督員の指示がある場合には、これに協力しなければならない。これらの交渉に当たり受託者は、地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

2 受託者は、屋外で行う調査業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、

地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

- 3 受託者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受託者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により隨時、監督員に報告し、指示があればそれに従わなければならぬ。
- 4 受託者は、調査業務等の実施中に委託者が地元協議等を行い、その結果を作業条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録を作成しなければならぬ。
- 5 受託者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要が生じた場合には、指示に基づいて変更しなければならぬ。
なお、変更に要する期間及び経費は、委託者と協議のうえ定めるものとする。

第1－16条（土地への立入り等）

受託者は、屋外で行う調査業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合には、約款第14条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち調査業務等が円滑に進捗するよう努めなければならない。

なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。

- 2 受託者は、調査業務等実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者又は占有者の許可は委託者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は受託者はこれに協力しなければならない。

- 3 受託者は、前項の場合において損失のため生じた必要経費の負担については、設計図書に示すほかは監督員と協議により定めるものとする。
- 4 受託者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際してはこれを常に携帯しなければならない。

なお、受託者は立入り作業完了後10日以内に身分証明書を委託者に返却しなければならない。

第1－17条（調査業務等の管理）

受託者は、調査業務等の管理を「農業土木工事施工管理基準」（平成25年4月1日付け農政部長通知）の別表第2の「1共通工事、1.一般」および「14フィルダム工事、5.グラウトボーリング」の撮影記録による出来形管理に準拠して行い、その記録を監督員に提出しなければならない。

第1－18条（成果物の提出）

受託者は、調査業務等が完了した場合には、設計図書に示す成果物を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けなければならない。

- 2 受託者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示に対して同意した場合には、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。
- 3 受託者は、試験結果の記録及び整理については、原則としてJIS規格、公益社団法人地盤工学会編「地盤調査の方法と解説」（以下「地盤調査法」という。）及び「地盤材料試験の方法と解説」（以下「地盤材料試験法」という。）に従って行うものとする。
- 4 成果物は、原則として「熊本県電子納品運用ガイドライン」に基づいた電子データにより提出するものとする。
熊本県電子納品運用ガイドラインの適用基準に定める各要領・基準（案）等に記載がない項目については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。
- 5 受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受け、検定証明書を発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。

第1－19条（関連法令及び条例の遵守）

受託者は、調査業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第1－20条（検査）

受託者は、約款第33条第1項の規定に基づき、業務完了通知書を委託者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、監督員に提出していなければならない。

- 2 委託者は、調査業務等の検査に先立って受託者に対して検査日を通知するものとする。この場合、受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に直接要する費用は受託者の負担とする。
- 3 検査員は、監督員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 調査業務等成果物の検査
- (2) 調査業務等管理状況の検査

調査業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については、「熊本県電子納品運用ガイドライン」に基づくものとする。

第1－21条（修補）

検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受託者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。

- 2 受託者は、検査員が指示した期間内に修補を完了しなければならない。
- 3 検査員が修補の指示をした場合、修補の完了の確認は、検査員の指示に従うもの

とする。

- 4 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、委託者は約款第33条第2項の規定に基づき検査の結果を受託者に通知するものとする。

第1-22条 (跡片付け)

受託者は、現場業務が終了した時は、跡埋め、跡片付け及び清掃等を実施期間内に完了しなければならない。

第1-23条 (条件変更等)

約款第19条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、約款第31条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合の他、委託者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

- 2 監督員が受託者に対して約款第19条、第20条及び第22条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

第1-24条 (契約変更)

委託者は、次の各号に掲げる場合において、調査等業務の委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合。
 - (2) 履行期間の変更を行う場合。
 - (3) 監督員と受託者が協議し、調査業務等施行上必要があると認められる場合。
 - (4) 約款第32条の規定に基づき、委託料の変更に代える設計図書の変更を行う場合。
- 2 委託者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
- (1) 第1-23条の規定に基づき、監督員が受託者に指示した事項。
 - (2) 調査業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項。
 - (3) その他委託者又は監督員と受託者との協議で決定された事項。

第1-25条 (履行期間の変更)

委託者は、受託者に対して調査業務等の変更の指示を行う場合には、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。

- 2 委託者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び調査業務等の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更は行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- 3 受託者は、約款第24条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を委託者に提出しなければならない。
- 4 約款第25条に基づき委託者の請求により履行期間を短縮した場合には、受託者

は速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第1－26条（一時中止）

委託者は、約款第21条第1項の規定により、次の各号に該当する場合には、受託者に書面をもって通知し、必要と認める期間、調査業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という」）による調査業務等の中止については、第1—35条（臨機の措置）の規程に基づき、受託者は適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合。
 - (2) 関連する他の調査業務等の進捗が遅れたため、調査業務等の続行を不適当と認めた場合。
 - (3) 環境問題等の発生により調査業務等の続行が不適当又は不可能となった場合。
 - (4) 天災等により調査業務等の対象箇所の状態が変動した場合。
 - (5) 第三者及びその財産、受託者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合。
 - (6) 前各号に掲げるものの他、委託者が必要と認めた場合。
- 2 委託者は、受託者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、調査業務等の全部又は一部を一時中止させができるものとする。
- 3 前2項の場合において、受託者は屋外で行う調査業務等の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

第1－27条（委託者の賠償責任）

委託者は、以下の各号に該当する場合には損害の賠償を行うものとする。

- (1) 約款第29条に規定する一般的損害、約款第30条に規定する第三者に及ぼした損害について、委託者の責に帰すべき損害とされた場合。
- (2) 委託者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合。

第1－28条（受託者の賠償責任）

受託者は、以下の各号に該当する場合には損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 約款第29条に規定する一般的損害、約款第30条に規定する第三者に及ぼした損害について、受託者の責に帰すべき損害とされた場合。
- (2) 約款第42条に規定する契約不適合に係る損害が生じた場合。
- (3) 受託者の責により損害が生じた場合。

第1－29条（部分使用）

委託者は、次の各号に掲げる場合には、約款第35条の規定に基づき、受託者に対して部分使用を請求することができるものとする。

- (1) 別途調査業務等の使用に供する必要がある場合。
 - (2) その他特に必要と認められた場合。
- 2 受託者は、部分使用に同意した場合には、部分使用同意書を委託者に提出しなければならない。

第1－30条（再委託等）

- 約款第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受託者は、これを再託等することはできない。
- (1) 調査業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等。
 - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断。
- 2 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、トレース、資料の収集・単純な集計、模型製作、速記録の作成、翻訳、アンケート票の配布、電子納品の作成作業などの簡易な業務、その他特記仕様書に定める事項の再委託等に当たっては、委託者の承諾を必要としない。
- 3 受託者は、前2項に規定する業務以外の再委託等に当たっては、書面により委託者の承諾を得なければならない。
- 4 受託者は、調査業務等を再委託等に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し調査業務等の実施について適切な指導、管理のもとに調査業務等を実施しなければならない。
- なお、協力者が熊本県の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合には、熊本県の指名停止期間中に再委託等してはならない。
- 5 受託者は、初回打合せ時に約款第7条第1項から第3項の各項に規定する再委託（予定を含む）の有無について、委託者に説明するものとし、受託者はその結果を打合せ記録簿に記録しなければならない。
- また、受託者は、約款第7条第3項により再委託に付する場合には、業務計画書において業務組織計画等に明示しなければならない。

第1－31条（成果物の使用等）

- 受託者は、約款第6条第5項の定めに従い、委託者の承諾を得て単独で、又は他の者と共同で成果物を公表することができる。
- 2 受託者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている調査方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を約款第8条に基づき委託者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に委託者の承諾を受けなければならない。

第1－32条（守秘義務）

- 受託者は、約款第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ委託

者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

- 3 受託者は、本業務に関して委託者から貸与された情報その他知り得た情報を第1－12条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4 受託者は、当該業務に関しては委託者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他者に漏らしてはならない。
- 5 取り扱う業務は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、委託者の許可なく複製・転送等しないこと。
- 6 受託者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、委託者への返却若しくは消去又は廃棄を確實に行うこと。
- 7 受託者は、当該業務の遂行において、貸与された委託者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用に認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに委託者に報告するものとする。

第1－33条（個人情報の取扱い）

受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 秘密の保持

受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 取得の制限

受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4 利用及び提供の制限

受託者は、委託者の指示又は承諾がある時を除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5 複写等の禁止

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6 再委託の禁止及び再委託時の措置

受託者は、委託者の指示又は承諾がある時を除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、再委託に関する委託者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受託者において必要な措置を講ずるものとする。

7 事案発生時における報告

受託者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、適切な措置を講じなければならない。

なお、委託者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8 資料等の返却等

受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は、受託者が収集し、若しくは作成した個人情報が記載された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに委託者に返却し、又は引き渡さなければならない。

ただし、委託者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9 管理の確認等

(1) 受託者、取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理について、年1回以上委託者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受託者が年1回以上の定期検査等により確認し、委託者に報告するものとする。

(2) 委託者は、受託者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、委託者が必要と認めるときは、受託者に対し個人情報の取扱状況について報告を求め、又は検査することができる。

10 管理体制の整備

受託者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第1-12条で示す業務計画書に記載するものとする。

11 従事者への周知

受託者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第1-34条 (安全等の確保)

受託者は、承諾なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為等、公衆に迷惑を及ぼす作業方法を採用してはならない。

- 2 受託者は、屋外で行う調査業務等に際しては、調査業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- 3 受託者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、調査業務等実施中の安全を確保しなければならない。
- 4 受託者は、業務箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な防護工等の措置について事前に監督員に報告のうえ、対応しなければならない。
- 5 受託者は、業務現場が危険なため、一般立ち入りを禁止する必要がある場合は、その区域に適当な柵を設けるとともに「立入禁止」の標示をしなければならない。
- 6 受託者は、屋外で行う調査業務等の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 7 受託者は、屋外で行う調査業務等の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
- 8 受託者は、屋外で行う調査業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 屋外で行う調査業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受託者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 受託者は、火薬、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 9 受託者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止に必要な措置を講じなければならない。
- 11 受託者は、屋外で行う調査業務等の実施に当たっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に止めるための防災体制を確立しておかなければならぬ。また、災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 12 受託者は、屋外で行う調査業務等実施中に事故等が発生した場合には、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第1－35条（臨機の措置）

- 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受託者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に報告しなければならない。
- 2 監督員は、天災等に伴い成果物の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる

ものとする。

第1—36条（履行報告）

受託者は、契約約款第16条の規定に基づき、履行状況報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

第1—37条（屋外で作業を行う時期及び時間の変更）

受託者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、事前に監督員と協議するものとする。

2 受託者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督員に提出しなければならない。

第1—38条（行政情報流出防止対策の強化）

受託者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第1—12条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

2 受託者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

- ・[関係法令等の遵守]

行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び委託者の指示する事項を遵守するものとする。

- ・[行政情報の目的外使用の禁止]

受託者は、委託者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的外に使用してはならない。

- ・[社員等に対する指導]

1) 受託者、受託者の社員、短時間特別写真、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

2) 受託者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

3) 受託者は、委託者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防災対策に関する確認・指導を行うこと。

- ・[契約終了時等における行政情報の返却]

受託者は、本業務の履行に関し委託者から提供を受けた行政情報（委託者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において委託者から返還を求められた場合、速やかに委託者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

・[電子情報の管理体制の確保]

- 1) 受託者は、電子情報を適正に管理し、かつ責任を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第1－12条で示す業務計画書に記載するものとする。
- 2) 受託者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
 - イ 業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
 - ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
 - ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

・[電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保]

- 受託者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない
- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
 - ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
 - ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
 - ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
 - ホ 情報管理者の許可を得ない重要情報の移送

・[事故発生時の措置]

- 1) 受託者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに委託者に届け出るものとする。
- 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の保管措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
- 3) 委託者は、受託者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第1－39条（暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置）

受託者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。協力者等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

- 2) 第1項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を委託者に報告すること。
- 3) 第1項及び第2項の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- 4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、委託者と協議しなければならない。

第1－40条（保険加入の義務）

受託者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者と

するこれらの保険に加入しなければならない。

受託者は、保険に加入している旨を第1—12条で示す業務計画書に明示しなければならない。また、監督員から請求があった時は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第1—41条 (調査・試験に関する協力)

受託者は、委託者が自ら又は委託者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。

2章 地形、地質踏査

第1節 概 要

第2－1条 (目的)

調査地域の地質に関する既存資料の収集及び地形、地質踏査等を行い、地質の性状及び構造等を把握する。これらの成果は、ダム、トンネル、頭首工、ポンプ場、道路、水路、地下水取水施設等（以下「諸構造物」という。）の位置選定、地質構造解析、地すべり機構解析、基礎設計等の基礎資料とするものである。

第2節 一般地形、地質踏査

第2－2条 (調査方法)

踏査は、調査目的にそった地形、地質露頭及び転石の観察、測定を行い設計図書で示す縮尺の地形図にまとめる。

- 2 踏査に当たっては露頭、湧水、地形の変化等諸種の事象に留意し、特に重要と思われる露頭等では、スケッチ、カラー写真撮影等を行う。
- 3 調査地域に關係する既存の地形、地質資料（地質図及び説明書、調査史、空中写真、井戸、ボーリング資料等）をできるだけ多く収集する。

第2－3条 (成果物)

成果物は次のとおりとする。

- (1) 調査経過
- (2) 地形図（地形分類とその説明）
- (3) ルート、マップ（踏査を行ったルートの露頭記載図を作成する。記載は、地質、層理面、断層面等の走向傾斜、亀裂、節理の状況、風化の状況、岩級区分、湧水状況等について行う。）
- (4) 地質図（地質分類、各分類単位ごとに構造、工学性、科学性等について説明する。）
- (5) 土木工学及び水文地質学的所見（調査目的及び調査結果に対する所見、判断、設計施工上注意すべき地形地質条件等を土木工学及び水文地質学的に説明する。）
- (6) 地層露頭等のカラー写真（被写体の性質、地点、調査経過が判別できるよう説明文を添える等明確なものとしなければならない。また、寸法の確認等の場合は、スケール等をあて調査終了後確認ができるものでなければならない。）
- (7) その他

第3節 地すべり地形、地質踏査

第2－4条 (調査方法)

既存資料、空中写真等を参考にして現在及び過去の地すべりの範囲、地すべり地域区分、地すべり移動方向を原則として1/2,000の地形図にプロットする。

- 2 過去の地すべりの記録、現在の状況、営農上の特徴や作業習慣などを地元民から聞きとる。
- 3 岩石の種類や各種の堆積物（段丘、扇状地、沖積層、崖錐等）の分布、地層層理面、節理面、片理面などの走向、傾斜、背斜軸、向斜軸、断層、基盤内の亀裂など

- 地質的要素の位置、分布状態等を調査する。
- 4 構造物、田畠、道路、溜池、樹木の被害状況を調査する。
 - 5 地表面の亀裂や崩落崖の状況、隆起地、陥没地の分布を調査する。
なお、亀裂はその発生形態（新・旧等）により区分し、それぞれ段差、開口巾、落差、傾斜角度、及び比高差等を計測する。
 - 6 地下水露頭の分布（温泉、湿地、井戸内の水位、湧水）を確認し湧水量、水温及び電気伝導度を測定する。
 - 7 溪流の地すべり崩土、地すべり面の分布を確認し、溪流による侵食の有無及びその地すべりに対する影響について調査する。
 - 8 溜池、水路等の漏水の有無とその地すべりに対する影響を調査する。

第2－5条 （成果物）

第2－3条に定める成果物及び第2－4条に基づく成果物とするが、地質図、地質断面図等については地すべりに関するすべての情報を表現し、地すべり機構図としてまとめる。

第3章 ポーリング調査

第3－1条 （目的）

ポーリングは、コアを採取して土質、地質の状態を調査あるいは、地中に孔をあけ、その孔を利用して諸種の原位置試験並びに測定、計器埋設及び試料採取を行うものであり、これらの成果は、諸構造物の位置選定、地質構造解析、地すべり機構解析、基礎設計等の基礎資料とするものである。

第3－2条 （土質・岩の分類）

土質・岩の分類は、JGS0051（地盤材料の工学的分類方法）によるものとする。

第3－3条 （調査方法）

ポーリング機械は、特に定めのない限りロータリー式ポーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力をもつものでなければならない。

- 2 ポーリングの位置、基準となる標高、深度、孔径及び数量については、設計図書によるものとする。
- 3 現地におけるポーリング位置の決定は、原則として監督員の立ち会いのうえ行うものとし、後日調査位置の確認ができるようにしなければならない。
- 4 足場、やぐら等は、作業の完了まで機械を安定に保ちかつ、試験器具を正しく所定の位置に挿入できるよう十分堅固な構造でなければならない。
- 5 掘進方向は、特に指示の無い限り鉛直方向とする。
- 6 基準となる高さ（深度0m）の標示杭等は孔口付近に明示しておくものとする。
- 7 孔口は、ケーシングパイプ又は、ドライブパイプで保護するものとする。

- 8 掘進中は、深度、作業前後の孔内水位、掘進速度、ロッドの手ごたえ、給水量、圧力計、循環水量（漏、湧水量）及び色、スライムの状態、混入物の状態等に絶えず注意し、変化した場合は、深度とともにただちに記録するものとする。
- 9 孔壁崩壊のおそれがある場合には、速やかに監督員に連絡し、その指示を受けなければならない。
- 10 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく排除するものとする。
- 11 掘進中は孔曲がりのないように留意し、岩質、割れ目、断層破碎帯、湧水、漏水等に十分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位（被圧水頭）を測定するものとする。
- 12 コア採取を目的とするボーリングにあっては、次の各号に掲げる事項によるものとする。
- (1) コアを採取する際には、採取を始める深さまで送水により洗孔し、孔中のスライムを排出させた後採取するものとする。ただし、洗孔することで孔内を乱すおそれがあると判断される場合は、監督員と協議するものとする。
- (2) 未固結土で乱れの少ない試料採取を行う場合には、土質及び締まり具合に応じたサンプラーを用い、採取率を高めるよう努めなければならない。
- (3) 岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチューブの種類は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。
- (4) コアチューブはコアの採取毎に水洗いして、残砂を完全に除去しなければならない。
- (5) コアの採取率は100%を目標とする。
- (6) コアに破損をきたすようなロッドの昇降又は給水圧の大幅な変動は、行ってはならない。ただし、事故を生ずる恐れのある場合はこの限りでない。
- (7) 採取したコアは、標本箱（原則として内長1m程度で5m分のコアが収納できるもの。）に丁寧に収め深度を明記する。その際、1回のコア採取長ごとに深度を明記した仕切板を入れておくものとする。又、風化しやすい岩石、粘土等は乱さないようにし、速やかにコア写真の撮影を行い必要に応じビニール等を巻いて保存する。なお、採取できなかった区間及び試験に供するためにコアを使用したところは、その旨表示し空けておくものとする。
- (8) コア写真は、カラーパネル等を添えて真上から適切な距離で撮影し、地質の状況が正確に把握できるものでなければならない。
- (9) 標本箱の表と横には、調査件名、孔番号、採取深度及びその他必要事項を記入するものとする。
- 13 ノンコアボーリングは、原則として1mごと又は岩質の変わることにスライムを採取し、深度を明記した試料ビン等に保存するものとする。
- 14 孔内地下水位は、毎日作業終了時と翌日の作業開始前に測定し、翌日の作業開始前の水位をその深度における孔内地下水位とする。
- 15 水平ボーリングを施工する場合のケーシングの挿入段数、仕上げ方法等は、仕様書等によるものとする。

(1) 地すべり調査等は掘削長まで硬質塩化ビニール管を挿入する。調査結果により 10～20cm 千鳥に径5mm 以上のストレーナーを切る。また、外周には必要に応じてビニール管のフィルターの機能をもつ材料をもって被覆する。

(2) 排水量を測定する場合は、掘削直後から排水量が徐々に減り、一定量になるまで測定する。また、地すべり調査等については毎朝作業前とロッドつぎたし時に湧水量を測定する。

なお、測定期間、時期については、監督員の指示によるものとする。

16 試料を採取するオールコアボーリング^{*1} の場合は、詳細な地質状況の把握ができるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。試料を採取しない場合は、ノンコアボーリング^{*2} を行うこととする。

※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱（標本箱）に納め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。

※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング（採取試料の土質試験）等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。

第3－4条 (オーガーボーリング)

オーガーボーリングは、比較的浅い土の地盤で連続的に代表的な試料を採取して地盤の成層状態の把握や土質の分類を行い、かつ地下水位を確認するために行うこととする。

2 掘削は、原則としてハンドオーガータイプのポストホールオーガー又はスクリューオーガーによるが機械使用の場合は掘削深度に応じたものを用いるものとし、知り得た限りの地質状況を記録するものとする。

3 掘削に使用的オーガーは、土質に応じた種類を用いるものとする。

4 掘進中地下水の逸出があったときは、その水位を記録する。ただし、粘性土の場合は、定常状態になるまでに時間がかかるので、水位の観測は、数回にわたって行わなければならない。

5 地下水位以下の試料を採取する場合は、細粒分が洗い流されるおそれがあるので観察には十分注意しなければならない。

6 掘進中、砂礫層等に遭遇し、掘進が困難になった場合は、監督員の指示を受けなければならない。

7 崩壊性の砂層等孔壁が著しく崩壊し掘進が不可能となった場合は、速やかに応急の処置を講じて、監督員の指示を受けなければならない。

第3－5条 (調査日報)

調査日報には、次の事項を記載するものとし、監督員の要求があった時は直ちに提示可能な態勢にしておかなければならない。

(1) 調査名、調査場所、孔番号、調査地点標高、深度、穿孔角度（傾斜、水平ボーリング）、地下水位、日付、調査責任者、主たる使用材料等。

(2) 層序、層厚、深度、地層の観測事項、試料の採取位置、試料の採取量、掘進時の観測事項（掘進速度、ロッド回転数、給水圧、使用ビット、送水量、逸水量又は湧水量、排水色、ケーシングの有無、ケーシング口径、挿入深度、崩壊等の事故の位置と程度等）等。

第3－6条（検尺）

ボーリング延長の確認は、調査目的を終了後、原則として監督員立会のうえロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。

第3－7条（コアの鑑定）

コアの鑑定は、原則として肉眼観察又は触手等によるものとする。
なお、この場合、鑑定基準を明確にしておくものとする。

第3－8条（成果物）

- (1) 調査経過
- (2) 第3－5条に記載する事項を含んだ地質柱状図
- (3) 地質学的考察に基づき地質柱状図から作成した地質断面図
(断面図内には地下水位及び諸試験結果等を記入する。)
- (4) コアのカラー写真
- (5) 調査日報
- (6) コア又はスライム試料
- (7) その他

第3－9条（その他）

指定した深度に達しなくとも調査目的を達した場合又は指定した深度に達しても調査目的が果たせない場合は、監督員と速やかに協議するものとする。

第4章 ボーリング孔を利用した物理検層及び原位置試験。

第1節 概要

第4－1条（目的）

ボーリング孔を利用した試験は、物理検層と力学的及び水文地質学的原位置試験に大別され、これらは、地層の物理性、地下水の挙動等を調査するものである。

なお、物理検層には、速度検層、電気検層、温度検層等がある。力学的試験には、変形・強度試験、変形・ひずみ試験、初期地圧測定試験等があり、水文地質学的試験には、現場透水試験、ルジオンテスト、間隙水圧測定、地下水検層等がある。

第2節 ルジオンテスト

第4－2条（目的）

この試験は岩盤の透水性の指標であるルジオン値を求めるもので、主としてダム基礎岩盤の透水性等の性状の評価、止水性、岩盤改良としてのグラウチングの計画、施工及び結果の判定などに関する資料を得ることを目的とする。

第4－3条 (準拠資料)

この仕様書に記載なき事項については、設計図書によるほか「ルジオンテスト技術指針・同解説」（一般財団法人国土技術研究センター編）によるものとする。

第4－4条 (試験方法)

使用機器については、事前に監督員の承諾を受けるものとする。また、圧力計、流量計については事前に試験を実施し、精度の確認を行うものとする。

- 2 試験孔の掘削は清水掘りとし、できるだけ孔壁を乱さないようにするものとする。
試験孔の孔径は、原則として66mmとする。
- 3 試験は試験区間のボーリング完了後、速やかに実施するものとする。
- 4 試験区間長は5mを標準とし、これによらない場合は設計図書によるものとする。
また、局部的にポンプ容量が不足する場合は監督員と協議の上、区間長を決定するものとする。
- 5 試験孔は、試験に先立ち十分洗浄するものとする。
- 6 パッカーは、試験区間の止水が完全に行えるよう地質状況に応じて、適切な位置に設置するものとする。
- 7 測定は下記のとおり行うものとする。
 - (1) 注入圧力の昇降は段階的に行い、昇圧は最大注入圧力を含め原則として5段階以上、降圧も昇圧と同じ圧力段階とする。
なお、最大注入圧力については、監督員の指示によるものとする。
 - (2) 注入圧力は原則として口元圧力とし、注入圧力が一定になるように監視しながら試験するものとする。
 - (3) 注入量の測定は、各注入圧力段階で注入量が一定になったことを確認した後に行うものとする。注入量の測定時間は、原則として5分間とする。
 - (4) 注入量が特に多くグラウトポンプの吐出能力を超え試験ができない場合は、監督員と協議するものとする。

第4－5条 (解析及び資料整理)

解析は次のとおり行うものとする。

- (1) 有効注入圧力は、口元圧力に対し、試験区間の中央から圧力計までの静水圧、地下水位及び管内抵抗による損失頭の補正を行い算出するものとする。
なお、管内抵抗による損失の補正方法については監督員の指示によるものとする。
- (2) 試験結果から各試験区間毎に注入圧力-注入量曲線を作成するものとする。
- (3) 前項の注入圧力-注入量曲線から限界圧力を算出するものとする。
- (4) 換算ルジオン値の算出については、監督員の指示する方法により行うものとする。

る。

この場合、求めたルジオン値が換算ルジオン値であることを明示するものとする。

2 データ整理は次のとおり行うものとする。

- (1) 試験中は、ボーリングの記録とあわせてパッカーセットの位置、圧力測定の位置を記録しておくものとする。
- (2) 試験結果は注入圧力ー注入量曲線等にまとめ、地質柱状図に記入する。さらに、必要に応じて孔別、ステージ別の一覧図を作成し、地質柱状図（略図）とあわせて見やすい形で表現するものとする。

第4－6条 （成果物等）

成果物は、次の内容を含むものとする。

- (1) 調査の目的及び概要
 - (2) 調査地域の地形及び地質の概要
 - (3) 調査の結果及び考察
 - (4) 試験孔位置図
 - (5) 地質柱状図（ルジオン値を併記する）
 - (6) 測定及び解析のデータ
 - (7) ルジオンマップ
 - (8) その他
- 2 試験記録等
- (1) 試験記録
 - (2) 自記圧力計、流量計記録用紙

第3節 現場透水試験（土層を対象とする場合）

第4－7条 （目的）

この試験は、揚水又は注入時の流量（定常法）や水位（非定常法）を測定し、地盤の原位置における透水係数及び平衡水位を求めるもので、基礎地盤の透水性に関する資料を得ることを目的とする。

第4－8条 （調査方法）

試験方法及び器具は、JGS1314(単孔を利用した透水試験方法)によるものとする。

- 2 試験孔の口径、試験の対象とする土層及びその深さは、設計図書によるものとする。
- 3 ボーリングを行う際にベントナイト等の懸濁液類を使用する場合は、孔内の清掃方法と併せて監督員と協議するものとする。
- 4 試験部分の清掃は完全に行うものとする。
- 5 パッカーの使用に当たっては、設置する部分の土質状況に注意し漏水及びパイピングの発生は完全に防止するものとする。
- 6 加圧注水の場合の水頭は適切なものでなくてはならない。特に、砂質地盤におい

ては過大な水頭を与えてはならない。

7 試験に使用する水は清浄なものでなければならない。

第4-9条 (試験方法)

注水法

- (1) 注水法は、地下水表面以上の土層を対象とするものである。
- (2) 試験は、定水位法又は変水位法によって行うものとする。
- (3) 試験装置は、土層の状況に応じて流入水量が変えられる電気試験器又は定流量タンクを用いるものとする。
- (4) 定水位法による場合は、水位を観察しながら注入量を変化させ水位を一定に保つものとする。

測定間隔は、開始後3時間は15分、次の3時間は30分、以後は1時間とし、注水量が定常化したときに、試験を終了するものとする。

- (5) 変水位法による場合は、孔中に注入し、注水停止後の水位の低下量と低下に要した時間を測定する。測定値が一定になったとき試験を終了するものとする。この際、特にケーシングと地盤との間にすき間がないように注意しなければならない。

2 加圧注入法

- (1) 加圧注入法は、地下水表面以下の土層又は比較的透水性の低い土層を対象とするものである。
- (2) 試験は、地表面以上に水位を保つ場合及び孔中のある位置に水位を保つ場合とがあり、いずれによるかは設計図書によるものとする。
- (3) 試験装置は、試験中の水位の状態及び流入水量の多少によって電気試験器又は定流量タンクを用いるものとする。
- (4) パッカーを孔内に設置した後、試験に先立って完全止水を確認するため、漏水テストを行うものとする。
- (5) 地表面以上に水位を保つ方法による場合は、次の順序で行う。
 - ① 注水前、水位計で孔内水位を測定してこの水位をこの層のA地下水位とする。
 - ② 注水を開始し孔への流入量を測定する。測定間隔は、試験開始後3時間は15分、次の3時間は30分、以後は1時間毎に行うものとする。
 - ③ 流入量が定常化した時は注水を中止し、減水状況を測定し減水しなくなったときの水位をB地下水位とする。

なお、一般にはA地下水位とB地下水位は等しくなるが、相違する場合もあるのですべて正確に記録しておくものとする。

- (6) 孔中のある位置に水位を保って試験を行う方法による場合は、前項(5)に準じた試験法とする。

3 簡易揚水試験

- (1) 地下水位、地下水水量(湧水)、透水係数を測定し、排水に伴う地下水位や影響圏を測定する。
- (2) 揚水試験区間は3mとし、試験区間以外は遮水して実施し、試験は3mごとに

行う。

- (3) 水位を一定に保って（試験区間の上部1m程度とする。）、40分間揚水を継続する。終了後直ちに回復水位測定を行う。
- (4) 1分ごとに揚水量（L/min/3.0m）を測定し、それらの平均値を求める。
- (5) 回復水位測定は30分以上測定する。
測定間隔は最初の2分は30秒おき、10分までは1分おきとするが、10分以上は水位の回復速度により適宜決定する。
- (6) 使用機器は地下水が多量で試験区間が9～12m区間以浅についてはポンプ使用、それ以深及び地下水が少量の場合はベーラーを使用することとする。
- (7) 地下水がない場合、あるいは揚水開始直後から水位回復がない場合、注入法により平均注入量から透水係数を求ることとする。
- (8) 孔内の水位上昇量と経過時間を片対数グラフにプロットし、ヤコブ等の方法により透水係数を算出する。

第4－10条（成果物）

成果物は、次の内容を含むものとする。

- (1) 調査の目的及び内容
- (2) 試験結果（データなど）
- (3) 透水係数などの計算
- (4) 総合考察

第4節 電気検層

第4－11条（目的）

この調査は、地層の見かけ比抵抗を測定し、それにより定性的に岩質、土質及び含水状態を検討するものである。

第4－12条（調査方法）

試験方法及び装置は、JGS1121（地盤の電気検層方法）によるものとする。

調査方法は、特に指示がない限りノルマル法（2極法）とし、電極間隔及び測定間隔は監督員の指示によるものとする。

- 2 測定に先立ち、孔壁の崩壊を引き起こさない範囲内で清水により孔内を洗浄するものとする。
- 3 泥水を使用している場合は、その固有比抵抗を測定する。

第4－13条（成果物）

成果物は、次のとおりとする。

- (1) 測定記録
- (2) 比抵抗曲線図
- (3) その他

第5節 地下水検層

第4－14条（目的）

この調査は、地下水の電気抵抗、温度等を測定することにより、地下水の流動状況等を検討するもので、調査結果は、農地地すべり防災対策の計画作成等に利用される。

第4－15条（調査方法）

地下水検層は、裸孔又は地下水面観測施設を設置した孔内に電解物質（食塩等）を投入して孔内水の電気抵抗を一時的に変化させ、その後の地下水の希釀による電気抵抗の時間的変動を地下水検層器により測定するものである。

- 2 孔内の水位、水温等の測定を行う。
- 3 検層に当たりゾンデ（検知器）を孔内に挿入し、計器の調整を行い孔内水のバックグラウンドの電気抵抗値を測定しておかなければならない。
- 4 孔内に投入した食塩等は、孔底付近まで挿入したビニールホース等を通じてコンプレッサー等により空気を圧入して孔内水が均一な溶液となるよう十分に攪拌しなければならない。この場合の食塩等の投入量は、孔内水の電気抵抗値の低下がバックグラウンドの電気抵抗値の10分の1程度となるようにしなければならない。
- 5 孔内水の電気抵抗値の測定は、原則として0.25m間隔に一定時間（攪拌直後、5分、10分、20分、30分、60分、120分、180分）ごとに行うものとする。
また、180分経過後にも電気抵抗値の変化が明瞭でない場合は、更に240分後に再測定するものとする。
- 6 電気検層を行う場合は、孔内の自然状態における電気抵抗値を原則として第4－12条により測定しなければならない。

第4－16条（成果物）

成果物は、次のとおりとする。

- (1) 測定記録（電気抵抗値、水温等）
- (2) 検層図
- (3) 流動層の考察判定
- (4) その他

第6節 孔内載荷試験

第4－17条（目的）

この試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求め、地層の変位量によりその力学的性質を調査するものである。

第4－18条（調査方法）

試験方法及び装置は、JGS1421（孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメーター試験】）に準拠して行うものとする。

- 2 各孔は、測定に先立ち洗浄を行う。ただし、洗浄することで孔内を乱すおそれがある場合は、監督員と協議するものとする。
- 3 装置は、調査目的及び地層に応じたものを使用するものとする。

第4－19条 (成果物)

成果物は、次のとおりとする。

- (1) 測定記録
- (2) 圧力－変位曲線
- (3) K値及び変形係数E値
- (4) その他

第7節 地中歪計の設置観測

第4－20条 (目的)

この調査は、地すべり運動にともなうボーリング孔の孔曲がりを測定し、地すべり面深度および地すべり運動の状況を把握することを目的に行い、調査結果は、農地地すべり防災対策の計画作成等に利用される。

第4－21条 (調査方法)

ゲージの設置は、設計図書によるものとし、その装着にあたっては漏電、湿気等のないよう十分注意し、かつ計数値を順逆とも、 $8,000 \times 10^{-6} \sim 12,000 \times 10^{-6}$ の間に調整されたものを使用することとする。

なお、ゲージは工場で装着されたものを用い、現地において装着してはならない。

- 2 リード線は4心平行リボン線を使用し、硬質塩化ビニールパイプの外側に配線して、ビニールテープで固定するものとする。
- 3 中継塩化ビニールパイプの規格は、設計図書によるものとし、径5mm以上の穴を10～20cm間隔千鳥状にパイプ4方に穿ったものとする。また、パイプは、地表面上に50cm以上出し、パイプ挿入後、孔壁とパイプの間の隙間は砂で充填するものとする。
- 4 歪計は、埋設前と埋設後にそれぞれ順逆で測定し、その計数値を記録する。
なお、埋設前の測定で計数値が、 $8,000 \times 10^{-6} \sim 12,000 \times 10^{-6}$ の範囲を超えた場合、測定器の指針が一定値を示さない場合は、ただちに歪計を交換するものとする。
 - (1) 削孔後、歪計用パイプはただちに挿入する。
 - (2) パイプとパイプの接続はソケットを用い、ネジ止めボルトは使用せず接着剤を用いる。
 - (3) パイプに貼りつけてあるストレンゲージが同一面に、上部から下部まで直線となるように接続しなければならない。
 - (4) ボーリング孔内で、2ゲージ法ではストレンゲージの応力面が地すべり運動に垂直に受けるよう設置する。
 - (5) 挿入のときは、測定パイプに電線をビニールテープで巻きつけて深層部に設置するパイプから順次接続しながら挿入してゆく。

(6) 静ヒズミ指示計は使用前にその電圧をチェックする。

第4－22条 (成果物)

成果物は、次のとおりとする。

(1) 測定結果表

(2) 構造断面図

(3) 調査経過等のカラー写真（内容は第2－3条に準ずる。）

第8節 孔内傾斜計

第4－23条 (目的)

孔内傾斜計による調査は、地中に埋設したケーシングの傾斜角を測定し、すべり面の位置及び移動方向と移動量を把握することを目的に行い、調査結果は、農地地すべり防災対策の計画作成等に利用される。

第4－24条 (調査方法)

不動層地質を3m以上確保し、通常86mm以上の孔径でボーリングする。

2 孔内に溝付きのケーシングパイプを挿入し、パイプと孔壁の間をグラウトで十分充填する。

3 グラウトが十分硬化した後初期値を取る。

4 測定はケーシングパイプに沿って、傾斜計を内蔵したプローブを降下し、通常50cmごとに昇降させながら、パイプの傾きを地表の指示針により傾き量を読み取る。

5 測定は地すべり測線に平行する方向とそれに直交する方向について測定し、すべりの平面的変位方向及び変位量を求める。

6 地すべりの進行状況は、測定値と初期値の差を求め、それを継続的に並べて検討する。

第4－25条 (成果物)

成果物は、次のとおりとする。

(1) 測定結果表

(2) 構造断面図

(3) 調査経過等のカラー写真（内容は第2－3条に準ずる。）

第5章 サウンディング

第1節 概要

第5－1条 (目的)

サウンディングは、ロッドに付けた抵抗体を地中に挿入し、貫入、回転、引き抜き等の抵抗から地層の性状を調査するものである。

第2節 標準貫入試験

第5－2条 (目的)

この試験は、原位置における土の硬軟、締まり具合の判定、及び土層構成を把握するための試料を採取することを目的とする。

第5－3条 (試験方法)

試験方法及び器具は、JIS A 1219（標準貫入試験方法）によるものとする。

- 2 試験の開始深度は、設計図書によるものとする。また、その後の試験深度は、原則として深度1mごとに行うものとする。
- 3 打込完了後ロッドは、1回転以上回転させてからサンプラーを静かに引き上げなければならない。
- 4 サンプラーの内容物は、スライムの有無を確認して採取長さを測定し、土質、色調、状態、混入物等を記録した後、保存しなければならない。

第5－4条 (成果物)

試験結果及び保存用資料は、JIS A 1219（標準貫入試験方法）に従って整理し提供するものとする。

第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験

第5－5条 (目的)

この試験は、軟弱地盤の原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合又は土層の構成を判定するために行うものである。

第5－6条 (試験方法)

試験方法及び器具は、JIS A 1220（オランダ式二重管コーン貫入試験方法）によるものとする。

- 2 先端抵抗測定中及び外管圧入中に貫入抵抗が著しく変化する場合には、その深度においても測定する。
- 3 試験中、目的の深度まで達する前に、礫などにあたり試験が不可能となった場合は監督員と協議するものとする。

第5－7条 (成果物)

成果物は、次のとおりとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用して JIS A 1220（オランダ式二重管コーン貫入試験方法）に準拠して整理する。

第4節 ポータブルコーン貫入試験

第5－8条 (目的)

この試験は、人力により浅い軟弱地盤の原位置における土の静的貫入抵抗を測定

し、土層の硬軟、締まり具合を判定するために行うものである。

第5－9条 (試験方法)

試験方法及び器具は、JGS1431（ポータブルコーン貫入試験）によるものとし、試験器は単管式のポータブルコーンペネトロメーターとする。

- 2 貫入方法は、人力による静的連続圧入方式で貫入抵抗を深さ10cmごとに測定し、そのときの貫入速度は、1cm/secを標準とする。
- 3 予定深度に達しない場合で試験が不可能となった場合は、位置を変えて再度試験を行うものとする。
- 4 単管式コーンペネトロメーターの計測深さは、原則として3mまでとする。

第5－10条 (成果物)

成果物は、次のとおりとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 深度と静的貫入抵抗 q_c の関係
- (3) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用して JGS1431（ポータブルコーン貫入試験）に準拠して整理する。

第5節 スウェーデン式サウンディング試験

第5－11条 (目的)

この試験は、深さ10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合又は土層の構成を判定するために行うものである。

第5－12条 (試験方法)

試験方法及び器具は、JIS A 1221（スウェーデン式サウンディング試験方法）によるものとする。

- 2 試験中、スクリューポイントの抵抗と貫入中の摩擦音等により土質の推定が可能な場合は、土質名とその深度を記録するものとする。
- 3 試験中、目的の深度まで達する前に、礫などにあたり試験が不可能となった場合は監督員と協議するものとする。
- 4 試験終了後、地下水が認められた場合は、可能な限り水位を測定し記録しなければならない。

第5－13条 (成果物)

成果物は、次のとおりとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 土質又は地質断面図（着色を含む）、その他各種図面類
- (3) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用して JIS A 1221（スウェーデン式サウンディング試験方法）に準拠して整理する。

第6節 簡易動的コーン貫入試験

第5－14条 (目的)

この試験は、斜面や平地における地盤表層部の動的な貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは支持力を判定することを目的とする。

第5－15条 (試験方法)

試験方法及び器具は、JGS1433(簡易動的コーン貫入試験方法)によるものとする。

- 2 貫入方法は鋼製ハンマーを自由落下させる方法とする。
- 3 コーンに付着した土の観察、ロッドに付着した地下水位の状況、傾斜地作業では斜面の傾斜角度をできるかぎり記録するものとする。
- 4 試験中、目的の深度に達する前に礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督員と協議するものとする。

第5－16条 (成果物)

成果物は、次のとおりとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用してJGS1433(簡易動的コーン貫入試験方法)に準拠して整理する。

第6章 サンプリング

第1節 概要

第6－1条 (目的)

サンプリングは、観察と保管を目的とする標本用試料及び土質試験を目的とする試験用試料の採取を目的とする。

第2節 標本用試料

第6－2条 (試料作製)

標本用試料の採取位置及び数量は、設計図書又は監督員の指示によるものとする。

- 2 試料は、含水量が変化しないような容器に入れ密封し、必要事項を記入したラベルを添付するものとする。

なお、ラベルの様式は、下記を標準とする。

調査名	
地点番号	NO. 号 番
採取深度	m ~ m
土質名	
打撃回数 (N値)	
採取月日	年 月 日
採取者名	

第3節 土質試験用試料（乱れた試料）

第6-3条（試料採取）

試料は、原則として地盤を構成する地層が変化するごとに採取するものとする。

ただし、同一地層が連続する場合、その他特別な場合は、設計図書又は監督員の指示によるものとする。

2 亂れた試料の採取は、含水量が変化しないようにして標本箱又はビニール袋等に密封しておかなければならない。

なお、ビニール袋を用いる場合は、袋内に極力空気が残らないようにしなければならない。

第4節 土質試験用試料（乱れの少ない試料）

第6-4条（目的）

乱れの少ない試料のサンプリングは、室内試験に供する試料を、原位置における性状をより乱れの少ない状態で採取することを目的とする。

第6-5条（試料採取）

採取位置は、設計図書又は監督員の指示によるものとする。

2 採取方法については、土質及び調査目的に適したサンプラーを選定し、事前に監督員の承諾を受けなければならない。

3 シンウォールサンプリングは、軟弱な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については JGS1221（固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法）に準拠して行うものとする。

4 デニソンサンプリングは、中程度の硬質な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については JGS1222（ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法）に準拠して行うものとする。

5 トリプルサンプリングは、硬質の粘性土、砂質土の試料を採取するもので、採取

方法及び器具については JGS1223（ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法）に準拠して行うものとする。

第6－6条 (試料の取扱い)

受託者は、採取した試料に、振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないように取り扱いに注意するものとする。ただし、凍結などが必要な場合は、監督員と協議するものとする。

- 2 受託者は、採取した試料をすみやかに所定の試験室に運搬するものとする。
- 3 受託者は、採取した試料を運搬する際には、衝動及び振動を与えないようフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬するものとする。

第7章 解析等調査業務

第7－1条 (目的)

解析等調査業務は、調査地周辺に関する既存試料の収集及び現地調査を実施し、地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質・土質に関する総合的な解析とりまとめを行うことを目的とする。

- 2 適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり等を除くものとする。

第7－2条 (業務内容)

解析等調査業務の内容は、次の各号に掲げる事項によるものとする。

- 1 既存資料の収集・現地調査
 - (1) 関係文献等の収集と検討。
 - (2) 調査地周辺の現地調査。
- 2 資料整理とりまとめ
 - (1) 各種計測結果の評価及び考察。
 - (2) 異常データのチェック。
 - (3) 試料の観察。
 - (4) ボーリング柱状図の作成。
- 3 断面図等の作成
 - (1) 地層及び土性の判定。
 - (2) 土質又は地質断面図の作成。なお、断面図は着色するものとする。
- 4 総合解析とりまとめ
 - (1) 調査地周辺の地形・地質の検討。
 - (2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定。
 - (3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定。
 - (4) 地盤の透水性の検討。（現場透水試験や粒度試験等が実施されている場合）
 - (5) 調査結果に基づく基礎形式の検討。（具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討）
 - (6) 設計・施工上の留意点。（特に、盛土や切土を行う場合の留意点の検討）

第7－3条 成果物

成果物は、現地調査結果、ボーリング柱状図、土質又は地質断面図及び業務内容の検討結果を報告書としてとりまとめ提出するものとする。

第8章 物理探査

第1節 概 要

第8－1条 (目的)

物理探査（地表探査法）は、地震波、音波、重力、電気、磁気、放射能、温度等を媒介として地下の地質構造、地層の物理性等を調査、検討するものである。

第2節 弹性波探査

第8－2条 (調査方法)

探査は、火薬の爆発等によって発生する弾性波を測定するものとし、測線位置、延長及び探査深度は、設計図書による。

- 2 探査に先立ち測線全線を踏査する等地質構造の概略を察知しておかなければならない。
- 3 探査方法は原則として屈折法とし、受振点間隔は5mを標準とする。
- 4 爆発点の間隔は、設計図書によるが1つの受振器に少なくとも5回以上の地震波を受けるようにしなければならない。又、崖の上、大きな岩石の近傍、極端な地形の変化点等は避けなければならない。
- 5 弹性波探査装置は、原則として24成分のものを使用するものとする。
- 6 測線の両端、爆発点及び測点には、木杭等により位置を明示し、かつ、亡失しないように努めなければならない。
- 7 観測の前に計器の調整、ビックアップの固定、爆発符号の確認を行うものとする。
- 8 1つの展開が終わり次の展開に移る時には、測点を1点以上重複させるものとする。
- 9 観測は、必ず往復観測をするものとする。
- 10 火薬、雷管等の取扱いに当たっては、特に関係諸法規を遵守して安全に万全を期さなければならない。
- 11 爆発効果、ノイズの大小を考慮した火薬量を使用するものとする。
- 12 爆発孔は、調査終了後完全に埋戻しておくものとする。
- 13 隣接した2点以上の測点で欠測した場合は、再測定を行うものとする。
- 14 作業期間中は常に測定記録を点検し、不良の場合は速やかに再測定を行わなければならない。

第8－3条 (成果物)

成果物は、次のとおりとする。

- (1) 測定記録（記録用紙には地区名、日時、番号、爆発点、受振器の設置区間、ダ

イナマイト量、天候等を記入する。)

(2) 測線位置図、測線別速度断面図、走時曲線図

(3) 計算書及び解析報告書

なお、報告書には次の事項も整理しておくものとする。

- ① 記録（オッシログラフ）
- ② 記録の読み取り
- ③ 読取値の補正
- ④ 計算法及び計算経過
- ⑤ 作業経過のカラー写真等
- ⑥ その他

第3節 電気探査

第8－4条 （調査方法）

探査に先立ち測線全線を踏査し、露頭により、地質層序、固有比抵抗値等の概略を察知しておかなければならない。

2 電気探査装置は、必要に応じた性能を持つものを用いることとし、測線、電極の配列は、次の各号に掲げる事項によるものとする。

- (1) 測線の位置、数、測点間隔は、調査の目的、探査対象の種類、大きさ、深度、地形、地質等を十分に検討した上で決定するものとする。
- (2) 電極配置は、特に定めがない限りウエンナー法（4極法）又はシュランベルジヤー法（4極法）によるが、使用に先立ち監督員の承諾を得るものとする。
- (3) 測線方向は、地形的に凹凸のある所や局部的に異物を埋設する箇所は避けなければならない。
- (4) 測点を中心として地形、地質ともなるべく対称が保てる位置とする。
- (5) 測点は、杭等により位置を明確にしておくものとする。

3 記録に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) その日の天候の他、前日の降雨の有無についても記入する。
- (2) 測線方向を測定し記入する。
- (3) 地形に異常のある場合、又は障害により測線を曲げた場合は、その状況を記入する。
- (4) 同一地点を2回測定した場合は、2回分とも記入し、両対数方眼紙にプロットの上、スムーズカーブに近い値を取る。

4 電極の接地に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 磯が多い所や、地表の固い所は接地面積を大きくするため電極を2本又は太いものにするか、土盛りして注水する。
- (2) 測線下に障害があり接地困難の時は、測線と直角方向に電極を若干移動しながら接地の良い場所を探して電極を設置するものとする。
- (3) 地形の傾斜方向に測線をはる場合、各電極は、傾斜面に対して直角に設置する。
- (4) 水田や小川（ただし、水深50cm以内）に電極を設置する場合は、電極棒を横だおしにしておくだけでもよいが、その方向は測線に直角とする。

- (5) 非分極電極を用いる場合は、接地に十分注意する。
- (6) 測定用のコードは、十分に強度があり絶縁したものを用いる。

5 測定中は、次の事項に注意しなければならない。

- (1) 測定中の天候変化による地表の電気的特性の急変等、測定条件の変化を避けるため、測定はできるだけ短時間に行う。
- (2) 測定値は、ただちに記録するとともに係数を乗じて ρ を算出し方眼紙上にプロットする。そして ρ の値に不連続な点があれば再測定を行いスムーズカーブに近い値を採用する。
- (3) ダイヤルのタップを切替える場合は、3点、2とおりのタップで測定する。

第8－5条 (解析方法)

解析方法は、特に定めがない限り次によるものとする。

- (1) 比抵抗値の解析は、標準曲線法、地層境界の解析は、標準曲線法と直視法等を併用して行うものとする。
- (2) 付近に露頭がある場合は、その地質の固有比抵抗値を測定し、また、ボーリング資料がある場合は、その柱状図を参考にして解析を行うものとする。

第8－6条 (成果物)

成果物は、次のとおりとする。

- (1) 測定位置図、 $\rho \sim a$ 曲線（柱状図、層比抵抗値を併記する。）、比抵抗断面図
- (2) 解析結果は、一覧表にまとめ地層との対比等について考察を行うものとする。
- (3) 作業経過のカラー写真等
- (4) その他

第9章 (試掘坑)

第9－1条 (目的)

試掘は、試掘地点の地質の状況等を直接観察、調査するとともに試料採取及び原位置試験を行うためのものである。

第9－2条 (調査方法)

試掘坑の断面及び延長は、設計図書によるものとする。

- 2 掘削に当たり坑内の崩壊のおそれのあるところは、支保工等により作業の安全を期すものとする。
- 3 原則として、1/100の縮尺により地質展開図を作成するものとする。

第9－3条 (試験等)

この試掘坑を利用して行う試験等については、設計図書によるものとする。

第9－4条 (成果物)

成果物は、次のとおりとする。

- (1) 地質展開図
- (2) 地質の状況（種類、走向、傾斜、岩級区分、掘削の難易、地下水位、礫混入状況、風化の程度、岩盤亀裂状況、湧水量等）
- (3) 地すべり調査に当たっては、地すべり面、粘土の厚さ、含水の状況、察痕の有無、地すべり面の方向等
- (4) 試験及び写真撮影位置を図示した図面
- (5) 作業経過及び坑内のカラー写真等
- (6) その他

第10章 試掘井、揚水試験

第1節 試掘井

第10-1条（目的）

試掘井は、各種探査で推定された水文地質環境を実証し、可採水量を算出するために行う。

第10-2条（調査方法）

試掘井（揚水井、観測井）の位置、深度、孔径及び数量は、設計図書によるものとする。

- 2 使用する機械は、コア、スライムができるだけ多く採取することができるものを用いるものとする。
- 3 掘削に当たって、孔口はケーシングし、やむを得ない場合に限り、泥水を使用するものとする。セメンティションを行う場合は、監督員の承諾を得なければならない。
- 4 掘削中は、地層の変化に十分留意しなければならない。また、粘土と礫が混在しているような場合は、礫ばかりでなく、礫間を充填している粘土の採取にも努めるものとする。
- 5 毎日、掘削開始前と作業終了時に孔内水位を測定するものとする。
- 6 事故等で作業の継続が不可能になった場合は、速やかに監督員に連絡し、その処理について指示を受けなければならない。
- 7 掘削中は、地質の種類、深度、層厚、色調、硬さ、孔内水位の変動、使用ビットの種類、その他地層の判定に役立つ事項を必要に応じて記録するものとする。
- 8 掘削完了後、次の検層を行うものとする。
 - (1) 電気抵抗値測定（電極間隔は0.5m、1.0mのそれぞれについて深度0.5mごと又は連続記録で行う。）
 - (2) 自然電位測定（深度0.5mごと又は連続記録で行う。）
 - (3) 水温測定（深度0.5mごと又は連続記録で行う。）
- 9 検層完了後、その結果を監督員に報告し、スクリーンの設置深度、数量について指示を受けるものとする。

10 ケーシングパイプ及びスクリーン加工パイプの挿入は、仕様書等によるものとする。

第2節 揚水試験

第10-3条 (調査方法)

ケーシング完了後、監督員の承諾した揚水ポンプを設置し、清水になるまで十分に洗浄を行わなければならない。

- 2 揚水量は、主に三角堰により測定する。また、三角堰から越流した水が井戸に逆流しないように排水施設を整えるものとする。
- 3 洗浄完了後12時間以上経過したのち予備揚水試験を行う。予備揚水時間は、浅井戸においては、7時間以上揚水ののち2時間の回復水位を測定し、12時間以上経過ののち本揚水試験を行う。また、深井戸における予備揚水時間は、7時間以上とし2時間の回復水位を測定し、24時間以上経過ののち本試験を行うものとする。
- 4 本試験は、次により行うものとする。

- (1) 浅井戸における揚水試験は、連続揚水試験法（以下「連続」という。）で行い、揚水時間は、12時間以上とし、のち12時間の回復水位を測定する。また、深井戸における揚水試験は、段階揚水試験法（以下「段階」という。）及び連続で行うものとし、その揚水時間は段階については、往に6時間以上、復に6時間以上とし、2時間の回復水位を測定する。こののち24時間以上経過ののち連続を行う。連続の揚水時間は、12時間以上とし、のち12時間の回復水位を測定する。
 - (2) 段階は、揚水量を段階的に変化させて、1これに対応する地下水位の安定状態を測定する。
 - (3) 連続は、揚水量を一定にして地下水位を変化させ、揚水停止後の地下水位の回復状態を測定する。
 - (4) 段階は、少なくとも揚水量を5段階以上変化させて行う。
なお、各段階ごとの揚水時間は2時間以上とする。
 - (5) 段階での揚水量、水位の測定は、原則として、少量の揚水から始め漸次水量を増加させ、回復水位は、正確にこの逆をとる。得られた水位変化曲線は、縦軸に水位を横軸に経過時間をとる。
 - (6) 段階完了後、水位の回復をまって12時間一定量を連続揚水し、水位、水量を測定する。
 - (7) 連続の揚水量は、段階の結果から監督員が指示する。
- 5 揚水水位及び三角堰越流深は、原則としてmm単位まで測定するものとする。
 - 6 観測時間の間隔は、段階、連続とも特に定めがない限り次のとおりとする。

観測の種類	経過時間	最初の5分	1時間	つづく 2時間	以降
	揚水量	5分おき		20分おき	1時間おき
水位	揚水井	30秒おき	5分おき	20分おき	1時間おき
	観測井	—	5分おき	20分おき	1時間おき

7 回復水位の測定は、上表の経過時間を揚水停止後のものとして実施する。

8 揚水試験の結果から、次の各方法によって水理定数を算定する。

(1) 曲線一致法(タイスの方法)

(2) $s - \log(t/r^2)$ プロットによる直線勾配法(ヤコブの方法)

(3) $s - \log r$ プロットによる直線勾配法(ティームの方法)

(4) 回復式による方法

(5) その他監督員の指示する方法

9 算出すべき水理定数は次のとおりとする。

(1) 透水係数 k (cm/sec 又は m/day)

(2) 透水量係数 T (cm^2/sec 又は m^3/day)

(3) 貯留係数 S

(4) その他

第10-4条 (水質試験)

約2L水を採取し、有資格の研究所又は機関において水質試験を行うものとする。

なお、水質試験項目は設計図書によるものとする。

第3節 成果物

第10-5条 (成果物)

成果物は、次のとおりとする。

(1) 地質柱状図

(2) 検層測定表(比抵抗値、自然電位、水温等)、検層図

(3) 揚水試験記録表、水位変動図、水理定数計算書

(4) 水質試験成績書

(5) 標本用試料

(6) 試験経過及び試料のカラー写真等

(7) その他

第11章 土質試験

第11-1条 (試験法)

採取された試料の土質試験は、特に定めがない限り次によるものとし、併せて「地盤材料試験法」等を参考にするものとする。

(1) 土質試験のための乱した土の試料調製	JIS A 1201
(2) 土粒子の密度試験方法	JIS A 1202
(3) 土の含水比試験方法	JIS A 1203
(4) 土の粒度試験方法	JIS A 1204
(5) 土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A 1205
(6) 土の収縮定数試験方法	JIS A 1209
(7) 突固めによる土の締固め試験方法	JIS A 1210
(8) CBR試験方法	JIS A 1211
(9) 土懸濁液のpH試験方法	JGS O 211
(10) 土の有機炭素含有量試験方法	JGS O 231
(11) 砂置換法による土の密度試験方法	JIS A 1214
(12) 土の一軸圧縮試験方法	JIS A 1216
(13) 土の段階載荷による圧密試験方法	JIS A 1217
(14) 土の透水試験方法	JIS A 1218
(15) 土の一面せん断試験方法	「地盤材料試験法」
(16) 土の三軸圧縮試験方法	JGS O 521～O 524

第11-2条 (成果物)

成果物は、次のとおりとする。

- (1) 土質試験結果一覧表
- (2) 試験経過のカラー写真等
- (3) その他

第12章 岩石試験

第12-1条 (試験法)

採取された試料の岩石試験は、特に定めがない限り次によるものとし、併せて「地盤材料試験法」等を参考にするものとする。

(1) 粗骨材の密度及び吸水率試験方法	JIS A 1110
(2) 岩石の圧縮強さ試験方法	JIS M 0302
(3) 岩石の引張強さ試験方法	JIS M 0303
(4) 岩石の強さ試験用試料の採取方法及び試験片の作製方法	JIS M 0301
(5) 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験方法	JIS A 1122
(6) 粗骨材のすりへり試験方法	JIS A 1121

第12-2条 (成果物)

成果物は、次のとおりとする。

- (1) 岩石試験結果一覧表
- (2) 試験経過のカラー写真等
- (3) その他

測量業務共通仕様書

測量業務共通仕様書目次

第 1 条	(適用)	56
第 2 条	(作業実施)	56
第 3 条	(用語の定義)	56
第 4 条	(受託者、委託者の責務)	58
第 5 条	(業務の着手)	58
第 6 条	(設計図書の支給及び点検)	58
第 7 条	(監督員)	59
第 8 条	(管理技術者)	59
第 9 条	(主任技術者)	59
第 10 条	(担当技術者)	60
第 11 条	(提出書類)	60
第 12 条	(打合せ等)	60
第 13 条	(業務計画書)	61
第 14 条	(資料の貸与及び返却)	61
第 15 条	(関係官公庁への手続き等)	62
第 16 条	(地元関係者との交渉等)	62
第 17 条	(土地への立入り等)	62
第 18 条	(成果等の点検)	63
第 19 条	(成果物の提出)	63
第 20 条	(関連法令及び条例の遵守)	63
第 21 条	(検査)	63
第 22 条	(修補)	64
第 23 条	(条件変更等)	64
第 24 条	(契約変更等)	64
第 25 条	(履行期間の変更)	65
第 26 条	(一時中止)	65
第 27 条	(委託者の賠償責任)	65
第 28 条	(受託者の賠償責任)	66
第 29 条	(部分使用)	66
第 30 条	(再委託等)	66
第 31 条	(成果物の使用等)	66
第 32 条	(守秘義務)	67
第 33 条	(個人情報の取扱い)	67
第 34 条	(安全等の確保)	69
第 35 条	(臨機の措置)	69
第 36 条	(履行報告)	70
第 37 条	(屋外で作業を行う時期及び時間の変更)	70
第 38 条	(行政情報流出防止対策の強化)	70
第 39 条	(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)	71
第 40 条	(保険加入の義務)	72
第 41 条	(調査・試験に関する協力)	72

測量業務共通仕様書

第1条 (適用)

測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、熊本県農林水産部が実施する農業農村整備事業の測量業務及びこれに類する業務（以下「測量業務等」という。）を実施する場合、約款及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

- 2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受託者は、監督員に確認して指示を受けなければならない。
- 4 現場技術業務、設計業務及び地質・土質調査等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。
- 5 本業務において使用する計量単位については、国際単位系（S I）によるものとする。

第2条 (作業実施)

測量業務等は、熊本県農林水産部の定める「熊本県土地改良事業測量作業規程（令和3年2月25日付け承認番号国国地第121号）」（以下「測量作業規程」という。）により実施するものとする。

第3条 (用語の定義)

- 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 「委託者」とは、熊本県知事又はその職務代理者をいう。
 - (2) 「受託者」とは、測量業務等の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
 - (3) 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受託者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、約款第9条第1項に規定する者をいう。
 - (4) 「検査員」とは、測量業務等の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、約款第33条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
 - (5) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、約款第10条第1項の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。
 - (6) 「主任技術者」とは、測量作業を円滑かつ確実に実行するため、作業計画の立案、工程管理及び精度管理を統括する者で、測量作業規程第8条の規程に基づき受託者が定めた者をいう。
 - (7) 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当するもので、受託者が定めた者をいう。

- (8) 「契約図書」とは、約款及び設計図書をいう。
- (9) 「約款」とは、「熊本県公共工事関係業務委託契約約款」（令和2年（2020年）3月31日告示第281号）をいう。
- (10) 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、質問回答書をいう。
- (11) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸条件を含む）を総称していう。
- (12) 「共通仕様書」とは、測量業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- (13) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該測量業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (14) 「数量総括表」とは、測量業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- (15) 「質問回答書」とは、入札等参加者からの質問書に対して、委託者が回答する書面をいう。
- (16) 「図面」とは、入札等に際して委託者が交付した図面及び委託者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- (17) 「指示」とは、監督員が受託者に対し、測量業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (18) 「請求」とは、委託者又は受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して、相手方に書面をもって行為あるいは同意を求めるることをいう。
- (19) 「通知」とは、委託者又は監督員が受託者に対し、又は受託者が委託者又は監督員に対し、測量業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (20) 「報告」とは、受託者が監督員に対し、測量業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (21) 「申し出」とは、受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して、委託者に対して書面をもって同意を求めるることをいう。
- (22) 「承諾」とは、受託者が監督員に対し、書面で申し出た測量業務等の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (23) 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- (24) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (25) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (26) 「提出」とは、受託者が監督員に対し、測量業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (27) 「提示」とは、受託者が監督員又は検査員に対し業務に関わる書面または他の資料を示し、説明することをいう。
- (28) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

なお、電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。

- (29) 「成果物」とは、受託者が契約図書に基づき履行した測量業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。
- (30) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が測量業務等の完了を確認することをいう。
- (31) 「打合せ」とは、測量業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (32) 「修補」とは、委託者が検査時に受託者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受託者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (33) 「協力者」とは、受託者が測量業務等の遂行に当たって、再委託等する者をいう。
- (34) 「使用人等」とは、協力者又はその代理人、もしくはその使用人その他これに準ずるものという。
- (35) 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を確認することをいう。
- (36) 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が指示した処理内容・回答に対して、受託者が理解して承認することをいう。
- (37) 「受理」とは、契約図書に基づき、受託者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第4条 (受託者、委託者の責務)

受託者は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に發揮しなければならない。

受託者及び委託者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

第5条 (業務の着手)

受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に測量業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が測量業務等の実施のため監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

第6条 (設計図書の支給及び点検)

受託者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合は、受託者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。

- 2 受託者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合には、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督員は、必要と認めた場合には、受託者に対し、図面又は詳細図面等を無償で貸与又は追加支給するものとする。

第7条 (監督員)

- 委託者は、測量業務等における監督員を定め、受託者に通知するものとする。
- 2 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 約款の規定に基づく監督員の権限は、約款第9条第2項に規定した事項である。
各監督員の業務は、原則として下記のとおりとする。
- ・総括監督員：監督業務に関する総括及び主任監督員、監督員への指揮監督
 - ・主任監督員：指示、承諾、協議等の処理
 - ・(一般) 監督員：指示、承諾、協議等のうち軽微なもの処理
- 4 監督員は、その権限を行使する場合には、書面により行うものとする。
ただし、緊急を要する場合、監督員が受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者は、その指示等に従わなければならぬ。監督員は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受託者にその内容を通知するものとする。

第8条 (管理技術者)

- 受託者は、測量業務等における管理技術者を定め、委託者に通知しなければならない。
- 2 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行わなければならない。
- 3 管理技術者は、測量業務等の履行に当たり、測量士の有資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有するもので日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 4 管理技術者に委任できる権限は、約款第10条第2項に規定した事項とする。
ただし、受託者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、委託者に書面をもって報告しなければならず、その報告がない限り、管理技術者は受託者の一切の権限（約款第10号第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ、委託者及び監督員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- 5 管理技術者は、監督員が指示する関連のある測量業務等の受託者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 6 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受託者は委託者の承諾を得なければならない。

第9条 (主任技術者)

- 受託者は、業務の実施に当たって主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。
- 2 主任技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者でなければならない。
- 3 主任技術者は、契約図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

- 4 主任技術者は、管理技術者を兼ねることができる。

第 10 条 (担当技術者)

- 受託者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）
- 2 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。
 - 3 担当技術者は、契約図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
 - 4 担当技術者は、管理技術者、主任技術者を兼ねることができる。

第 11 条 (提出書類)

- 受託者は、委託者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て委託者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類等は除く。
- 2 受託者が委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
 - 3 受託者は、業務委託料が 100 万円以上の業務については、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、監督員の確認を受けた後、登録機関に土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く下記期間内に登録申請のうえ、AGRIS 上において監督職員の承認を受けなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受託者の負担とする。

- ①当初契約時：契約後 10 日以内
 - ②登録内容変更時：変更があった日から 10 日以内
 - ③業務完了時：業務完了後 10 日以内
- 訂正時の登録は適宜行うものとする。

第 12 条 (打合せ等)

測量業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者等と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打合せ記録書に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を使用し、相互に確認した内容については、必要に応じて打合せ記録書を作成するものとする。

- 2 管理技術者等と監督員は、測量業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて打合せを行うものとし、その結果について受託者が打合せ記録書に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 管理技術者等は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。

4 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。

5 監督員及び受託者は、「ワンデーレスpons」^{*}に努める。

※ ワンデーレスponsとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

6 測量業務等は、Wiークリースタンスの対象であるため、「農林水産部が発注する設計業務等におけるWiークリースタンス実施要領」に基づき、委託者・受託者の協力のもと取り組むものとする。

第13条（業務計画書）

受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務場所
- (2) 業務内容及び方法
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果物の品質を確保するための計画
- (7) 成果物の内容、部数
- (8) 連絡体制（緊急時含む）
- (9) 安全等の確保
- (10) 使用機器の種類、名称及び性能
- (11) その他

なお、(2) 業務内容及び方法又は(11) その他には、第34条（安全等の確保）、第33条（個人情報の取扱い）及び第38条（行政情報流出防止対策の強化）に関する事項も含めるものとする。

土地への立入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。

なお、受託者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合には、定められた内容に基づいた照査計画を作成し記載するものとする。

3 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4 受託者は、監督員が指示した事項については、さらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第14条（資料の貸与及び返却）

監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受託者に貸与するものとする。

2 受託者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合には、ただち

に監督員に返却しなければならない。

- 3 受託者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い紛失又は損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復しなければならない。
- 4 受託者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

第 15 条 (関係官公庁への手続き等)

受託者は、測量業務等の実施に当たっては、委託者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受託者は、測量業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行なわなければならない。

- 2 受託者は、関係官公庁等から交渉を受けた場合には、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議しなければならない。
- 3 受託者は、測量法第十四条（実施の公示）、第二十一条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第二十三条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第三十七条（公共測量の表示等）、第四十条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し監督職員に提出しなければならない。また、規程第14条に基づく測量成果の検定を行い、測量法第40条に基づき、公共測量の測量成果を国土地理院に提出作業を行う。

第 16 条 (地元関係者との交渉等)

約款第13条に定める地元関係者への説明、交渉等は、委託者又は監督員が行うものとするが、受託者は、監督員の指示がある場合には、これに協力しなければならない。これらの交渉に当たり受託者は、地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

- 2 受託者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
 - 3 受託者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受託者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により隨時、監督員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。
 - 4 受託者は、測量業務等の実施中に委託者が地元協議等を行い、その結果を作業条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録を作成しなければならない。
 - 5 受託者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要が生じた場合には、指示に基づいて変更しなければならない。
- なお、変更に要する期間及び経費は、委託者と協議のうえ定めるものとする。

第 17 条 (土地への立入り等)

受託者は、屋外で行う測量業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立

入る場合には、約款第14条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち測量業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。

なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。

2 受託者は、測量業務等実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者又は占有者の許可は委託者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は受託者は、これに協力しなければならない。

3 受託者は、前項の場合において損失のため生じた必要経費の負担については、設計図書に示すほかは監督員と協議により定めるものとする。

4 受託者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受託者は、立入り作業完了後10日以内に身分証明書を委託者に返却しなければならない。

第18条（成果等の点検）

受託者は、観測、計算簿等の点検した箇所には、赤色の検付を付し、点検者の氏名及び点検年月日を記入するものとする。

第19条（成果物の提出）

受託者は、測量業務等が完了した場合には、設計図書に示す成果物を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けなければならない。

2 受託者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示に対して同意した場合には、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。

3 成果物は、原則として「熊本県電子納品運用ガイドライン」に基づいた電子データにより提出するものとする。

熊本県電子納品運用ガイドラインの適用基準に定める各要領・基準（案）等に記載がない項目については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。

第20条（関連法令及び条例の遵守）

受託者は、測量業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第21条（検査）

受託者は、約款第33条第1項の規定に基づき、業務完了通知書を委託者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、監督員に提出していかなければならない。

- 2 委託者は、測量業務等の検査に先立って受託者に対して、検査日を通知するものとする。この場合、受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に直接要する費用は受託者の負担とする。
- 3 検査員は、監督員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を書類、記録及び写真等により行うものとする。
 - (1) 測量業務等成果物の検査
 - (2) 測量業務等管理状況の検査

計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。
なお、電子納品の検査時の対応については、「熊本県電子納品運用ガイドライン」に基づくものとする。

第 22 条 (修補)

- 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受託者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 2 受託者は、検査員が指示した期間内に修補を完了しなければならない。
 - 3 検査員が修補の指示をした場合、修補の完了の確認は、検査員の指示に従うものとする。
 - 4 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、委託者は約款第 33 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受託者に通知するものとする。

第 23 条 (条件変更等)

- 約款第 19 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、約款第 31 条第 1 項に規定する天災その他の不可抗力による場合の他、委託者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
- 2 監督員が受託者に対して約款第 19 条、第 20 条及び第 22 条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

第 24 条 (契約変更)

- 委託者は、次の各号に掲げる場合において、測量等業務の委託契約の変更を行うものとする。
- (1) 業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督員と受託者が協議し、測量業務等施行上必要があると認められる場合
 - (4) 約款第 32 条の規定に基づき、委託料の変更に代える設計図書の変更を行う場合
- 2 委託者は、前項の場合において、変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第 23 条の規定に基づき、監督員が受託者に指示した事項
 - (2) 測量業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項

(3) その他、委託者又は監督員と受託者との協議で決定された事項

第 25 条 (履行期間の変更)

委託者は、受託者に対して測量業務等の変更の指示を行う場合には、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。

- 2 委託者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量業務等の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更は行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- 3 受託者は、約款第24条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を委託者に提出しなければならない。
- 4 約款第25条に基づき委託者の請求により履行期間を短縮した場合には、受託者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第 26 条 (一時中止)

委託者は、約款第21条第1項の規定により、次の各号に該当する場合には、受託者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という）による測量業務等の中止については、第35条（臨機の措置）条の規程に基づき、受託者は適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の測量業務等の進捗が遅れたため、測量業務等の続行を不適当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により測量業務等の続行が不適当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により測量業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受託者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、委託者が必要と認めた場合。
- 2 委託者は、受託者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、測量業務等の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。
 - 3 前2項の場合において、受託者は屋外で行う測量業務等の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

第 27 条 (委託者の賠償責任)

委託者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。

- (1) 約款第29条に規定する一般的損害、約款第30条に規定する第三者に及ぼし

た損害について、委託者の責に帰すべき損害とされた場合

- (2) 委託者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第 28 条 (受託者の賠償責任)

受託者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 約款第 29 条に規定する一般的損害、約款第 30 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受託者の責に帰すべき損害とされた場合
(2) 約款第 42 条に規定する契約不適合責任に係る損害が生じた場合
(3) 受託者の責により損害が生じた場合

第 29 条 (部分使用)

委託者は、次の各号に掲げる場合には、約款第 35 条の規定に基づき、受託者に対して部分使用を請求することができるものとする。

- (1) 別途測量業務等の使用に供する必要がある場合
(2) その他、特に必要と認められた場合

2 受託者は、部分使用に同意した場合には、部分使用同意書を委託者に提出しなければならない。

第 30 条 (再委託等)

約款第 7 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、測量業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいい、受託者は、これを再委託等することはできない。

- 2 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、トレース、資料の収集・単純な集計、模型製作、速記録の作成、翻訳、アンケート票の配布、電子納品の作成作業などの簡易な業務、その他特記仕様書に定める事項の再委託等に当たっては、委託者の承諾を必要としない。
3 受託者は、前 2 項に規定する業務以外の再委託等に当たっては、書面により委託者の承諾を得なければならない。
4 受託者は、測量業務等を再委託等に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し測量業務等の実施について適切な指導、管理のもとに測量業務等を実施しなければならない。

なお、協力者が、熊本県の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合には、熊本県の指名停止期間中に再委託等してはならない。

- 5 受託者は、初回打合せ時に約款第 7 条第 1 項から第 3 項の各項に規定する再委託（予定を含む）の有無について、委託者に説明するものとし、受託者はその結果を打合せ記録簿に記録しなければならない。

また、受託者は、約款第 7 条第 3 項により再委託に付する場合には、業務計画書において業務組織計画等に明示しなければならない。

第 31 条 (成果物の使用等)

受託者は、約款第6条第5項の定めに従い、委託者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を公表することができる。

- 2 受託者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を約款第8条に基づき委託者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に委託者の承諾を受けなければならない。

第32条 (守秘義務)

受託者は、約款第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- 3 受託者は、本業務に関して委託者から貸与された情報その他知り得た情報を第12条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4 受託者は、当該業務に関しては委託者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他者に漏らしてはならない。
- 5 取り扱う業務は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、委託者の許可なく複製・転送等しないこと。
- 6 受託者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、委託者への返却若しくは消去又は廃棄を確実に行うこと。
- 7 受託者は、当該業務の遂行において、貸与された委託者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用に認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに委託者に報告するものとする。

第33条 (個人情報の取扱い)

受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 秘密の保持

受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 取得の制限

受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4 利用及び提供の制限

受託者は、委託者の指示又は承諾がある時を除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5 複写等の禁止

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために委託注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6 再委託の禁止及び再委託時の措置

受託者は、委託者の指示又は承諾がある時を除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、再委託に関する委託者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受託者において必要な措置を講ずるものとする。

7 事案発生時における報告

受託者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、委託者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8 資料等の返却等

受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は、受託者が収集し、若しくは作成した個人情報が記載された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに委託者に返却し、又は引き渡さなければならない。

ただし、委託者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9 管理の確認等

(1) 受託者、取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理について、年1回以上委託者に報告するものとする。

なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受託者が年1回以上の定期検査等により確認し、委託者に報告するものとする。

(2) 委託者は、受託者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、委託者が必要と認めるときは、受託者に対し個人情報の取扱状況について報告を求め、又は検査することができる。

10 管理体制の整備

受託者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第13条で示す業務計画書に記載するものとする。

11 従事者への周知

受託者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第34条 (安全等の確保)

受託者は、屋外で行う測量業務等に際しては、測量業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

2 受託者は、特記仕様書に定めがある場合には、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務等実施中の安全を確保しなければならない。

3 受託者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

4 受託者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。

5 受託者は、屋外で行う測量業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 屋外で行う測量業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

(2) 受託者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

(3) 受託者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

6 受託者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止に必要な措置を講じなければならない。

7 受託者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に止めるための防災体制を確立しておかなければならない。また、災害発生時においては第三者及び使用者等の安全確保に努めなければならない。

8 受託者は、屋外で行う測量業務等実施中に事故等が発生した場合には、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第35条 (臨機の措置)

受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受託者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に報告しなければならない。

- 2 監督員は、天災等に伴い成果物の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第36条 (履行報告)

受託者は、契約約款第16条の規定に基づき、履行状況報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

第37条 (屋外で作業を行う時期及び時間の変更)

受託者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、事前に監督員と協議するものとする。

- 2 受託者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督員に提出しなければならない。

第38条 (行政情報流出防止対策の強化)

受託者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第13条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

- 2 受託者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

- ・[関係法令等の遵守]

行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び委託者の指示する事項を遵守するものとする。

- ・[行政情報の目的外使用の禁止]

受託者は、委託者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的外に使用してはならない。

- ・[社員等に対する指導]

1) 受託者、受託者の社員、短時間特別写真、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

2) 受託者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

3) 受託者は、委託者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防災対策に関する確認・指導を行うこと。

- ・[契約終了時等における行政情報の返却]

受託者は、本業務の履行に関し委託者から提供を受けた行政情報（委託者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において委託者から返還を求められた場合、速やかに委託者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

・[電子情報の管理体制の確保]

- 1) 受託者は、電子情報を適正に管理し、かつ責任を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第13条で示す業務計画書に記載するものとする。
- 2) 受託者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
 - イ 業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
 - ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
 - ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

・[電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保]

受託者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない

- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ホ 情報管理者の許可を得ない重要情報の移送

・[事故発生時の措置]

- 1) 受託者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに委託者に届け出るものとする。
- 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の保管措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
- 3) 委託者は、受託者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第39条 （暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置）

受託者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。協力者等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

- 2) 第1項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を委託者に報告すること。
- 3) 第1項及び第2項の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- 4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、委託者と協議しなければならない。

第40条 (保険加入の義務)

受託者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

受託者は、保険に加入している旨を第13条で示す業務計画書に明示しなければならない。また、監督員から請求があった時は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第41条 (調査・試験に関する協力)

受託者は、委託者が自ら又は委託者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。

設計業務共通仕様書

設計業務共通仕様書目次

第1章 総則

第1－1条	(適用)	77
第1－2条	(用語の定義)	77
第1－3条	(受託者、委託者の責務)	79
第1－4条	(業務の着手)	79
第1－5条	(設計図書の支給及び点検)	79
第1－6条	(監督員)	80
第1－7条	(管理技術者)	80
第1－8条	(照査技術者及び照査の実施)	81
第1－9条	(担当技術者)	82
第1－10条	(提出書類)	82
第1－11条	(打合せ等)	82
第1－12条	(業務計画書)	83
第1－13条	(資料の貸与及び返却)	84
第1－14条	(関係官公庁への手続き等)	84
第1－15条	(地元関係者との交渉等)	84
第1－16条	(土地への立入り等)	85
第1－17条	(成果物の提出)	85
第1－18条	(関連令及び条例の遵守)	85
第1－19条	(検査)	86
第1－20条	(修補)	86
第1－21条	(条件変更等)	86
第1－22条	(契約変更)	86
第1－23条	(履行期間の変更)	87
第1－24条	(一時中止)	87
第1－25条	(委託者の賠償責任)	88
第1－26条	(受託者の賠償責任)	88
第1－27条	(部分使用)	88
第1－28条	(再委任)	88
第1－29条	(成果物の使用等)	89
第1－30条	(守秘義務)	89
第1－31条	(個人情報の取扱い)	90
第1－32条	(安全等の確保)	91
第1－33条	(臨機の措置)	92
第1－34条	(履行報告)	92
第1－35条	(屋外で作業を行う時期及び時間の変更)	92
第1－36条	(行政情報流出防止対策の強化)	93

第1－37条	(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置) ······	94
第1－38条	(保険加入の義務) ······	94
第1－39条	(調査・試験に関する協力) ······	95
 第2章 設計業務		
第2－1条	(使用する技術基準等) ······	96
第2－2条	(現地踏査) ······	96
第2－3条	(設計業務の内容) ······	96
第2－4条	(設計業務の条件) ······	96
第2－5条	(設計業務の成果) ······	98
第2－6条	(環境配慮の条件) ······	99
第2－7条	(維持管理への配慮) ······	99
・ 主要仕様書・技術基準・参考図書一覧 ······		100
・ 設計明細書の単位及び数位 ······		105

設計業務共通仕様書

第1章 総則

第1-1条 (適用)

設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、熊本県農林水産部が実施する農業農村整備事業の設計業務及びこれに類する業務（以下「設計業務等」という。）を実施する場合、約款及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

- 2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受託者は、監督員に確認して指示を受けなければならない。
- 4 この共通仕様書で規定する設計業務等は、新たに設ける各種施設物を対象とするが、供用後における改築又は修繕が必要となる各種施設物についても、これを準用するものとする。
- 5 現場技術業務、測量業務及び地質・土質調査等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。
- 6 本業務において使用する計量単位は、国際単位系(SI)によるものとする。

第1-2条 (用語の定義)

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「委託者」とは、熊本県知事又はその職務代理者をいう。
- (2) 「受託者」とは、設計業務等の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- (3) 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受託者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、約款第9条第1項に規定する者をいう。
- (4) 「検査員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査に当たつて、約款第33条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- (5) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、約款第10条第1項の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。
- (6) 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、約款第11条第1項の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。
- (7) 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受託者が定めた者をいう。
- (8) 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定するもの又は委託者が承諾した者をいう。

- (9) 「契約図書」とは、約款及び設計図書をいう。
- (10) 「約款」とは、「熊本県公共工事関係業務委託契約約款」(令和2年(2020年)3月31日告示第281号)をいう。
- (11) 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、質問回答書をいう。
- (12) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書(これらにおいて明記されている適用すべき諸条件を含む)を総称していう。
- (13) 「共通仕様書」とは、設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- (14) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (15) 「数量総括表」とは、設計業務等に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- (16) 「質問回答書」とは、入札等参加者からの質問書に対して、委託者が回答する書面をいう。
- (17) 「図面」とは、入札等に際して委託者が交付した図面及び委託者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- (18) 「指示」とは、監督員が受託者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (19) 「請求」とは、委託者又は受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して、相手方に書面をもって行為あるいは同意を求めるることをいう。
- (20) 「通知」とは、委託者又は監督員が受託者に対し、又は受託者が委託者又は監督員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (21) 「報告」とは、受託者が監督員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (22) 「申し出」とは、受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して、委託者に対して書面をもって同意を求めるることをいう。
- (23) 「承諾」とは、受託者が監督員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (24) 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- (25) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (26) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (27) 「提出」とは、受託者が監督員に対し、設計業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (28) 「提示」とは、受託者が監督員又は検査員に対し業務に関わる書面または他の資料を示し、説明することをいう。
- (29) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを作成する。緊急を要する場合はファクシミリ又は

電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

なお、電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。

- (30)「成果物」とは、受託者が契約図書に基づき履行した設計業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。
- (31)「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算をすることをいう。
- (32)「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が設計業務等の完了を確認することをいう。
- (33)「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (34)「修補」とは、委託者が検査時に受託者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受託者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (35)「協力者」とは、受託者が設計業務等の遂行に当たって、再委託等する者をいう。
- (36)「使用人等」とは、協力者又はその代理人、もしくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
- (37)「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が指示した処理内容・回答に対して、受託者が理解して承認することをいう。
- (38)「受理」とは、契約図書に基づき、受託者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第1－3条（受託者、委託者の責務）

受託者は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

受託者及び委託者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。

第1－4条（業務の着手）

受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

第1－5条 設計図書の支給及び点検

受託者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合は、受託者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。

- 2 受託者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合には、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 監督員は、必要と認めた場合には、受託者に対し、図面（構想設計や基本設計）又は詳細図面（実施設計）等を無償で貸与又は追加支給するものとする。

第1－6条（監督員）

- 委託者は、設計業務等における監督員を定め、約款第9条第1項の規定により受託者に通知するものとする。
- 2 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
 - 3 約款の規定に基づく監督員の権限は、約款第9条第2項に規定した事項である。
各監督員の業務は、原則として下記のとおりとする。
 - ・総括監督員：監督業務に関する総括及び主任監督員、監督員への指揮監督
 - ・主任監督員：指示、承諾、協議等の処理
 - ・（一般）監督員：指示、承諾、協議等のうち軽微なものの処理
 - 4 監督員は、その権限を行使する場合には、書面により行うものとする。
ただし、緊急を要する場合、監督員が受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者は、その指示等に従わなければならない。監督員は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受託者にその内容を通知するものとする。

第1－7条（管理技術者）

- 受託者は、設計業務等における管理技術者を定め、委託者に通知しなければならない。
- 2 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行わなければならぬ。
 - 3 管理技術者は、設計業務等の履行に当たり、技術士（総合技術管理部門（業務に該当する科目）又は業務に該当する部門）博士（業務に該当する専門分野）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（業務に該当する部門）、畠地かんがい技士（畠地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業農村地理情報システム技師（地理情報システムに関する業務に限る）、農業水利施設補修工事品質管理士【コンクリート構造物分野】（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の設計業務に限る）のいずれかの資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年、短大・高専卒23年、高校卒28年以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

4 管理技術者に委任できる権限は、約款第10条第2項に規定した事項とする。

ただし、受託者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、委託者に書面をもって報告しなければならず、その報告がない限り、管理技術者は受託者の一切の権限（約款第10号第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ、委託者及び監督員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

5 管理技術者は、監督員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

6 管理技術者は、第1－8条第5項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。

7 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受託者は委託者の承諾を得なければならない。

第1－8条（照査技術者及び照査の実施）

受託者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。

実施設計においては、成果物をとりまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下「赤色チェック」という。）を原則として実施する。

※ 赤色チェックの例：①確認マークを黄色で入れる、②修正箇所を赤字で訂正する、③修正結果の確認マークを青色で行う。

なお、赤色チェックの資料は、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

2 受託者は、委託者が設計図書において照査の定めがある場合には、設計業務等における照査技術者を定め委託者に通知しなければならない。

3 照査技術者は、設計業務等の履行に当たり、技術士（総合技術管理部門（業務に該当する科目）又は業務に該当する部門）博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、RCCM（業務に該当する部門）、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）のいずれかの資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年、短大・高専卒23年、高校卒28年以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

4 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

5 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員が指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受託者の責において

照査技術者自身による照査を行わなければならない。

- 6 照査技術者は、照査報告毎に照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の責において署名押印のうえ管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書としてとりまとめるものとする。
- 7 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受託者は委託者の承諾を得なければならない。

第1－9条（担当技術者）

受託者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他の必要な事項を監督員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）

- 2 担当技術者は、契約図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
- 3 担当技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

第1－10条（提出書類）

受託者は、委託者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て委託者に遅滞なく提出しなければならない。

ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類は除く。

- 2 受託者が委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。

ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならぬ。

- 3 受託者は、業務委託料が100万円以上の業務については、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、監督員の確認を受けた後、登録機関に土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く下記期間内に登録申請のうえ、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受託者の負担とする。

- ①当初契約時：契約後10日以内
- ②登録内容変更時：変更があった日から10日以内
- ③業務完了時：業務完了後10日以内

訂正時の登録は適宜行うものとする。

第1－11条（打合せ等）

設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者等と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打合せ記録書に記録し、相互に確認しなければ

ならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、相互に確認した内容については、必要に応じて打合せ記録書を作成するものとする。

- 2 管理技術者等と監督員は、設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて打合せを行うものとし、その結果について受託者が打合せ記録書に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 管理技術者等は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。
- 4 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
- 5 監督員及び受託者は、「ワンデーレスpons」^{*}に努める。
※ ワンデーレスponsとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。
- 6 設計業務等は、Wiークリースタンスの対象であるため、「農林水産部が発注する設計業務等におけるWiークリースタンス実施要領」に基づき、委託者・受託者の協力のもと取り組むものとする。

第1－12条 (業務計画書)

受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

- 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果物の品質を確保するための計画
 - (7) 成果物の内容、部数
 - (8) 使用する主な図書及び基準
 - (9) 連絡体制（緊急時含む）
 - (10) その他

なお、(2)実施方針又は(10)その他には、第1－32条（安全等の確保）、第1－31条（個人情報の取扱い）及び第1－36条（行政情報流出防止対策の強化）に関する事項も含めるものとする。

土地への立入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。

なお、受託者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合には、定められた内容に基づいた照査計画を作成し記載するものとする。

- 3 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にし
たうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 受託者は、監督員が指示した事項については、さらに詳細な業務計画に係
る資料を提出しなければならない。

第1－13条 (資料の貸与及び返却)

監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受託者に貸与す
るものとする。

- 2 受託者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合には、
ただちに監督員に返却しなければならない。
- 3 受託者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い紛失又は損傷
してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受託者の責任と費用負
担において修復しなければならない。
- 4 受託者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写
してはならない。

第1－14条 (関係官公庁への手続き等)

受託者は、設計業務等の実施に当たっては、委託者が行う関係官公庁等へ
の手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、設計業務等を実施
するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行な
わなければならない。

- 2 受託者は、関係官公庁等から交渉を受けた場合には、遅滞なくその旨を監
督員に報告し協議しなければならない。

第1－15条 (地元関係者との交渉等)

約款第13条に定める地元関係者への説明、交渉等は、委託者又は監督員
が行うものとするが、受注者は、監督員の指示がある場合には、これに協力
しなければならない。これらの交渉に当たり受注者は、地元関係者に誠意を
もって接しなければならない。

- 2 受託者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、地元関係者からの
質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行
うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受託者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受託者が行うべ
き地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により
隨時、監督員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。
- 4 受託者は、設計業務等の実施中に委託者が地元協議等を行い、その結果を
設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、
地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録を作成しなければなら
ない。

5 受託者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要が生じた場合には、指示に基づいて変更しなければならない。

なお、変更に要する期間及び経費は、委託者と協議のうえ定めるものとする。

第1－16条 (土地への立入り等)

受託者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立に入る場合には、約款第14条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。

なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。

2 受託者は、設計業務等実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者又は占有者の許可は委託者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は受託者は、これに協力しなければならない。

3 受託者は、前項の場合において損失のため生じた必要経費の負担については、設計図書に示すほかは監督員と協議により定めるものとする。

4 受託者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受託者は、立入り作業完了後10日以内に身分証明書を委託者に返却しなければならない。

第1－17条 (成果物の提出)

受託者は、設計業務等が完了した場合には、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は、照査報告書を含む。）を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けなければならない。

2 受託者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示に対して同意した場合には、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。

3 成果物は、原則として「熊本県電子納品運用ガイドライン」に基づいた電子データにより提出するものとする。

熊本県電子納品運用ガイドラインの適用基準に定める各要領・基準（案）等に記載がない項目については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。

第1－18条 (関連法令及び条例の遵守)

受託者は、設計業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例

等を遵守しなければならない。

第 1－19 条 (検査)

受託者は、約款第33条第1項の規定に基づき、業務完了通知書を委託者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、監督員に提出していかなければならない。

2 委託者は、設計業務等の検査に先立って受託者に対して検査日を通知するものとする。この場合、受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に直接要する費用は受託者の負担とする。

3 検査員は、監督員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 設計業務等成果物の検査
- (2) 設計業務等管理状況の検査

設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

なお、電子納品の検査時の対応については、「熊本県電子納品運用ガイドライン」に基づくものとする。

第 1－20 条 (修補)

検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受託者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。

2 受託者は、検査員が指示した期間内に修補を完了しなければならない。

3 検査員が修補の指示をした場合、修補の完了の確認は、検査員の指示に従うものとする。

4 検査員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、委託者は約款第33条第2項の規定に基づき検査の結果を受託者に通知するものとする。

第 1－21 条 (条件変更等)

約款第19条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、約款第31条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合の他、委託者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

2 監督員が受託者に対して約款第19条、第20条及び第22条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

第 1－22 条 (契約変更)

委託者は、次の各号に掲げる場合において、設計等業務の委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合

- (3) 監督員と受託者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
 - (4) 約款第32条の規定に基づき、委託料の変更に代える設計図書の変更を行う場合
- 2 委託者は、前項の場合において、変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。
- (1) 第1-21条の規定に基づき、監督員が受託者に指示した事項
 - (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) 委託者又は監督員と受託者との協議で決定された事項

第1-23条 (履行期間の変更)

- 委託者は、受託者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合には、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。
- 2 委託者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務等から履行期間の変更が必要ないと判断した場合は、履行期間の変更は行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- 3 受託者は、約款第24条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を委託者に提出しなければならない。
- 4 約款第25条に基づき委託者の請求により履行期間を短縮した場合には、受託者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第1-24条 (一時中止)

委託者は、約款第21条第1項の規定により、次の各号に該当する場合には、受託者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という）による設計業務等の中止については、第1-33条（臨機の措置）の規程に基づき、受託者は適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
- (2) 関連する他の設計業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不適当と認めた場合
- (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不適当又は不可能となった場合
- (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 第三者及びその財産、受託者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合

- (6) 前各号に掲げるもののほか、委託者が必要と認めた場合
- 2 委託者は、受託者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。
- 3 前2項の場合において、受託者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

第1-25条 (委託者の賠償責任)

委託者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。

- (1) 約款第29条に規定する一般的損害、約款第30条に規定する第三者に及ぼした損害について、委託者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 委託者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第1-26条 (受託者の賠償責任)

受託者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 約款第29条に規定する一般的損害、約款第30条に規定する第三者に及ぼした損害について、受託者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 約款第42条に規定する契約不適合責任に係る損害が生じた場合
- (3) 受託者の責により損害が生じた場合

第1-27条 (部分使用)

委託者は、次の各号に掲げる場合には、約款第35条の規定に基づき、受託者に対して部分使用を請求することができるものとする。

- (1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合
- (2) その他特に必要と認められた場合
- 2 受託者は、部分使用に同意した場合には、部分使用同意書を委託者に提出しなければならない。

第1-28条 (再委託等)

約款第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託等することはできない。

- (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
- (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- 2 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、トレース、資料の収集・単純な集計、模型製作、速記録の作成、翻訳、アンケート票の配布、電子納品の作成作業などの簡易な業務、その他特記仕様書に定める事項の再委託等に当たっては、委託者の承諾を必

要としない。

- 3 受託者は、前2項に規定する業務以外の再委託等に当たっては、書面により委託者の承諾を得なければならない。
- 4 受託者は、設計業務等を再委託等に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。
なお、協力者が、熊本県の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合には、熊本県の指名停止期間中に再委託等してはならない。
- 5 受託者は、初回打合せ時に約款第7条第1項から第3項の各項に規定する再委託（予定を含む）の有無について、委託者に説明するものとし、受託者はその結果を打合せ記録簿に記録しなければならない。

また、受託者は、約款第7条第3項により再委託に付する場合には、業務計画書において業務組織計画等に明示しなければならない。

- 6 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき契約の性質又は目的が競争を許さないとして随意契約により契約を締結した業務においては、委託者は、第3項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請された場合に限り、承諾を行うものとする。

ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと委託者が認めたときは、この限りではない。

第1－29条（成果物の使用等）

受託者は、約款第6条第5項の定めに従い、委託者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を公表することができる。

- 2 受託者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を約款第8条に基づき委託者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に委託者の承諾を受けなければならない。

第1－30条（守秘義務）

受託者は、約款第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- 3 受託者は、本業務に関して委託者から貸与された情報その他知り得た情報を第1－12条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4 受託者は、当該業務に関しては委託者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他者に漏らしてはならない。
- 5 取り扱う業務は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理する

とともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、委託者の許可なく複製・転送等しないこと。

- 6 受託者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、委託者への返却若しくは消去又は廃棄を確実に行うこと。
- 7 受託者は、当該業務の遂行において、貸与された委託者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用に認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに委託者に報告するものとする。

第1－31条（個人情報の取扱い）

受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 秘密の保持

受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 取得の制限

受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4 利用及び提供の制限

受託者は、委託者の指示又は承諾がある時を除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5 複写等の禁止

受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6 再委託の禁止及び再委託時の措置

受託者は、委託者の指示又は承諾がある時を除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、再委託に関する委託者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受

託者において必要な措置を講ずるものとする。

7 事案発生時における報告

受託者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、委託者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8 資料等の返却等

受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は、受託者が収集し、若しくは作成した個人情報が記載された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに委託者に返却し、又は引き渡さなければならぬ。

ただし、委託者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9 管理の確認等

(1) 受託者、取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理について、年1回以上委託者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受託者が年1回以上の定期検査等により確認し、委託者に報告するものとする。

(2) 委託者は、受託者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、委託者が必要と認めるときは、受託者に対し個人情報の取扱状況について報告を求め、又は検査することができる。

10 管理体制の整備

受託者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第1-11条で示す業務計画書に記載するものとする。

11 従事者への周知

受託者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関する必要な事項を周知しなければならない。

第1-32条 (安全等の確保)

受託者は、屋外で行う設計業務等に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

2 受託者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。

- 3 受託者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受託者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受託者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 受託者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 6 受託者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止に必要な措置を講じなければならない。
- 7 受託者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に��止めるための防災体制を確立しておかなければならぬ。また、災害発生時においては第三者及び使用者等の安全確保に努めなければならない。
- 8 受託者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合には、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第1—33条 (臨機の措置)

受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受託者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に報告しなければならない。

- 2 監督員は、天災等に伴い成果物の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第1—34条 (履行報告)

受託者は、契約約款第16条の規定に基づき、履行状況報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

第1—35条 (屋外で作業を行う時期及び時間の変更)

受託者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場

合で、その時間を変更する必要がある場合は、事前に監督員と協議するものとする。

- 2 受託者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督員に提出しなければならない。

第1－36条（行政情報流出防止対策の強化）

受託者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第1－12条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

- 2 受託者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

- ・[関係法令等の遵守]

行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び委託者の指示する事項を遵守するものとする。

- ・[行政情報の目的外使用の禁止]

受託者は、委託者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的外に使用してはならない。

- ・[社員等に対する指導]

1) 受託者、受託者の社員、短時間特別写真、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託 及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

2) 受託者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

3) 受託者は、委託者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防災対策に関する確認・指導を行うこと。

- ・[契約終了時等における行政情報の返却]

受託者は、本業務の履行に関し委託者から提供を受けた行政情報（委託者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において委託者から返還を求められた場合、速やかに委託者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

- ・[電子情報の管理体制の確保]

1) 受託者は、電子情報を適正に管理し、かつ責任を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第1－12条で示す業務計画書に記載するものとする。

2) 受託者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

- イ 業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
 - ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
 - ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策
- ・[電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保]
 - 受託者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない
 - イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
 - ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
 - ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
 - ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
 - ホ 情報管理者の許可を得ない重要情報の移送
 - ・[事故発生時の措置]
 - 1) 受託者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに委託者に届け出るものとする。
 - 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の保管措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
 - 3 委託者は、受託者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第1－37条（暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置）

受託者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。協力者等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

- 2 第1項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を委託者に報告すること。
- 3 第1項及び第2項の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、委託者と協議しなければならない。

第1－38条（保険加入の義務）

受託者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

受託者は、保険に加入している旨を第1－12条で示す業務計画書に明示

しなければならない。また、監督員から請求があった時は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第1－39条 (調査・試験に関する協力)

受託者は、委託者が自ら又は委託者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。

第2章 設計業務

第2-1条 (使用する技術基準等)

受託者は、業務の実施に当たって、最新の主要仕様書、技術基準、参考図書並びに特記仕様書に基づいて行わなければならない。

なお、使用に当たっては、事前に監督員の承諾を得なければならない。

第2-2条 (現地踏査)

受託者は、設計業務等の実施に当たり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。

- 2 受託者は、委託者と合同で現地踏査を実施する場合は、実施後に確認した事項について整理し、提出しなければならない。

第2-3条 (設計業務の内容)

設計業務とは、第1-13条に定める貸与資料及び第2-1条に定める技術基準等及び設計図書を用いて、構想設計、基本設計、実施設計あるいは補足設計を行うことをいう。

- 2 構想設計とは、地形図、地質資料、現地調査結果、設計事例、経験等に基づき概略設計によるタイプの検討、標準図の作成、概略数量計算、概算工事費の算定などを行うもので、あわせて今後の調査設計の指針を確立するために行う設計をいう。
- 3 基本設計とは、調査、試験等基礎資料が概略整備された段階において、標準断面による構造計算、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、数量計算、概算工事費の算定など、予備的な設計を行うもので、あわせて実施設計の設計方針を確立するための設計をいう。
- 4 実施設計とは、調査、試験等基礎資料が整備された段階において、詳細な構造計算・水理計算に基づく、平面図、縦横断面図、構造物等の詳細図、数量計算、施工計画、概算工事費の算定など詳細な設計を行うもので、工事実施に必要な設計をいう。
- 5 補足設計とは、追加調査結果等により、工事実施のための細部設計を行い、実施設計を補足するために行う設計をいう。

第2-4条 (設計業務の条件)

受託者は、業務の着手に当たり、第1-13条に定める貸与資料、第2-1条に定める技術基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、監督員の承諾を得なければならない。また、受託者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の指示又は承諾を受けなければならない。

なお、設計上調査や他省庁協議等が必要な場合は、申し出なければならない。

- 2 受託者は、現地調査あるいは資料収集を実施する場合には、第1-13条

に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対照項目を整理し、監督員の承諾を得なければならない。

- 3 受託者は、前項において、第1－13条に定める貸与資料と相違する事項が生じた場合には、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督員と協議しなければならない。
- 4 受託者は、設計図書および第2－1条に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合には、使用する理論、公式等について、理由を付して監督員の承諾を得なければならぬ。
- 5 受託者は、設計に当たって特許工法等、特殊な工法を使用する場合には、監督員の承諾を得なければならぬ。
- 6 設計に採用する材料、製品は原則としてJIS、JASの規格品又はこれと同等品以上とするものとする。
- 7 受託者は、設計計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記しなければならぬ。
- 8 受託者は、設計に当たって、建設副産物の発生、抑制、経済性等を考慮した再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行わなければならぬ。
- 9 受託者は、電子計算機によって設計計算を行う場合には、プログラムと使用機種について事前に監督員の承諾を得なければならぬ。
- 10 受託者は、設計に当たって、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに、維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならぬ。
- 11 受託者は、構想設計又は基本設計を行った結果、後段階の設計において一層の生産性向上の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについて生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべき生産性向上の提案を行うものとする。この提案は構想設計又は基本設計を実施した受託者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（生産性向上の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項等）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。
- 12 受託者は、構想設計及び基本設計における比較案の提案、もしくは、構想設計における比較案を基本設計において評価、検討する場合には、農業農村整備民間技術情報データベース（以下「NNTD」という。）や新技術情報提供システム（以下「NETIS」という。）等を利用し、有用な新技術・新工法等を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、NETIS掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。

また、受託者は、実施設計における工法等の選定においては、従来技術（NTDやNETISの掲載期間終了技術を含む）に加えて、NNTDやNETIS等を利用し、有用な新技術・新工法等を積極的に活用するための検討

を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

13 受託者は、工事コストの縮減や施設の長寿命化によるライフサイクルコスト構造の改善を図るため、形状、構造、使用材料、施工方法等について、コスト縮減に配慮した設計を行わなければならない。

第2－5条 (設計業務の成果)

受託者は、成果の内容について、次の各号により取りまとめなければならない。

(1) 設計業務成果概要書

設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。

(2) 設計計算書等

計算項目は、特記仕様書によるものとする。

(3) 設計図面

設計図面の大きさは、「熊本県電子納品運用ガイドライン 熊本県土木部・農林水産部 平成31年4月」で準拠することとしている「電子化図面データの作成要領(案) 平成17年4月 農林水産省」によるものとし、A1 (594mm×841mm) を標準とする。

(4) 数量計算書

数量計算は、「令和2年度 土地改良工事数量算出要領(案)(農林水産省農村振興局)」及び「農林水産省 土地改良工事積算基準(土木工事) 令和2年度」に準拠して行い、工種別、区間別に取りまとめるものとする。

ただし、構想設計及び基本設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。

(5) 数量総括表

(4) の数量計算書で求めた数量は、別紙「設計書明細数量の単位及び数位」に示す数位に四捨五入し、数量総括表として整理することとする。

数量総括表の構成は、農林水産省農村振興局の「工事工種の体系化」に基づくものとする。

なお、「設計書明細数量の単位及び数位」や「工事工種の体系化」に記載のない工種の取扱いについては、監督員と協議するものとする。

(6) 概算工事費

概算工事費の算定に用いる単価は、監督員との協議によるものとする。

(7) 施工計画書

1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。

(イ) 計画工程表

(ロ) 使用機械

- (ハ) 施工方法
- (ニ) 施工管理
- (ホ) 仮設計画
- (ヘ) 特記事項その他

2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。

(8) 現地踏査結果

受託者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真とともにその結果を取りまとめなければならない。

(9) 施工上特に注意を要するもの（支障電柱、地下埋設物、その他制約条件）については、設計図面等に必要な処理事項を示し記載するものとする。

(10) 工事に使用する材料等を図面や特記仕様書に記載する場合は、原則として設計上必要となる品質等を表示し、メーカーが特定されることのないよう留意しなければならない。

第2－6条（環境配慮の条件）

1 受託者は、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年6月法律第110号）に基づき、エコマテリアル（自然素材、リサイクル資材等）の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、監督員と協議のうえ設計に反映させるものとする。

2 受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年5月法律第100号、以下「グリーン購入法」という。）に基づき、物品使用の検討にあたっては、環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。

また、グリーン購入法第10条の規定による「熊本県グリーン購入推進方針」に基づき、特定調達品目の調達に係る設計を行う場合には、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、判断の基準を満たすものが調達されるように設計するものとする。

3 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月法律第104号）に基づき、再資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。

4 受注者は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（平成18年6月）の趣旨に配慮した設計を行うものとする。

第2－7条（維持管理への配慮）

受注者は、各技術基準に基づき、維持管理の方法、容易さ等を考慮し、設計を行うものとする。

(設計業務共通仕様書 第2-1条関係)

主要仕様書・技術基準・参考図書一覧

令和3年2月1日 現在

名 称		制改定年月 または発行年月日	編集・発行所等	電話番号	備考
仕熊 様本 書県	農業土木工事共通仕様書	H22. 4	熊本県HP	-	
	農業土木工事施工管理基準	H25. 4			
	調査・測量・設計業務共通仕様書	R2. 3			
農 林 水 産 省 仕 様 書	土木工事共通仕様書	R2. 4	農林水産省HP	-	
	土木工事施工管理基準	H31. 3			
	土木工事施工管理基準の手引き	H26. 3			
	施設機械工事等共通仕様書	H30. 3			
	施設機械工事等施工管理基準	H31. 3			
	電気設備標準機器仕様書	R1. 7			
	調査・測量・設計業務共通仕様書	R2. 4			
	調査・測量・設計業務等特別仕様書記載例	H31. 3			
	施設機械設備設計業務等特別仕様書記載例	H31. 3			
	施設機械設備点検・整備業務共通仕様書	H30. 3			
	電気通信設備点検業務共通仕様書	H30. 3			
土地 改良事業 計画 設計 基準	設計 海面干拓	S41. 3	(公社)農業農村 工学会	03-3436-3418	
	設計 水利アスファルト工(前編)	S42. 2			
	設計 水利アスファルト工(後編)	S45. 6			
	設計 水路トンネル	H26. 3			
	設計 水路工	H26. 3			
	設計 ダム	H15. 4			
	設計 設計 農道	H17. 3			
	設計 ポンプ場	H30.. 5			
	設計 頭首工	H20. 3			
	設計 パイプライン	H21. 3			
	計画 水温・水質	S42. 11			
	計画 河口改良	S42. 11			
	計画 農地開発開畑	S52. 1			S59. 1一部改正
	計画 農地保全	S54. 7			
	計画 水質障害対策	S55. 8			
	設計 土層改良	S59. 1			
	計画 農業用水 水田	H22. 7			R2. 7一部改正
	計画 農業用水 畑	H27. 5			R2. 7一部改正
	計画 ほ場整備 水田	H25. 4			R2. 7一部改正
	計画 ほ場整備 畑	H19. 4			R2. 7一部改正
	計画 農道	H13. 8			
	計画 農道 追補	H19. 3			
	計画 基準 農地地すべり防止対策	H16. 3			
	計画 基準 開墾	S31. 12			
	計画 基準 海面干拓	S27. 12			
	計画 基準 湖沼干拓	S31. 12			
	計画 基準 埋立	S31. 12			
	計画 排水	H31. 4	(公社)農業農村 工学会	03-3436-3418	
	計画 暗きよ排水	H29. 5			R2. 7技術書一部改定
土 計地 画改 指良 針事 業	マイクロかんがい	H6. 4	(公社)農業農村工学会	03-3436-3418	
	農地開発(改良山成畑工)	H4. 5			
	防風施設	S62. 9			
	畑地帯集水利用	H2. 4			
	農村環境整備	H9. 2			H18. 10一部改正
	農村環境整備 追補	H14. 1			H18. 10追補
基施土 準設地 管改 理良	ダム編	H16. 3	農林水産省HP	-	
	排水機場編	H20. 9			
	頭首工編	H24. 8			
	用水機場編	H30. 5			

(設計業務共通仕様書 第2-1条関係)

主要仕様書・技術基準・参考図書一覧

令和3年2月1日

現在

名 称		制改定年月 または発行年月日	編集・発行所等	電話番号	備考
指事土 針業地 設改 計良	耐震設計	H27. 5	(公社) 農業農村工学会	03-3436-3418	
	ファームポンド	H11. 3			
	ため池整備	H27. 5			
	よりよき設計のための頭首工の魚道	H26. 3			
	第1編「基本的な考え方・水路整備」	H16. 12			
	第2編「ため池整備 農道整備 移入種」	H16. 12			
	第3編「ほ場整備(水田・畑)」	H16. 10			
	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	H27. 5			
	農業農村整備における景観配慮の手引き	H19. 6			
	農業農村整備事業における景観配慮の技術指針	H30. 5			
手農 引業 き水 利施 設の 機能保 全の	手引き	H27. 5	農林水産省HP	-	
	【パイプライン】	H28. 8			
	【開水路】	H28. 8			
	【頭首工】	H28. 8			
	【頭首工(ゲート設備)】	H22. 6			
	【頭首工(ゴム堰)】	H25. 4			
	【水路トンネル】	H28. 8			
	【ポンプ場(ポンプ設備)】	H25. 4			
	【除塵設備】	H25. 4			
	【電気設備】	H25. 5			
	【水管理制御設備】	H25. 5			
農業水利施設の長寿命化のための手引き		H27. 11			
自動走行農機等に対応した農地整備の手引き		R2. 2			
マエの農 ニ事補業 ユに修水 ア開・利 ルす補施 る強設	【開水路補修編】	H27. 4			
	【パイプライン編】	H29. 4			
	【鋼矢板水路腐食対策(補修)編】	R1. 9			
	【鋼管等腐食対策編】	R2. 3			
等地 す べ り 調 査	農地等斜面災害調査手引き	H30. 4		東海農政局HP引用	
	地すべり防止施設の個別施設計画(長寿命化計画)策定の手引き	H29. 3			
	地すべり防止施設の機能保全の手引き～統合版～	H29. 3			
	地すべり監視体制構築の手引き	H23. 8			
技術 指 針	地すべり災害を予防・軽減するための活動の手引き	H20. 12			
	水管理制御方式 畑地かんがい編	S51. 5			
	鋼構造物 水門扉編	H21. 3			
	計画設計 小型水門扉利用の手引き編	H22. 3			
	ゴム引布製起伏堰施設技術指針(H19年3月版)	H19. 3			
	高N s・高流速ポンプ設備計画設計	H18. 3			
技術指針	バルブ設備計画設計	H14. 8	(一社) 農業土木 事業協会	03-3434-5437	
農業用施設機械設備更新及び保全技術の手引き		H18. 6			
鉄筋コンクリートフリューム規格		H14. 6			
指 針 術	水管理制御方式 計画設計編	H25. 3			
	鋼構造物 小水力発電設備編	H26. 12			
農業用水利施設小水力発電設備 計画設計技術マニュアル		H7. 12	(一社) 農業土木 機械化協会	03-3434-5827	
土地改良事業用無線等通信の手引		H19. 3			
無塗装耐候性橋梁・計画・設計・施工		H4. 6			
電気設備計画設計技術指針 (特別高圧編)		H20. 3			
電気設備計画設計技術指針 (高低圧編)		R1. 9			
			農林水産省HP		

(設計業務共通仕様書 第2-1条関係)

主要仕様書・技術基準・参考図書一覧

令和3年2月1日

現在

名 称	制改定年月 または発行年月日	編集・発行所等	電話番号	備考
交通工学	道路構造令の解説と運用	(公社) 日本道路協会	03-3581-2211	
	立体横断施設技術基準・同解説			
	道路緑化技術基準・同解説(改訂版発売:平成28年3月)			
	防護柵の設置基準・同解説 平成28年改訂版			
	車両用防護柵標準仕様・同解説(平成16年)			
	道路標識設置基準・同解説 改訂版			
	道路標識構造便覧			
	視線誘導標設置基準・同解説			
	道路照明施設設置基準・同解説			
	道路反射鏡設置指針			
橋梁	道路橋示方書・同解説	(公社) 日本道路協会	03-3581-2211	
	I 共通編			
	II 鋼橋・鋼部材編			
	III コンクリート橋・コンクリート部材編			
	IV 下部構造編			
	V 耐震設計編			
	平成29年道路橋示方書に基づく道路橋の設計計算例			
	鋼道路橋疲労設計便覧			
	鋼道路橋設計便覧(令和2年改訂版)			
	鋼道路橋施工便覧			
	道路橋耐風設計便覧(平成19年度改訂版)			
	杭基礎設計便覧 令和2年度版			
	杭基礎施工便覧 令和2年度版			
	鋼管矢板基礎設計施工便覧			
	斜面上の深礎基礎設計施工便覧			
	コンクリート道路橋設計便覧			
	コンクリート道路橋施工便覧			
	プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートTげた道路橋設計・施工指針			
舗装	道路橋支承便覧 改訂版	(公社) 日本道路協会	03-3581-2211	
	鋼道路橋防食便覧			
	鋼道路橋の細部構造に関する資料集			
	小規模吊橋指針・同解説			
	道路橋床版防水便覧			
	道路橋点検必携 平成27年版			
	舗装調査・試験法便覧[全4分冊](平成31年版)			
	舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針			
	舗装点検必携 平成29年版			
	コンクリート舗装ガイドブック2016			
	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)			
	アスファルト混合所便覧(平成8年版)			
	舗装の構造に関する技術基準・同解説			
	舗装設計施工指針			

(設計業務共通仕様書 第2-1条関係)

主要仕様書・技術基準・参考図書一覧

令和3年2月1日 現在

名 称	制改定年月 または発行年月日	編集・発行所等	電話番号	備考
道路土工	道路土工要綱	(公社)日本道路協会	03-3581-2211	
	切土工・斜面安定工指針			
	盛土工指針(平成22年度版)			
	軟弱地盤対策工指針(平成24年度版)			
	仮設構造物工指針			
	擁壁工指針(平成24年度版)			
	カルバート工指針(平成21年度版)			
	落石対策便覧(平成29年改訂版)			
	道路土工構造物技術基準・同解説			
	道路防雪便覧			
トンネル	共同溝設計指針	(公社)日本道路協会	03-3581-2211	
	道路土工構造物点検必携 令和2年版			
	道路トンネル維持管理便覧【本体工編】 令和2年版			
	道路トンネル維持管理便覧(付属施設編)			
	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説(令和元年9月改訂版)			
	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説(平成20年改訂版)			
	道路トンネル観察・計測指針(平成21年改訂版)			
	道路トンネル安全施工技術指針			
災道 対路 策震	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	(公社)日本道路協会	03-3581-2211	
	シールドトンネル設計・施工指針			
	R2.12			
基本原則編	道路震災対策便覧(震災危機管理編) 令和元年7月	(公社)日本道路協会	03-3581-2211	
	道路震災対策便覧(震前対策編) 平成18年度改訂版			
	道路震災対策便覧(震災復旧編) 平成18年度改訂版			
コンクリート 標準示方書	R1.9			
	H28.11			
	R1.9			
	H20.10			
	H21.2			
	H8.10			
舗装標準示方書	H15.11			
	H21.2			
示ルト 方標示 書準則 書	基本原則編			
	設計編			
	施工編			
	維持管理編			
	ダムコンクリート編			
	規準編			
示構鋼 方造・ 書標合 準成	舗装標準示方書			
	山岳工法・同解説			
	シールド工・同解説			
	開削工法・同解説			
	基本編／構造計画編			
	性能・作用編			
示造複 方標合 準構	総則編・構造計画編・設計編			
	耐震設計編			
	施工編			
	維持管理編			
	原則編・設計編			
	原則編・施工編			
アドモール プレキャスト ボックスカルバ ート	原則編・維持管理編			
	仮設構造物の計画と施工管理 2010年度版			
	H22.10			
	のり枠工の設計施工指針(改訂版第3版)			
	H25.10			
	(一社)全国特定法面保護協会			03-3437-2588
ジオテキスタイル アドモール プレキャスト ボックスカルバ ート	グランドアンカー設計施工基準・同解説			03-3496-8677
	H24.5			
	(公社)地盤工学会			
	グラウンドアンカー設計施工マニュアル			03-5214-1168
	H25.7			
	(一社)日本アンカー協会			
補強土壁 ジオテキスタイル アドモール プレキャスト ボックスカルバ ート	多数アンカーワーク法 設計・施工マニュアル 第4版			
	H26.8			
	補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル(第4回改訂版)			
	H26.8			
	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル(第二回改訂版)			
	H25.12			
アドモール プレキャスト ボックスカルバ ート	アドモール(補強土壁)工法 設計・施工マニュアル			
	H26.12			
アドモール プレキャスト ボックスカルバ ート	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル			
	H30.4			
アドモール プレキャスト ボックスカルバ ート	全国ボックスカルバート協会		03-3257-0017	(鉄筋コンクリート製・プレストレスコンクリー ト)

(設計業務共通仕様書 第2-1条関係)

主要仕様書・技術基準・参考図書一覧

令和3年2月1日

現在

名 称	制改定年月 または発行年月日	編集・発行所等	電話番号	備考
河川基準同解説技術	調査編	国土交通省HP	-	
	計画編			H31.3部分改定
	設計編			R1.7部分改定
	維持管理編(河川編)			
	維持管理編(ダム編)			
	維持管理編(砂防編)			
指耐河針震川・性工解能作説照物査の	I. 共通編	国土交通省HP	-	
	II. 堤防編			
	III. 自立式構造の特殊堤編			
	IV. 水門・樋門及び堰編			R2.6一部追記
	V. 用排水機場編			
ダム・堰施設技術基準(案)	H28.3	国土交通省HP	-	
ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)	H28.3	(一社)ダム・堰施設技術協会	03-3267-0371	
水門・樋門ゲート設計要領(案)	H13.12			
鋼製起状ゲート設計要領(案)	R2.10			
ゲート用閉鎖装置(機械式)設計要領(案)	H12.8			
ゲート用閉鎖装置(油圧式)設計要領(案)	H12.6			
揚排水ポンプ設備技術基準	H26.3	国土交通省HP	-	
揚排水ポンプ設備技術基準同解説	R2.1	(一社)河川ポンプ施設技術協会	03-5562-0621	
海岸保全施設の技術上の基準・同解説	H30.8			
海岸便覧	H14.3			
海岸保全計画の手引き	H6.3			
緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版	H18.1			
海岸保全施設構造例集	S57.3			
海岸保全施設維持管理マニュアル (農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課)	R2.6	国土交通省HP	-	
仮締切堤設置基準	H26.12	(一財)国土技術研究センター	03-4519-5000	
河川土工マニュアル	H21.4			
鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	H13.5			
河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	H5.10			
河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	H8.11			
河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	H8.11			
改訂解説・河川管理施設等構造令	H12.1	(公社)日本河川協会	03-3238-9771	
工作物設置許可基準	H6.9			
許可工作物技術審査の手引きについて	H23.5			
薬液注入工法の設計・施工指針	R1.6			
薬液注入工事における施工管理方式について	H2.10			
薬液注入工 施工資料(平成30年度改訂版)	-			
薬液注入工法設計資料	毎年発行	(一社)日本グラウト協会	03-3816-2681	
薬液注入工法積算資料	毎年発行			
水門鉄管 技術基準	(水門扉編)第5回改訂版 一付解説一			R2.9発行
	(水圧鉄管・鉄鋼構造物、溶接・接合編)第5回改訂版			R2.9発行
土木施工管理関係法規集	適宜改訂	新日本法規出版(株)	-	
土木工事関係JIS要覧	適宜改訂			
管工事関係JIS要覧	適宜改訂			
鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事(2017年)	H29.8	(公社)日本鉄筋継手協会	03-3230-0981	
鉄筋継手工事標準仕様書 溶接継手工事(2017年)	H29.8			
鉄筋継手工事標準仕様書 機械式継手工事(2017年)	H29.8			
鉄筋継手工事標準仕様書 高分子天然ガス圧接継手工事(2018年)	H30.4			

設計明細書の単位及び数位

工種	種別	明細計上数位及び単位	土地改良工事 数量算出要領(案) 令和2年4月版 令和2年4月版	土地改良工事 積算基準(土木工事) 令和2年度	備考
				標準歩掛	
土工	掘削・床掘、盛土・埋戻	1 m ³	10m ³ 未満は0.1m ³	2-2(1)、(2)	1-④ 1-②、③
	土砂等運搬の運搬距離	0.1 km			参1-② 1-② 参考歩掛
	法面整形工	1 m ²	10m ² 未満は0.1m ²	2-2(4)	— 1-④
共通工	かご工	1 m	10m未満は0.1m	4-9	— 2-①
	ネットフェンス工	1 m	10m未満は0.1m	4-8	2-① —
	柵工	1 m	10m未満は0.1m		参2-⑧ — 参考歩掛
	コンクリートブロック積(張)工	1 m ²	10m ² 未満は0.1m ²	4-5	2-③ — コンクリートブロック積工
	裏込工(ブロック積・ブロック張)	1 m ³	10m ³ 未満は0.1m ³		2-④ — 標準単価18-③
	構造物取り壊し工	1 m ³	10m ³ 未満は0.1m ³	4-7	18-④ — 標準単価
	舗装版切断工(舗装版取壊し工)	1 m	10m未満は0.1m	18-2	— 2-⑥
	舗装版破碎工(舗装版取壊し工)	1 m ²	10m ² 未満は0.1m ²	18-3	— 2-⑦
	法面工(モルタル・コンクリート吹付工)	1 m ²	10m ² 未満は0.1m ²	4-2	17-⑩ — 市場単価
	法面工(植生基材吹付、客土吹付、植生マット、植生シート、芝付工、繊維ネット工等)	1 m ²	10m ² 未満は0.1m ²	4-3	
	吹付枠工	1 m	10m未満は0.1m	4-1	17-⑪ — 市場単価
	コンクリート矢板工	1 枚		4-4	参2-⑫ — 参考歩掛
コンクリート工	基礎碎石工・裏込碎石工	1 m ²	10m ² 未満は0.1m ²	3-1	— 3-①
	コンクリート	1 m ³	10m ³ 未満は0.1m ³	3-2	— 3-② コンクリートポンプ車から作業範囲が30mを超える場合は、超えた部分の延長(全配管延長-30m)を、圧送管の組立・撤去延長として計上。
	圧送管延長(ポンプ車打設)	1 m	10m未満は0.1m		
	型枠	1 m ²	10m ² 未満は0.1m ²	3-3	— 3-③
	鉄筋工	0.01 t	0.1t未満は0.001 t	3-4	17-①、② — 市場単価
	モルタル工	1 m ³	10m ³ 未満は0.1m ³		参3-① — 参考歩掛
基礎工	既製杭工(RC杭、PHC杭、SC杭、鋼管杭)、場所打杭工	1 本		5-1	4-①~⑧ —
	木杭打込み(人力、機械)	1 本		—	参4-①、② — 積算参考歩掛
フレーム類据付工	フリューム、柵渠、大型水路、コルゲートフリューム、ボックスカルバート、L型ブロック、U型溝、、自由勾配側溝据付工	0.1 m		6-1(1)~(6)、(8)、(9) 18-②	5-② ・大型水路の適用範囲は、製品重量がL=1,000mmの場合で1,450kg超え7,000kg以下、L=2,000mmの場合で2,900kg超え7,000kg以下。 ・U型溝、ベンチフレーム類、自由勾配側溝は、市場単価。
	蓋板工	1 枚		6-1(8)	18-② — 市場単価
	コンクリート分水槽据付	1 ケ所		6-1(7)	— 5-①
路河工・水	ウイーブホール取付工、サイド・アンダードレーン工	1 m	10m未満は0.1m	7-1	6-①、② —
	消波根固め工(消波根固めブロック)	1 個		7-3(1)	— 6-① 11.0t以下
	捨石工(表面均し)	1 m ²	10m ² 未満は0.1m ²	7-3(2)	— 6-②
	消波工(消波ブロック)	1 個		7-3(3)	6-④ —
管水路工	管水路基礎	1 m ³	10m ³ 未満は0.1m ³	8-1	7-① — 50t以下
	管類(RC管、PC管、FRPM管、DCIP管)布設	1 本		8-2	7-④~⑦ —
	硬質塩化ビニール管布設	1 m	10m未満は0.1m		7-②~③ —
	各種弁据付工、小バルブ類取付工	1 個			7-⑩~⑬ —
道路工	区画線工	1 m	10m未満は0.1m	9-5(8)	18-① — 標準単価
	防護柵設置工(ガードレール類、ガードバイブル、横断・転落防止柵)	1 m	10m未満は0.1m	9-5(4)~(6)	17-③~④ — 市場単価
	防護柵設置工(落石防止網工、落石防護柵工)	1 m ²	10m ² 未満は0.1m ²	9-3	17-⑤~⑥ — 市場単価
	As・Co舗装工、路盤工、不陸整正工	1 m ²	10m ² 未満は0.1m ²	9-2	8-② 8-②、③
	アスファルトカーブ設置	1 m	10m未満は0.1m	—	8-③
	L型側溝	1 m	10m未満は0.1m	9-4(1)	— 8-⑤
	道路用境界ブロック据付	1 m	10m未満は0.1m	9-5(9)	— 8-⑦

設計明細書の単位及び数位

工種	種別	明細計上数位及び単位	土地改良工事 数量算出要領(案) 令和2年4月版 令和2年4月版	土地改良工事 積算基準(土木工事) 令和2年度	土地改良工事 標準歩掛 施工バージョン	備考
				標準歩掛	施工バージョン	
ほ 場 整 備 工	整地工	0.01 ha	10-1	9-①	—	
	雑物除去	0.01 ha	10-3	参8-①	—	参考歩掛
	畦畔ブロック布設	1 m	10m未満は0.1m	10-4	参8-②	参考歩掛
	暗渠排水工	1 m	10m未満は0.1m	10-2(1)	9-③	—
	弾丸暗渠工	0.01 ha	10-2(2)	参8-③	—	参考歩掛
復 旧 工	耕地復旧掘削・埋戻	0.01 ha	14-1(1)	14-②	—	
	耕地復旧(耕起)	0.01 ha	14-1(2)	14-③	—	
	畦畔復旧工	1 m	10m未満は0.1m	14-1(3)	14-①	—
農 地 造 成 工	基盤造成(掘削散土)	1 m³	10m³未満は0.1m³	11-4	—	R2参考歩掛廃止
	リッパドーザ(耕起・深耕)	0.01 ha		11-5(1)	10-⑤	—
	土壤改良材散布	0.01 ha		11-5(3)	10-⑥	—
	有機質資材散布	0.01 ha		11-5(4)	10-⑦	—
	石砂礫除去(人力)	0.01 ha		11-5(2)	10-⑨	—
	"(機械)	1 m³	10m³未満は0.1m³		10-⑩	—
仮 設 工	雑物除去	0.01 ha		11-5(6)	10-⑪	—
	土のう設置撤去	1 m³	10m³未満は0.1m³	16-1	15-①	—
	水替工・締切排水工	1ヶ所		16-2	15-③~④	—
	土留工(切梁・腹起し、タイロッド・腹)	0.01 t		16-5	15-⑦	仮設材設置撤去工
	たて込み簡易土留	1 m	10m未満は0.1m	16-6	15-⑧	—
	足場工(鋼製足場)	1掛m2	10掛m2未満は0.1掛m2	16-7	15-⑨	—
	支保工	1空m3	10空m3未満は0.1空m3	16-8	15-⑩	—
	土工用マット敷設	1m2	10m²未満は0.1m²	16-9	15-⑪	—
	バイブロハンマ工(鋼矢板・H形鋼)	1枚		16-12	15-⑯	—
		0.01 t			—	—
共 通 仮 設 工	分解組立運搬費(重建設機械)	1台		16-①	—	
	輸送費(特殊機械)	0.1台			—	
	"(仮設材)	0.01 t			—	
	刈払、レキドーザ抜根・排根	0.01 ha			10-①~③	対象: 農地造成工
	人力刈払い後の集積	0.01 ha		11-2	参9-①	参考歩掛
	土木部準用工種(参考)					
P C 桁	コンクリート	1 m³	10m³未満は0.1m³			
	鉄筋	0.1 t	1t未満は0.001 t			
	PC鋼材	0.1 t	1t未満は0.001 t			
	ケーブル組立	1 m	10m未満は0.1m			
	伸縮継手	0.1 m				
	ゴム支承材料	0.1 m²				
	桁製作台	1 m	10m未満は0.1m			
	養生工	1 m²	10m²未満は0.1m²			
	グラウト工	1 m	10m未満は0.1m			
	緊張工	1組				
ア ン カ ー 工	削孔工	1 m	10m未満は0.1m			
	アンカー鋼材	1 m	10m未満は0.1m			
	シール注入パイプ	1 m	10m未満は0.1m			
	注入モルタル	0.1 m³				
	防錆材	0.01 t				

※ 上記表の種別は、原則として「土地改良工事積算基準(土木工事) 令和2年度」に準じて分類しているが、「土地改良工事数量算出要領(案) 令和2年4月版」の項目や「積算システム(RIESA)」の施工単価区分等を考慮して一部変更している箇所がある。

參考資料

目 次

熊本県公共工事関係業務委託契約約款	109
熊本県公共工事関係業務請負契約約款 に係る提出書類等の書式	123
管理技術者の資格要件	142
提出書類の参考様式	145

熊本県公共工事関係業務委託契約約款

(平成23年3月31日告示第349号の15)

(平成24年1月10日告示第15号)

(平成25年3月29日告示第338号)

(平成26年3月28日告示第271号)

(平成27年3月31日告示第352号)

(平成28年3月31日告示第412号の3)

(平成29年3月31日告示第407号)

(令和2年(2020年)3月31日告示第281号)

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受託者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。

3 委託者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受託者又は受託者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 受託者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 委託者及び受託者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

第3条 受託者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。

3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受託者は、この契約の締結とともに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならぬ。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、委託者が確実と認め
る金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第18
4号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）
は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

3 受託者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第53
条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は
契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付
したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、
委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならぬ
い。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡
し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承
諾を得た場合は、この限りでない。

3 受託者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを
疎明したときは、委託者は、特段の理由がある場合を除き、受託者の業務委託料債権の譲渡につ
いて、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受託者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡に
より得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を委託者に
提出しなければならない。

(著作権の譲渡等)

第6条 受託者は、成果物（第39条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定
する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条及び第8条の2において同じ。）が著作権法（昭和4
5年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場
合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利を
いう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

2 委託者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承
諾なく自由に公表することができる。

3 委託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当
該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のた
めにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当し
ない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

5 受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにか
かわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定
にかかるとおり当該成果物の内容を公表することができる。

6 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9
号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデ
ータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当
該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括再委託等の禁止)

第7条 受託者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、前項の主たる部分のほか、委託者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。ただし、委託者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者的権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかつたときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

第8条の2 受託者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、委託者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受託者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督員)

第9条 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 委託者の意図する成果物を完成させるための受託者又は受託者の管理技術者に対する業務に関する指示

(2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受託者又は受託者の管理技術者との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

第10条 受託者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第15条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せざり自行しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

(照査技術者)

第11条 受託者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を

定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(業務用地の確保)

第12条 委託者は、設計図書において委託者が提供すべきものと定められた業務の遂行上必要な用地（以下「業務用地等」という。）を、受託者が業務の遂行上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 受託者は、確保された業務用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(地元関係者との交渉等)

第13条 地元関係者との交渉等は、委託者が行うものとする。この場合において、委託者の指示があるときは、受託者はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、委託者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第14条 受託者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、委託者がその承諾を得るものとする。この場合において、委託者の指示があるときは、受託者はこれに協力しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第15条 委託者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受託者の使用人若しくは第7条第3項の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(履行報告)

第16条 受託者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について委託者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第17条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受託者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を委託者に返還しなければならない。

5 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第18条 受託者は、業務の内容が設計図書又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならぬ。この場合において、当該不適合が委託者の指示によるときその他委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第19条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第20条 委託者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下「設計図書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第21条 第三者の所有する土地への立ち入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受託者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受託者が業務を行うことができないと認められるときは、委託者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る受託者の提案）

第22条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知するものとする。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

（適正な履行期間の設定）

第23条 委託者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受託者の請求による履行期間の延長）

第24条 受託者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由に

よる場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(委託者の請求による履行期間の短縮等)

第25条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受託者に請求することができる。

2 委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第26条 履行期間の変更については、委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が履行期間の変更事由が生じた日（第24条の場合にあっては、委託者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受託者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第27条 業務委託料の変更については、次の方法により算出するものとする。ただし、特別な事情がある場合は、委託者と受託者が協議して定めるものとし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

業務委託料＝変更設計業務委託料×原業務委託料／原設計業務委託料

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者が協議して定める。

(臨機の措置)

第28条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受託者は、その執った措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。

3 委託者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が業務委託料の範囲において負担することが適当ないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。

(一般的損害)

第29条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項又は第31条第1項に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第30条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。）のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不適当であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、委託者がその賠償額を負担しなけれ

ばならない。ただし、業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。

4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第31条 成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で委託者と受託者双方の責めに帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来形部分（以下この条及び第52条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。

3 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。

4 委託者は、前項の規定により受託者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であって立会いその他受託者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち、業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた業務の出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第32条 委託者は、第8条、第18条から第22条まで、第24条、第25条、第28条、第29条、前条、第35条又は第41条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第33条 受託者は、業務を完了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者又は委託者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の完了後速やかにその結果を受託者に通知しなければならない。

3 委託者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受託者が成果物の引渡しを申し出たと

きは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

- 4 委託者は、受託者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受託者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受託者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。
(業務委託料の支払)

第34条 受託者は、前条第2項(同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第35条 委託者は、第33条第3項若しくは第4項又は第39条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第36条 受託者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を委託者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払を委託者に請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受託者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受託者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、受託者は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第39条の規定による支払をしようとするときは、委託者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 5 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに業務委託料を増額した場合において、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料以上の額であるときは、受託者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料未満の額であるときは、受託者は、受領済みの前払金の額からその増額後の業務委託料の10分の4の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 6 委託者は、受託者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の財務大臣の決定する率(以下「財務大臣の決定する率」という。)で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第37条 受託者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を委託者に寄託しなければならない。

- 2 受託者は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに委託者に寄託しなければならない。
- 3 受託者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、委託者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第38条 受託者は、前払金を次の各号に掲げる経費以外の支払に充当してはならない。

(1) 設計、調査等の場合

材料費、労務費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料として必要な経費

(2) 測量の場合

材料費、労務費、外注費、機械器具の貸借料、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料として必要な経費

（部分引渡し）

第39条 成果物について、委託者が設計図書において業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第33条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第34条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、委託者は、当該部分について、受託者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第33条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第34条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項の規定により準用される第34条第1項の規定により受託者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第2号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、委託者と受託者が協議して定める。ただし、委託者が前2項において準用する第33条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

指定部分に相応する業務委託料 × (1 - 前払金の額 / 業務委託料)

(2) 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

引渡部分に相応する業務委託料 × (1 - 前払金の額 / 業務委託料)

（第三者による代理受領）

第40条 受託者は、委託者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第34条（第39条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払をしなければならない。
（前払金等の不払に対する業務中止）

第41条 受託者は、委託者が第36条又は第39条において準用される第34条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が増加費用を必要とし、若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第42条 委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の任意解除権)

第43条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条から第46条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託者の催告による解除権)

第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (4) 管理技術者又は設計図書に定められた場合において照査技術者を配置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第42条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第45条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができます。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (3) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 受託者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 第48条又は第49条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者（受託者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

力 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の相手方としていた場合（力に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

第46条 委託者は、受託者（受託者が共同企業体の場合はその構成員を含む。以下この条において同じ。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があつたとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第47条 第44条各号又は第45条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第44条又は第45条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第48条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第49条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第20条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第21条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないと。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第50条 第48条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第51条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。ただし、第39条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 委託者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受託者が既に業務を完了した部分（第39条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

（解除に伴う措置）

第52条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第36条の規定による前払金の支払があったときは、受託者は、第44条から第46条まで又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該前払金の額（第39条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ財務大臣の決定する率で計算した額の利息を付した額を、第43条、第48条又は第49条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を委託者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第36条の規定による前払金があつたときは、委託者は、当該前払金の額（第39条の規定による部分引渡しがあつた場合は、その部分引渡しにおい

て償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受託者は、第44条から第46条まで又は次条第3項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ財務大臣の決定する率で計算した額の利息を付した額を、第43条、第48条又は第49条の規定による解除にあっては、当該余剰額を委託者に返還しなければならない。

- 3 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
 - 4 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受託者が所有又は管理する業務の出来形部分(第39条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、調査機械器具、仮設物その他の物件(第7条第3項の規定により、受託者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下この条において同じ。)があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
 - 5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用(以下本項及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより委託者又は受託者が負担する。
 - (1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等 契約の解除が第44条から第46条まで又は次条第3項によるときは受託者が負担し、第43条、第48条又は第49条によるときは委託者が負担する。
 - (2) 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等 受託者が負担する。
 - 6 第4項の場合について、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者が支出した撤去費用等(前項第1号の規定により、委託者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければならない。
 - 7 第3項前段に規定する受託者の執るべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条から第46条まで又は次条第3項によるときは委託者が定め、第43条、第48条又は第49条の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受託者の執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。
- (委託者の損害賠償請求等)
- 第53条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第44条から第46条までの規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第44条から第46条までの規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 成果物の引渡し前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
 - 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第2

25号)の規定により選任された再生債務者等

- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣の決定する率で計算した額とする。
- 6 第2項の場合(第45条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受託者の損害賠償請求等)

第54条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第48条又は第49条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第34条第2項(第39条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣の決定する率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第55条 委託者は、引き渡された成果物に関し、第33条第3項又は第4項(第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 委託者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償の予約)

第56条 受託者は、第46条のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する金額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、第46条第3号に該当する場合のうち、受注者に対する刑法第198条の規定による刑が確定した場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第57条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わ

ないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで財務大臣の決定する率で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料とを相殺できることとし、なお、不足があるときは追徴する。

2 前項の規定による追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき財務大臣の決定する率で計算した額の延滞金を徴収する。

3 第1項の規定の場合において、委託者は、相殺の充当の順序を指定することができる。
(保険)

第58条 受託者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを持ちに委託者に提示しなければならない。
(契約外の事項)

第59条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して定める。

別記第1号様式

公共工事関係業務委託契約書

1 委託業務番号 第 号

2 委託業務名

3 履行場所

4 履行期間 年 月 日から
年 月 日まで

5 業務委託料

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)

6 契約保証金

上記の業務について、委託者熊本県と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、熊本県公共工事関係業務委託契約款の各条項及び上記内容によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所持する。

年 月 日

委託者 熊本県

代表者 熊本県知事

印

受託者 住所
商号又は名称
代表者氏名

印

別記第2号様式

公共建築設計業務委託契約書

1 委託業務番号 第 号

2 委託業務名

3 履行場所

4 履行期間 年 月 日から
年 月 日まで

5 業務委託料

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)

6 契約保証金

7 建築士法第22条の3の3に定める記載事項

上記の業務について、委託者熊本県と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、熊本県公共建築設計業務委託契約約款の各条項及び上記内容によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所持する。

年 月 日

委託者 熊本県

代表者 熊本県知事

印

受託者 住所
商号又は名称
代表者氏名

印

別記様式 3

(第 44 条関係)
(第 42 条関係)
(第 26 条関係)

業務着手届

1 委託業務番号 第 号

2 委託業務名

3 履行場所

4 履行期間 年 月 日から
年 月 日まで

5 業務委託料 円

6 着手年月日 年 月 日

上記とおり着手したので届けます。

年 月 日

住 所
商 号
代表者氏名

印

熊本県知事 様

別記様式 4

(業務委託料、履行期間、内容変更用)

公共工事関係業務等委託変更契約書

1 委託業務番号 第 号

2 委託業務名

3 履行場所

4 変更契約事項

変更業務委託額 増 減	拾 億 千 百 拾 万 千 百 拾 円									

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額)

履行期間	原契約期間	年	月	日から
		年	月	日まで
変更期間		年	月	日から
		年	月	日まで

業務の内容 別冊のとおり

年 月 日付けで委託契約を締結した上記業務について、上記変更契約事項のとおり委託契約を変更する。

本変更契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所持する。

年 月 日

委託者 熊本県

代表者 熊本県知事

印

受託者 住所 所

商号又は名称

代表者 氏名

印

公共工事関係業務等委託変更契約書

1 委託業務番号 第 号

2 委託業務名

3 履行場所

4 変更契約事項

履行期間	原契約期間	年	月	日から
		年	月	日まで
	変更期間	年	月	日から
		年	月	日まで

業務の内容 別冊のとおり

年 月 日付けで委託契約を締結した上記業務について、上記変更契約事項のとおり委託契約を変更する。

本変更契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所持する。

年 月 日

委託者 熊本県

代表者 熊本県知事

印

受託者 住所
商号又は名称
代表者 氏名

印

公共工事関係業務等委託変更契約書

1 委託業務番号 第 号

2 委託業務名

3 履行場所

4 変更契約事項

履行期間	原契約期間	年	月	日から
		年	月	日まで
変更期間		年	月	日から
		年	月	日まで

年 月 日付けで委託契約を締結した上記業務について、上記変更契約事項のとおり委託契約を変更する。

本変更契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所持する。

年 月 日

委託者 熊本県

代表者 熊本県知事

印

受託者 住所
商号又は名称
代表者 氏名

印

公共工事関係業務等委託変更契約書

1 委託業務番号 第 号

2 委託業務名

3 履行場所

4 変更契約事項

業務の内容 別冊のとおり

年 月 日付けで委託契約を締結した上記業務について、上記変更契約事項のとおり委託契約を変更する。

本変更契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所持する。

年 月 日

委託者 熊本県

代表者 熊本県知事

印

受託者 住所
商号又は名称
代表者 氏名

印

別記様式 8

(第9条関係)
(第14条関係)
(第6条関係)

第 年 月 号
号 日

商 号
代表者氏名 様

熊本県

監督員（変更）通知書

下記のとおり監督員を定めた（変更した）ので通知します。

記

1 委託業務番号 第 号

2 委託業務名

3 履行場所

4 履行期間 年 月 日から
年 月 日まで

5 監督員 職
氏名
有する権限
職
氏名
有する権限
職
氏名
有する権限

※ 2名以上の監督員を置く場合記載する。

5 監督員 変更前 職
氏名
変更後 職
氏名

※変更の場合

別記様式9

(第10条及び第11条関係)

(第15条関係)

(第7条及び第8条関係)

管 理 技 術 者
照査(担当)技術者

通知書

- | | | |
|-----------|---|---|
| 1 委託業務番号 | 第 | 号 |
| 2 委託業務名 | | |
| 3 履行場所 | | |
| 4 管理技術者氏名 | | |
| 5 照査技術者氏名 | | |
| 6 担当技術者氏名 | | |

上記のとおり管理技術者、照査技術者、担当技術者を定めたので、経歴書を添え通知します。

年 月 日

住 所
商 号
代表者氏名

印

熊本県知事

様

- (注) 1 「管理技術者」とは、熊本県公共工事関係業務委託契約約款第10条、熊本県公共建築設計業務委託契約約款15条及び発注者支援業務委託契約書第8条に規定する者をいう。
2 「照査技術者」とは、熊本県公共工事関係業務委託契約約款第11条に規定する者をいう。
3 「担当技術者」とは、発注者支援業務委託契約書第7条に規定する者をいう。

別記様式 10

(第 10 条及び第 11 関係)

(第 15 条関係)

(第 7 条及び第 8 関係)

管 理 技 術 者
照査(担当)技術者

変更通知書

- | | | |
|----------|-------------------------------|---|
| 1 委託業務番号 | 第 | 号 |
| 2 委託業務名 | | |
| 3 履行場所 | | |
| 4 変更内容 | | |
| (変更前) | 管理技術者氏名
照査技術者氏名
担当技術者氏名 | |
| (変更後) | 管理技術者氏名
照査技術者氏名
担当技術者氏名 | |

上記のとおり管理技術者、照査技術者、担当技術者を変更したので、経歴書を添え通知します。

年 月 日

住 所
商 号
代表者氏名

印

熊本県知事 様

- (注) 1 「管理技術者」とは、熊本県公共工事関係業務委託契約約款第 10 条、熊本県公共建築設計業務委託契約約款 15 条及び発注者支援業務委託契約書第 8 条に規定する者をいう。
2 「照査技術者」とは、熊本県公共工事関係業務委託契約約款第 11 条に規定する者をいう。
3 「担当技術者」とは、発注者支援業務委託契約書第 7 条に規定する者をいう。

(様式例)

(第10条及び第11条関係)

(第15条関係)

(第7条及び第8条関係)

管 理 技 術 者
照査(現場)技術者(員) 経歴書

1 氏 名

2 生 年 月 日 年 月 日 生

3 最 終 学 歴 年 月 日 卒業

4 取 得 資 格 等 年 月 日 取得
交付番号()

5 業 務 経 歴

(記載要領)

- 1 各技術者ごとに別葉とし、該当する技術者を○で囲むこと。
- 2 最終学歴は専攻科目まで記載すること。
- 3 取得資格等欄は、免許の名称、等級、種別、登録番号を記載すること。

別記様式 1-1

(第 20 条関係)
(第 21 条関係)
(第 16 条関係)

第 年 月 日 号

商 号
代表者氏名 様

熊本県

設計図書等変更通知書

下記のとおり設計図書又は設計仕様書等を変更するので通知します。

下記変更内容に異議がなければ、公共工事関係業務等委託変更契約書案を提出してください。

なお、設計図書又は設計仕様書等の変更により履行期間変更が生じる場合においては、本通知をもって協議書に代えるものとします。

記

1 委託業務番号

2 委託業務名

3 履行場所

4 変更内容

(1) 履行期間	原履行期間	年	月	日から
		年	月	日まで
	変更履行期間案	年	月	日から
		年	月	日まで

(2) 業務委託料	原業務委託料	円
	業務委託変更額	円
	変更後業務委託料	円

(3) 設計図書等の変更 別冊のとおり

5 履行期間変更協議開始日 年 月 日

別記様式 12

(第 21 条関係)
(第 22 条関係)
(第 17 条関係)

第 年 月 日 号

商 号
代表者氏名 様

熊本県

業務一時中止通知書

下記の業務は、履行を一時中止するので通知します。

記

- | | | | |
|-------------------|---|---|-----|
| 1 委託業務番号 | 年 | 月 | 日から |
| 2 委託業務名 | 年 | 月 | 日まで |
| 3 履行場所 | | | |
| 4 履行期間 | 年 | 月 | 日から |
| | 年 | 月 | 日まで |
| 5 中止期間 | 年 | 月 | 日から |
| | 年 | 月 | 日まで |
| 6 中止箇所 | | | |
| 7 中止の理由 | | | |
| 8 変更による
完成予定期限 | 年 | 月 | 日 |

別記様式 1 3

(第 3 3 条関係)
(第 3 1 条関係)
(第 2 1 条関係)

業務完了通知(報告)書

1 委託業務番号

2 委託業務名

3 履行場所

4 履行期間
年 月 日から
年 月 日まで

5 完了年月日 年 月 日

6 成果物

上記業務について、業務を完了したので通知(報告)します。

年 月 日

住 所
商 号
代表者氏名

印

熊本県知事

様

別記様式 1 4

(第33条関係)
(第31条関係)
(第21条関係)

第 年 月 号 日

商 号
代表者氏名

熊本県知事

業務完了認定書

下記の業務については、完了検査に合格したことを認定します。

記

- 1 委託業務番号 第 号

2 委託業務名

3 履行場所

4 業務委託料 円

(第33条関係)
(第31条関係)
(第21条関係)

成果物引渡し申出書

1 委託業務番号

2 委託業務名

3 履行場所

4 履行期間
年 月 日から
年 月 日まで

5 成果物

上記業務について、業務を完了し、業務完了の認定を受けたので、成果物を引き渡し
たく申し出ます。

年 月 日

住 所
商 号
代表者氏名

印

熊本県知事 様

(第39条関係)
(第37条関係)
(第23条関係)

業務指定(一部完了)部分 完了通知(確認請求)書

- | | | | | |
|---|----------|---|---|-----|
| 1 | 委託業務番号 | | | |
| 2 | 委託業務名 | | | |
| 3 | 履行場所 | | | |
| 4 | 履行期間 | 年 | 月 | 日から |
| | | 年 | 月 | 日まで |
| 5 | 指定(一部完了) | 年 | 月 | 日から |
| | 部分履行期間 | 年 | 月 | 日まで |
| 6 | 指定(一部完了) | 年 | 月 | 日 |
| | 部分完了年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 7 | 指定(一部完了) | | | |
| | 部分成果物 | | | |

上記業務について、指定(一部完了)部分の業務を完了したので、通知(確認を請求)します。

年 月 日

所号
住商
代表者氏名

印

熊本県知事 様

別記様式 1 7

(第39条関係)

(第37条関係)

(第23条関係)

第 年 月 号 日

商 号
代表者氏名 様

熊本県知事

業務指定(一部完了)部分 完了認定(確認結果)書

下記業務について、次のとおり指定部分の完了検査に合格した（一部完了部分の確認を行った）ので、認定（通知）します。

記

- | | | | | | |
|---|---------------------|---|---|-----|---|
| 1 | 委託業務番号 | | | | |
| 2 | 委託業務名 | | | | |
| 3 | 履行場所 | | | | |
| 4 | 履行期間 | 年 | 月 | 日から | |
| | | 年 | 月 | 日まで | |
| 5 | 業務委託料 | | | | 円 |
| 6 | 指定(一部完了)
部分履行期間 | 年 | 月 | 日から | |
| | | 年 | 月 | 日まで | |
| 7 | 指定(一部完了)
部分業務委託料 | | | | 円 |

別記様式 18

(第 21 条、第 24 条、繰越に係る工期延長等第 20 条以外の工期変更に係る協議書)

(第 22 条、第 24 条、繰越に係る工期延長等第 21 条以外の工期変更に係る協議書)

(第 17 条、繰越に係る工期延長等第 16 条以外の工期変更に係る協議書)

第 号
年 月 日

商 号
代表者氏名 様

熊本県

履行期間変更協議書

下記業務について履行期間の変更を協議します。

変更履行期間案に異議がなければ、公共工事関係業務等変更契約書案を提出してください。

記

1 委託業務番号

2 委託業務名

3 履行場所

4 履行期間 年 月 日から
年 月 日まで

5 変更履行期間案 年 月 日から
年 月 日まで

6 協議開始日 年 月 日

管理技術者等の資格要件【設計業務】

技術者	資 格 要 件	備 考
管理技術者	<p>(1) 技術士 (i) 総合技術管理部門（業務に該当する科目） 技術士（総合技術管理部門（業務に該当する科目））の資格を有し、 技術士法による登録を行っている者。 (ii) 業務に該当する部門 技術士（業務に該当する部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。 ※ 業務に該当する部門については、各業務の特記仕様書等を参照のこと。 [参考] - 「技術士」の部門(例) ①建設部門 ②上下水道部門 ③農業部門 ④森林部門 ⑤水産部門 ⑥応用理学部門 ⑦機械部門 ⑧電気・電子部門</p>	
	(2) 博士 研究業務等、高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に限り適用する。	
	(3) 農業土木技術管理士	
	<p>(4) シビルコンサルティングマネージャー（RCCM） (業務に該当する部門) RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。 ※ 業務に該当する部門については、各業務の特記仕様書等を参照のこと。 [参考] - RCCMの専門技術部門一覧 ①河川、砂防及び海岸・海洋 ②港湾及び空港 ③電力土木 ④道路 ⑤鉄道 ⑥上水道及び工業用水道 ⑦下水道 ⑧農業土木 ⑨森林土木 ⑩造園 ⑪都市計画及び地方計画 ⑫地質 ⑬土質及び基礎 ⑭鋼構造及びコンクリート ⑮トンネル ⑯施工計画、施工設備及び積算 ⑰建設環境 ⑱機械 ⑲水産土木 ⑳電気電子 ㉑廃棄物 ㉒建設情報</p>	
	(5) 畑地かんがい技士 (畑地かんがい業務に限る)	
	(6) 農業水利施設機能総合診断士 (農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る)	
	(7) (1)～(6)と同等の能力と経験を有する技術者 ※ 土木工学に関する学科を修めた者で、「大学卒業後18年以上、短大及び高等専門学校卒業後23年以上、高等学校卒業後28年以上」の土木関係設計業務の実務経験を有する技術者	
照査技術者	管理技術者と同じ。	
担当技術者	資格要件無し。	

管理技術者等の資格要件【測量業務】

技術者		資 格 要 件	備 考
管理技術者		測量士	
主任技術者		測量士	
担当技術者		測量士 又は 測量士補	
照査技術者		—	適用無

管理技術者等の資格要件【地質・土質調査業務】

技術者		資 格 要 件	備 考
管理技術者	(1)	技術士 ①総合技術監理部門（選択科目：建設—土質及び基礎） ② " （選択科目：応用理学—地質） ③建設部門（選択科目：土質及び基礎） ④応用理学部門（選択科目：地質）	
	(2)	シビルコンサルティングマネージャー（RCCM） （地質部門又は土質及び基礎部門）	
	(3)	(1)～(2)と同等の能力と経験を有する技術者 (i)博士（工学）、博士（理学）、博士（学術） 研究業務等、高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に限り適用する。 (ii)土木工学、建築学、地質学、地球物理学等の地質調査に関する学科を修めた者で、「大卒18年以上、短大・高専卒23年以上、高卒28年以上」の地質・土質調査業務に関する実務経験を有する者。	
	(4)	地質調査技師 下記の業務に適用する。 ①業務の範囲が現場での調査・計測作業のみの作業 ②内業を含みかつその範囲が、解析等調査業務のうち、既存資料の収集・現地調査、資料整理とりまとめ、断面図等の作成のみの作業	
	(5)	地質調査技師と同等の能力と経験を有する技術者 土木工学、建築学、地質学、地球物理学等の地質調査に関する学科を修めた者で、「大学・高専卒8年以上、高卒13年以上」の地質・土質調査業務に関する実務経験を有する者。 ※ 業務の適用範囲は、(4)と同じ。	
照査技術者		管理技術者の(1)～(3)と同じ。	
担当技術者		資格要件無し。	

提出書類の参考様式

参考様式

(地質・土質調査業務共通仕様書第1－16条関連)
(設計業務共通仕様書第1－16条関連)

年　月　日

熊本県知事　　様

住　所
商　号
代表者氏名

印

身分証明書交付願

下記業務について、地質・土質調査業務（設計業務）実施のため、国有、公有又は私有の土地に立ち入る必要がありますので、地質・土質調査業務共通仕様書第1－16第4項（設計業務共通仕様書第1－16第4項）の規定に基づく身分証明書の交付を申請します。

記

1　委託業務番号

2　委託業務名

3　履行場所

4　履行期間　　着手　　年　月　日
　　　　　　　　完了　　年　月　日

氏名	生年月日	作業名称	作業期間
			自　　年　月　日 至　　年　月　日
			自　　年　月　日 至　　年　月　日
			自　　年　月　日 至　　年　月　日
			自　　年　月　日 至　　年　月　日
			自　　年　月　日 至　　年　月　日
			自　　年　月　日 至　　年　月　日

注1　身分証明書に添付する写真（電子データ）等を提出すること。

2　「作業期間」欄は、作業実施に必要な期間を記載すること。

参考様式

[身分証明書（地質・土質調査業務、設計業務用）]

(表)

身 分 証 明 書	
第 号	
氏 名	写 真
所属機関名	
所属機関住所	
上記の者は、○○地区○○事業第○号業務委託の地質・土質調査業務（設計業務）に従事していることを証明する。	
作業期間	自 年 月 日 至 年 月 日
年 月 日	
熊本県知事 印	

(裏)

<注意>
1 本証明書は、公印・日付のないものは無効とする。
2 本証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3 改変された本証明書は、無効とする。
4 本証明書を紛失し、又は破損した時は、直ちに発行機関に届けること。
5 立入り作業完了後 10 日以内に、本証明書を発行機関に返却すること。

参考様式

(測量業務共通仕様書第17条関連)

平成 年 月 日

熊本県知事 様

住 所
商 号
代表者氏名

印

身分証明書交付願

下記業務について、測量業務実施のため、国有、公有又は私有の土地に立ち入る必要がありますので、測量法第15条第3項の規定に基づく身分証明書の交付を申請します。

記

1 委託業務番号

2 委託業務名

3 履行場所

4 履行期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日

氏名	生年月日	測量士・補登録番号	作業名称	作業期間
				自 年 月 日 至 年 月 日
				自 年 月 日 至 年 月 日
				自 年 月 日 至 年 月 日
				自 年 月 日 至 年 月 日
				自 年 月 日 至 年 月 日
				自 年 月 日 至 年 月 日

注1 身分証明書に添付する写真（電子データ）等を提出すること。

2 「作業名称」欄は、熊本県土地改良事業測量作業規定に定める測量作業の名称を記載すること。（例：基準点測量、水準測量）

3 「作業期間」欄は、作業実施に必要な期間を記載すること。

(表)

身 分 証 明 書	
第 号	
氏 名	写 真
生年月日	
所属機関名	
所属機関所在地	
左記のものは、測量法第 15 条第 1 項の規定によ り、国土地理院の長 命令 り、測量計画機関 の 委任 に基づいて土地に立 ち入ることができるものであることを証する。	
令和 年 月 日発行	
発行機関	印

(裏)

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）抜粋			
第 15 条 国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施するために必要があるときは、国有、公有又は私有の土地に立ち入ることができる。			
2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするものは、あらかじめその占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。			
3 第 1 項に規定する者が、同項の規定により土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。			
第 39 条 第 14 条から第 26 条までの規定は公共測量に準用する。			
有効 期間	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
作業 地域			
作業の 名称			
発行機 関の印			

備考 不用の文字は、発行機関で消すこと。

用紙の寸法は、日本工業規格 B 8 とする。

※ 本身分証明書の様式は、測量法施行規則第一条の二（別表第一の二）
に定められていますので、発行に当たっては委託者の方で最新の様式
を確認されますようお願いします。

「地すべり等防止法施行規則第二条」に定める身分証明書の様式（別記様式第一）

(表)

住 所	第 号
氏 名	交付年月日
職 名	有効期間
生年月日	写 真
身 分 証 明 書	
上記の者は、地すべり等防止法第6条第1項の規定により地すべり防止区域の指定に関する調査のため他人の土地に立ち入ることのできる者であることを証する。	
主務大臣	印

地すべり等防止法抜粋

第3条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの（以下これらを「地すべり地域」と総称する。）であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。

第2項以下省略

第5条 第3条第1項の指定は、必要に応じ、当該地すべり地域に関し、地形、地質、降水、地表水若しくは地下水又は土地の滑動状況に関する現地調査をして行うものとする。

第6条 主務大臣又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、前条の調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第1項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならぬ。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 国は、第1項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項の規定による損失の補償については、国と損失を受けた者とが協議しなければならない。

10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見積った金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から30日以内に収用委員会に土地収用法（昭和26年法律第219号）第94条の規定による裁決を申請することができる。

11 第5項の規定による証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

「海岸法施行規則第六条」に定める身分証明書の様式（別記様式第三）

(表)

有 効 期 間 付 年 月 日	第 身 分 号 証	
	氏 住 明 書	職 名 所
主 務 大 臣	右は、海岸法第十八条第一項の規定により海岸保全区域に関する調査 する。等のため他人の土地及び水面に立ち入ることができる者であることを証 す。	
	印	年 令

海岸法抜き

- (裏)
- 第十八条 海岸管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、海岸保全区域に関する調査若しくは測量又は海岸保全施設に関する工事のためやむを得ない必要があるときは、あらかじめその占有者に通知して、他人の占有する土地若しくは水面に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、通知することを要しない。
- 2 前項の規定により宅地又は水辺、さく等で囲まれた土地若しくは水面に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地又は水面の占有者に告げなければならない。
- 3 日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地又は水面に立ち入つてはならない。
- 4 第一項の規定により土地又は水面に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 5 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。
- 6 土地又は水面の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

参考様式

業務委託打合せ簿

発議者	<input type="checkbox"/> 委託者	<input type="checkbox"/> 受託者	発議年月日				
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 請求 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 () 						
委託業務名							
受託者							
(内容)							
添付図 葉、その他添付図書							
処理 ・ 回答	委託者 受託者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 [] 年月日: 上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 [] 年月日: 					

課長	総括監督員	主任監督員	(一般)監督員	課員	照査技術者	管理技術者	担当技術者

参考様式

(測量業務共通仕様書第9条、第10条関連)

主任技術者 担当技術者 **通知書**

1 委託業務番号 第 号

2 委託業務名

3 履行場所

4 主任技術者氏名

5 主任技術者の取得資格等

年 月 日取得

交付番号()

6 担当技術者

氏名	取得資格	担当業務内容	備考
	年 月 日取得 交付番号()		
	年 月 日取得 交付番号()		
	年 月 日取得 交付番号()		
	年 月 日取得 交付番号()		

上記のとおり主任技術者、担当技術者を定めたので、経歴書を添え通知します。

年 月 日

住 所
商 号
代表者氏名

印

熊本県知事

様

参考様式

(地質・土質調査業務共通仕様書第1－9条関連)
(設計業務共通仕様書第1－9条関連)

担当技術者通知書

1 委託業務番号 第 号

2 委託業務名

3 履行場所

4 担当技術者

氏名	取得資格	担当業務内容	備考

上記のとおり担当技術者を定めたので、経歴書を添え通知します。

年 月 日

住 所
商 号
代表者氏名

印

熊本県知事 様

参考様式

業務履行報告書

《月分》

1	委託業務番号						
2	委託業務名						
3	業務委託料	金				円	
4	履行期間	着手			年 月 日		
		完了			年 月 日		

作業項目	月 10 20		備考								
	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	
進捗率											
計画 (%)											
実績 (%)											

注 業務計画の計画工程を  (黒)、当該月までの実施工程を  (赤)

翌月以降の予定工程を  (赤) で記入すること。

提出書類の参考様式

参考様式

(地質・土質調査業務共通仕様書第1－16条関連)
(設計業務共通仕様書第1－16条関連)

年　月　日

熊本県知事　　様

住　所
商　号
代表者氏名

印

身分証明書交付願

下記業務について、地質・土質調査業務（設計業務）実施のため、国有、公有又は私有の土地に立ち入る必要がありますので、地質・土質調査業務共通仕様書第1－16第4項（設計業務共通仕様書第1－16第4項）の規定に基づく身分証明書の交付を申請します。

記

1　委託業務番号

2　委託業務名

3　履行場所

4　履行期間　　着手　　年　月　日
　　　　　　　　完了　　年　月　日

氏名	生年月日	作業名称	作業期間
			自　　年　月　日 至　　年　月　日
			自　　年　月　日 至　　年　月　日
			自　　年　月　日 至　　年　月　日
			自　　年　月　日 至　　年　月　日
			自　　年　月　日 至　　年　月　日
			自　　年　月　日 至　　年　月　日

注1　身分証明書に添付する写真（電子データ）等を提出すること。

2　「作業期間」欄は、作業実施に必要な期間を記載すること。

参考様式

[身分証明書（地質・土質調査業務、設計業務用）]

(表)

身 分 証 明 書	
第 号	
氏 名	写 真
所属機関名	
所属機関住所	
上記の者は、○○地区○○事業第○号業務委託の地質・土質調査業務（設計業務）に従事していることを証明する。	
作業期間	自 年 月 日 至 年 月 日
年 月 日	
熊本県知事 印	

(裏)

<注意>
1 本証明書は、公印・日付のないものは無効とする。
2 本証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3 改変された本証明書は、無効とする。
4 本証明書を紛失し、又は破損した時は、直ちに発行機関に届けること。
5 立入り作業完了後 10 日以内に、本証明書を発行機関に返却すること。

参考様式

(測量業務共通仕様書第17条関連)

平成 年 月 日

熊本県知事 様

住 所

商 号

代表者氏名

印

身分証明書交付願

下記業務について、測量業務実施のため、国有、公有又は私有の土地に立ち入る必要がありますので、測量法第15条第3項の規定に基づく身分証明書の交付を申請します。

記

1 委託業務番号

2 委託業務名

3 履行場所

4 履行期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日

氏名	生年月日	測量士・補登録番号	作業名称	作業期間
				自 年 月 日 至 年 月 日
				自 年 月 日 至 年 月 日
				自 年 月 日 至 年 月 日
				自 年 月 日 至 年 月 日
				自 年 月 日 至 年 月 日
				自 年 月 日 至 年 月 日

注1 身分証明書に添付する写真（電子データ）等を提出すること。

2 「作業名称」欄は、熊本県土地改良事業測量作業規定に定める測量作業の名称を記載すること。（例：基準点測量、水準測量）

3 「作業期間」欄は、作業実施に必要な期間を記載すること。

(表)

身 分 証 明 書	
第 号	
氏 名	写 真
生年月日	
所属機関名	
所属機関所在地	
左記のものは、測量法第 15 条第 1 項の規定によ り、国土地理院の長 命令 り、測量計画機関 の 委任 に基づいて土地に立 ち入ることができるものであることを証する。	
令和 年 月 日発行	
発行機関	印

(裏)

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）抜粋			
第 15 条 国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施するために必要があるときは、国有、公有又は私有の土地に立ち入ることができる。			
2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするものは、あらかじめその占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。			
3 第 1 項に規定する者が、同項の規定により土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。			
第 39 条 第 14 条から第 26 条までの規定は公共測量に準用する。			
有効 期間	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
作業 地域			
作業の 名称			
発行機 関の印			

備考 不用の文字は、発行機関で消すこと。

用紙の寸法は、日本工業規格 B 8 とする。

※ 本身分証明書の様式は、測量法施行規則第一条の二（別表第一の二）
に定められていますので、発行に当たっては委託者の方で最新の様式
を確認されますようお願いします。

「地すべり等防止法施行規則第二条」に定める身分証明書の様式（別記様式第一）

(表)

住 所	第 号
氏 名	交付年月日
職 名	有効期間
生年月日	写 真
身 分 証 明 書	
上記の者は、地すべり等防止法第6条第1項の規定により地すべり防止区域の指定に関する調査のため他人の土地に立ち入ることのできる者であることを証する。	
主務大臣	印

地すべり等防止法抜粋

第3条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの（以下これらを「地すべり地域」と総称する。）であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。

第2項以下省略

第5条 第3条第1項の指定は、必要に応じ、当該地すべり地域に関し、地形、地質、降水、地表水若しくは地下水又は土地の滑動状況に関する現地調査をして行うものとする。

第6条 主務大臣又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、前条の調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第1項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならぬ。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 国は、第1項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項の規定による損失の補償については、国と損失を受けた者とが協議しなければならない。

10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見積った金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から30日以内に収用委員会に土地収用法（昭和26年法律第219号）第94条の規定による裁決を申請することができる。

11 第5項の規定による証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

「海岸法施行規則第六条」に定める身分証明書の様式（別記様式第三）

(表)

有効期間 交付年月日	第 身 分 証 明 書
	職 氏 住 名 名 所
主務大臣 印	年 令
	右は、海岸法第十八条第一項の規定により海岸保全区域に関する調査等のため他人の土地及び水面に立ち入ることができる者であることを証する。

海岸法抜粋

- 第十八条 海岸管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、海岸保全区域に関する調査若しくは測量又は海岸保全施設に関する工事のためやむを得ない必要があるときは、あらかじめその占有者に通知して、他人の占有する土地若しくは水面に立ち入り、又は特別の用途のない他の人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、通知することを要しない。
- 2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地若しくは水面に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地又は水面の占有者に告げなければならない。
 - 3 日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地又は水面に立ち入つてはならない。
 - 4 第一項の規定により土地又は水面に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
 - 5 第一項の規定により特別の用途のない他の人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。
 - 6 土地又は水面の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

參考樣式

業務委託打合せ簿

発議者	<input type="checkbox"/> 委託者 <input type="checkbox"/> 受託者	発議年月日		
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 請求 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ()			
委託業務名				
受託者				
(内容)				
添付図 葉、その他添付図書				
処理 ・ 回答	委託者 受託者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します。		
		<input type="checkbox"/> その他 <div style="text-align: right;">年月日:</div>		
上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 <div style="text-align: right;">年月日:</div>				

課長	総括監督員	主任監督員	(一般)監督員	課員	照査技術者	管理技術者	担当技術者

参考様式

(測量業務共通仕様書第9条、第10条関連)

主任技術者 担当技術者 **通知書**

1 委託業務番号 第 号

2 委託業務名

3 履行場所

4 主任技術者氏名

5 主任技術者の取得資格等

年 月 日取得

交付番号()

6 担当技術者

氏名	取得資格	担当業務内容	備考
	年 月 日取得 交付番号()		
	年 月 日取得 交付番号()		
	年 月 日取得 交付番号()		
	年 月 日取得 交付番号()		

上記のとおり主任技術者、担当技術者を定めたので、経歴書を添え通知します。

年 月 日

住 所
商 号
代表者氏名

印

熊本県知事

様

参考様式

(地質・土質調査業務共通仕様書第1－9条関連)
(設計業務共通仕様書第1－9条関連)

担当技術者通知書

1 委託業務番号 第 号

2 委託業務名

3 履行場所

4 担当技術者

氏名	取得資格	担当業務内容	備考

上記のとおり担当技術者を定めたので、経歴書を添え通知します。

年 月 日

住 所
商 号
代表者氏名

印

熊本県知事 様

参考様式

業務履行報告書

《月分》

1	委託業務番号						
2	委託業務名						
3	業務委託料	金				円	
4	履行期間	着手			年 月 日		
		完了			年 月 日		

作業項目	月		月		月		月		月		備考
	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	
進捗率 計画 (%)											
実績 (%)											

注 業務計画の計画工程を  (黒)、当該月までの実施工程を  (赤)

翌月以降の予定工程を  (赤) で記入すること。

業務計画書（地質・土質調査業務）記載例

◎はじめに

本業務計画書（記載例）は、業務計画書作成時の参考資料として、書式の一例を示したものです。

業務計画書は、事業の概要や業務の目的を踏まえて作成しなければなりません。

業務計画書に記載すべき項目の中には、現地の確認や関係機関との協議を必要とするものも含まれていますが、業務計画書は契約締結後14日以内に提出しなければなりませんので、時間を要する事項は基本方針を記入することになります。

業務は業務計画書に基づいて行い、進行状況に応じて報告、協議、打合せをしながら、その成果を業務報告書（成果物）として取りまとめることになります。

従って、業務計画書と業務報告書との間には一体性がなくてはなりません。

〇〇年（20〇〇年）〇〇月〇〇日

熊本県知事 〇〇 〇〇 様

住 所 〇〇〇〇〇
商 号
代表者氏名 〇〇 〇〇 印

業務計画書

(地質・土質調査業務)

業務委託番号

委託業務名

上記業務について、別紙のとおり業務計画書を提出します。

1 業務場所

(記載例)

○○県○○市（郡）○○町（村）地内（別添位置図のとおり。）

2 業務内容及び方法

(1) 業務内容

(記載例)

本業務は、○○地区○○事業の○○（基礎工）について、施工予定箇所の地盤の構成や基盤の深さを確認するとともに、地盤基礎の設計に必要な定数を求めるため、下記調査を行うものである。

・ボーリング調査 2 箇所 L=○m

(No. 1 孔 L=○m、No. 2 孔 L=○m …)

・標準貫入試験 N=○回

・解析等調査業務 1 式

(2) 履行期間

(記載例)

○○年（20○○年）○○月○○日～

○○年（20○○年）○○月○○日（○○○日間）

(3) 調査方針

(記載例)

・ボーリングの堀止めは、下記を標準としたうえで、各孔のボーリング結果を基に打合せを行い、決定することとする。

①良質な支持層の判断基準（N値の目安）

○○〔書籍名〕により、下表のとおりとする。

…

②支持層確認後の掘進長

○○〔書籍名〕により、下表のとおりとする。

…

(4) 調査作業項目

【考え方】

設計図書を基に、公益社団法人地盤工学会編「地盤調査法の方法と解説」（以下「地盤調査法」という。）等を参考にしながら、本業務の調査作業項目とその内容を記載します。

数量等が明示されているものについては、別途項目を設けて記載します。

備考欄には、各作業項目における留意事項、協議・打合せ事項等を記載します。

（記載例）

本業務における調査作業項目は、次のとおりである。

作業項目	作業内容	備考
現地踏査		
ボーリング計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・調査目的と調査内容の把握 ・ボーリング地点の選定 ・ボーリング仕様の選定 (機械・器具の選定、ピットの選定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・構造物の設計、施工に必要な地盤情報を得ることを目的とした調査であることから、対象構造物の種類や荷重の大きさ、床掘の深さや範囲などの概略も含めて把握する。 ・地形図、航空写真、あるいは既存の周辺域の地質資料を収集し、その内容を地質断面図に整理してボーリング地点を選定する。
仮設計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設条件の整理 ・仮設方法の検討 ・運搬方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地踏査結果をもとに、現地の地形、搬入路、土地利用、植生、障害物などを考慮して、現地に最も適した運搬、搬入方法を計画する。
ボーリング調査 (サウンディング含む。)		
①涉外	<ul style="list-style-type: none"> ・用地交渉、現場立ち入り許認可取得 ・道路等占用許可取得 ・周辺住民への説明 ・用水手配 	
②地点設営	<ul style="list-style-type: none"> ・地点測量 ・伐採、除草、整地 ・危険物調査、地下埋設物調査 ・交通規制の実施 	
③搬入	<ul style="list-style-type: none"> ・機械・資材の運搬、地点への搬入 ・周辺環境対策（騒音、振動） ・足場・やぐら組立て ・給水設備 ・排水・泥水処理設備の設置 ・電力設備の設置 ・駐車場、機械・資材置場、ボーリング試料保管設備の設置 ・安全設備の設置 	
④仮設		
⑤掘進作業	<ul style="list-style-type: none"> ・掘進 ・保孔対策 ・標準貫入試験 ・ボーリング孔の閉塞 ・足場、やぐらの解体 	
⑥サウンディング	<ul style="list-style-type: none"> ・現場地形の復旧、後片付け、整地 ・ボーリング試料、機械・資材の搬出 ・終了報告（発注者・地主等） ・泥水・産業廃棄物の処理・搬出 	
⑦解体・搬出	<ul style="list-style-type: none"> ・既存資料の収集・現地調査 ・資料整理とりまとめ (試料観察、柱状図の作成等) ・断面図等の作成 ・総合解析とりまとめ 	
解析等調査業務		

(5) 調査作業上の留意点

【考え方】

現地条件を踏まえたうえで、調査作業上留意すべき事項（対策を含む。）を作業項目別に記載します。

（参考）

ボーリング調査や標準貫入試験の留意点として、地盤調査法には下記の記載等があります。

- ・ ボーリングを実施する上で注意しなければならない重要なことは、次の2点である。①スライムの排出 ②ボーリング孔壁の保護
ボーリングは、一般にビットの貫入力と回転速度によって掘削の効率が決まるように理解されがちであるが、実際はスライムをどのように孔外へ搬出し、ボーリング孔壁をいかに安定させるかが最も重要な点である。
- ・ 水田、畑におけるボーリングの仮設作業では、①農作物に対する泥水の飛散対策、搬入・仮設時の畦畔等の損傷（防止）に注意が必要。②暗渠等の地下埋設物の事前調査・試掘が大切。
- ・ ボーリングの掘削は、ビットの回転、ビットへの荷重およびスライムの排除（送水量）の3条件で成り立つ。これらのバランスが悪いと順調な掘削作業を行うことができないばかりか、孔壁崩壊あるいはジャミングなどのトラブルに結びつきやすい。したがって、それぞれの条件の設定にあたっては、同一地区の実績あるいは熟練技術者の意見を聞き、慎重に検討すべきである。
- ・ 掘削における留意点として、原位置試験は孔底や孔壁を利用して「自然状態」における地盤性状の把握を目的とするもので、乱れの少ない孔を作ることが必要である。
- ・ N値に影響を及ぼす主な要因は、以下のように考えられる。
 - a. 試験方法および作業に関連する要因
 - ①装置・器具および方法に関連する要因
 - ②人為的要因
 - b. 地盤の特性に関連する要因
 - ①地盤構造（不均質性）に関連する要因
 - ②応力状態（有効上載圧）に関連する要因
 - ③地下水（地下水の有無）に関連する要因
 - ④地盤の物性（本来評価すべきもの）

（記載例）

調査業務の実施に当たり、以下の点に留意する。

- 1)
- 2)

(6) 作業フロー

【考え方】

地盤調査法の「ボーリング計画と手順」等を参考に作業フローを記載します。

3 業務工程

【考え方】

「2 業務内容及び方法」の(4)調査作業項目、(6)作業フロー、「5 打合せ計画」に基づく業務の実施工程表を記載します。

工程表の方式は原則として任意ですが、地質業務共通仕様書第1－**3 6**条に定める履行状況報告の基礎となりますので、業務の進捗状況が確認しやすいように内容を整理し、クリティカルポイントを明確にする必要があります。

[「地質調査業務成績評定（主任監督員）」－「実施状況の評価」－「執行管理（1/2）」－「評価対象項目9.」参照。]

(記載例)

履行期間 ○○年（20○○年）○○月○○日 から
○○年（20○○年）○○月○○日 まで

作業項目	月		月		月		月		月		備考
	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	
進捗率(%)											

4 業務組織計画

【考え方】

管理技術者、担当技術者について、氏名、資格等を記載します。

また、約款第7条第3項により再委託等に付する場合は、住所、TEL、FAX、再委託等の内容、技術者として業務に携わる使用人を記入します。

[地質・土質調査業務共通仕様書 第1－30条関連]

(記載例)

(1)受託者の技術者

- ・管理技術者 ○○○○ (技術士 ○○部門)
- ・担当技術者 ○○○○ (○○○○)
○○○○ (○○○○)
○○○○ (○○○○)

(2)再委託した会社等の技術者

○○コンサルタント(株)
住所 : ○○○○
TEL : ○○○○
FAX : ○○○○
技術者 : ○○○○ (○○○○)
○○○○ (○○○○)

再委託等の内容 :

5 打合せ計画

【考え方】

打合せ計画として、回数、時期、打合せ目的・事項等を記載します。

備考欄には、予定提出書類や特記事項（例：当該業務に関連する他業務の受託者を含めた合同打合せ）等を記載します。

（記載例）

本業務の打合せ計画は、次のとおりとする。

回 数	時 期	打合せ目的・事項	備 考
第 1 回	○月 ○旬	○業務内容の確認 ・・・ ・・・	予定提出書類 業務計画書
第 2 回			○○業務委託との合同打合せ
第 3 回			
第 4 回			

6 成果物の品質を確保するための計画

【考え方】

品質確保のための管理・検査体制と具体的なチェック内容を記載します。

ISO 9001（品質マネジメントシステム）を取得している場合は、その旨を記載し、チェックリストを添付する方法等が考えられます。

[「地質調査業務成績評定（検査員）」－「実施状況の評価」－「品質管理（1/2）」－「評価対象項目 6.」参照。]

7 成果物の内容、部数

(記載例)

成果物の内容、部数は、次のとおりとする。

区分	名 称	部 数
地質調査	業務報告（電子納品） CD-R (地質柱状図、地質断面図、コアのカラー写真 調査日報等) コア又はスライム試料（標本箱）	

8 使用する主な図書及び基準

(記載例)

本業務で使用する図書等は、次のとおりとする。

名 称	発行所名	発行年月日	備考

9 使用機機械・器具の種類、名称及び性能

【考え方】

地盤調査法に、以下の事項等が記載されています。

- ・ボーリングに使用する機械や器具は、ボーリング地点の状況、ボーリングの深さと孔径および実施する原位置試験を考慮し、機材の選定基準に基づいて選定する。
また、選定はボーリングロッド、やぐら、ボーリングマシン、ボーリングマシンのエンジン能力、ボーリングポンプ、ポンプのエンジン能力の順に行う。必要に応じて作泥用のミキサーも選定する。
- ・ビットは、直接地盤を切削するもので、ロータリーボーリング式では最も重要な器具である。ビットには多くの種類があり、ボーリングの目的や地盤の状況に適したビットを使い分けなければならない。

上記事項等を参考にしながら、現地条件を踏まえたうえで、本業務で使用する機械や器具を選定し、その種類、名称及び性能を記載します。

選定にあたっては、各機械・器具のタイプ（種類）とその特徴を考慮します。

（記載例）

本業務で使用する機械・器具の種類、名称及び性能は、次のとおりとする。

種類	名称	性能	使用する作業名

10 連絡体制

(記載例)

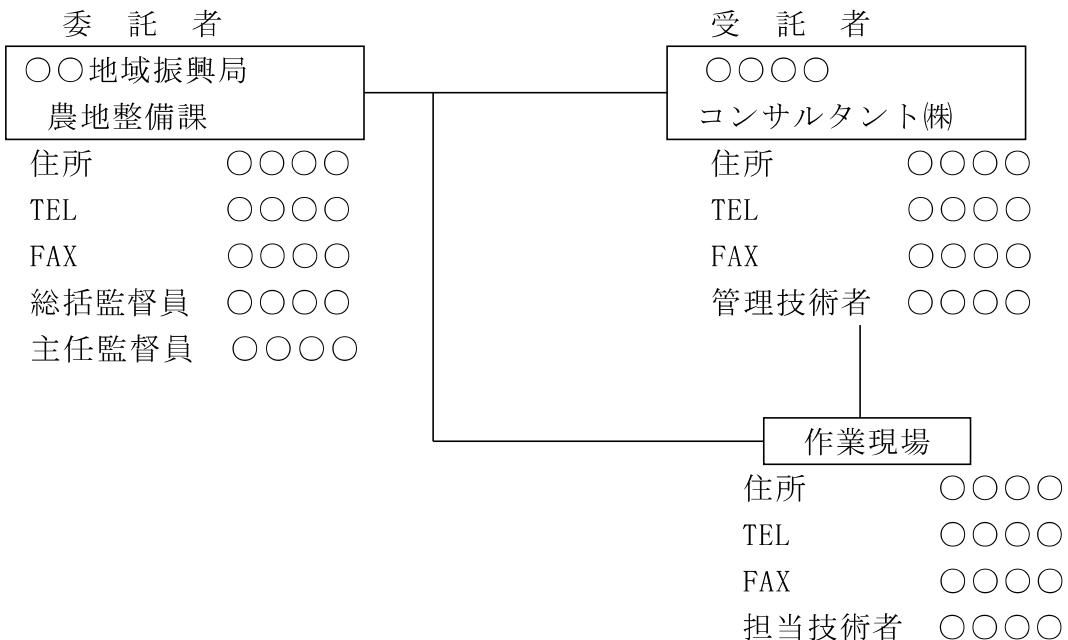
作業場所 内業 : ○○○○コンサルタント株式会社
外業 : ○○県○○市○○町地内

(1) 業務時の連絡体制

【考え方】

業務の実施にあたり、平時において委託者・受託者間で連絡を取り合うときの体制を記載します。

(記載例)

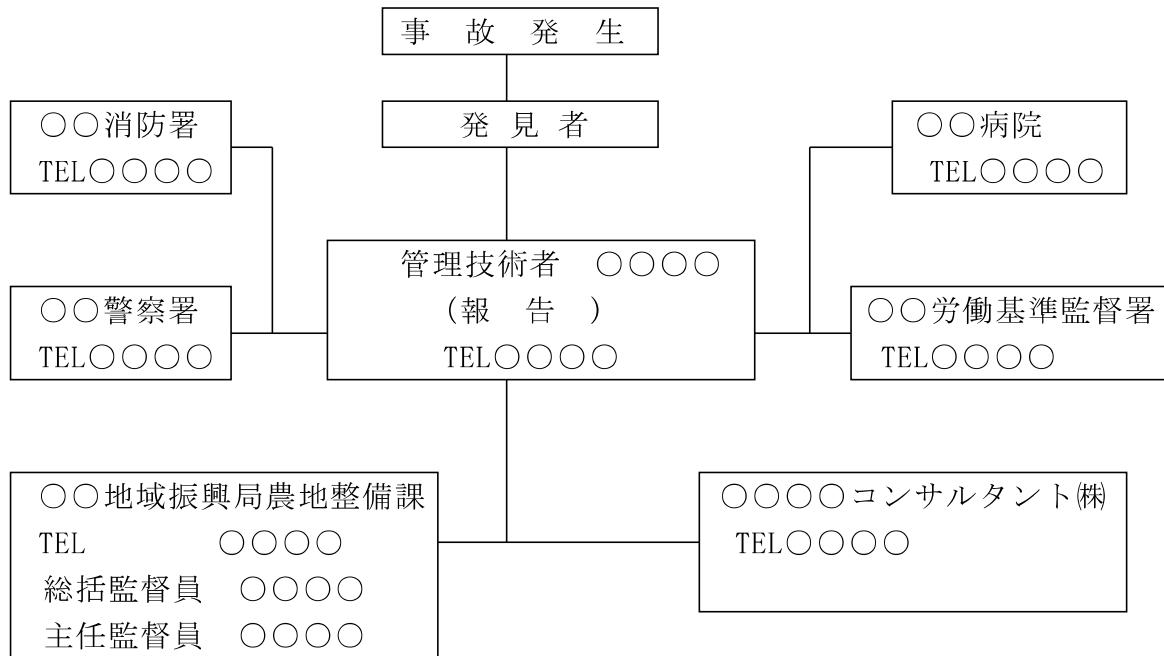


(2) 緊急時の連絡体制

【考え方】

主として現地作業など、屋外での作業中に事故が発生した場合における緊急時の連絡体制を、関係機関（病院、警察署、労働基準監督署等）を含めて記載します。【地質・土質調査業務共通仕様書 第1-34条、第1-35条、第1-37条関連】

(記載例)



1.1 安全等の確保

【考え方】

現地条件を踏まえて、屋外作業時の安全管理など安全等の確保のために講じる措置を記入します。

(参考)

ボーリング時の安全環境・対策として、地盤調査法には下記の記載等があります。

- ・ボーリング作業では、原動機や電動機を動力源とするボーリングマシンを用いるため、高速で回転するスピンドル、ボーリングロッドあるいはベルトなどに作業員の衣服や身体の一部が巻き込まれ、事故を起こすことがある。
現在は、法律により回転部にカバーを装着し事故を防止する措置がとられている。[労働安全衛生規則第101条 原動機、回転軸等による危険の防止]また、作業手順上、ロッドの脱着などにおいては回転部付近で作業することとなるため、安全には十分注意を払い、機長と助手との間で安全を確認しながら作業を進めなければならない。
- ・周辺の安全対策として、資機材搬入時の安全確保、フェンス囲い、市街地などでは防音シートによる騒音対策の必要性が増しており、作業環境と併せ周辺環境に十分配慮する必要がある。

また、ボーリング関係の安全管理に係る書籍として、社団法人全国地質調査業協会連合会の「ボーリングポケットブック」や建設業労働災害防止協会の「ボーリングマシン運転者必携」などがあります。

1.2 その他

- ・守秘義務について、具体的な計画を記載すること。

[地質・土質調査業務共通仕様書第1-32条]

[「地質調査業務成績評定（検査員）」－「実施能力の評価」－「実施体制と執行計画（1/1）」－「評価対象項目7.」参照。]

- ・「個人情報の取扱い」について、管理体制等を記載すること。

[地質・土質調査業務共通仕様書第1-33条]

[「地質調査業務成績評定（検査員）」－「実施能力の評価」－「実施体制と執行計画（1/1）」－「評価対象項目8.」参照。]

- ・「行政情報流出防止対策の強化」について、流出防止対策を記載すること。

[地質・土質調査業務共通仕様書第1-38条]

- ・「保険加入の義務」について、保険の加入状況を記載すること。

[地質・土質調査業務共通仕様書第1-40条]

業務計画書（測量業務）記載例

◎はじめに

本業務計画書（記載例）は、業務計画書作成時の参考資料として、書式の一例を示したものです。

業務計画書は、事業の概要や業務の目的を踏まえて作成しなければなりません。

業務計画書に記載すべき項目の中には、現地の確認や関係機関との協議を必要とするものも含まれていますが、業務計画書は契約締結後14日以内に提出しなければなりませんので、時間を要する事項は基本方針を記入することになります。

業務は業務計画書に基づいて行い、進行状況に応じて報告、協議、打合せをしながら、その成果を業務報告書（成果物）として取りまとめることになります。

従って、業務計画書と業務報告書との間には一体性がなくてはなりません。

◎語句説明等

記載例中の〔考え方〕等において、令和4年3月現在で参考になると考えられる書籍等から以下の略語を用いて引用しています。

なお、以下の書籍等につきましては、発行後に測量法が改正された等の理由により内容が古くなっている箇所もありますし、今後も見直される可能性がありますので、業務計画書作成時点における最新の取扱いを受託者の方で確認されますようお願いします。

- ・測量作業規程：熊本県土地改良事業測量作業規程
(変更承認年月日：令和3年2月25日付け承認番号国国地第121号)
- ・逐条解説測量法：〔逐条解説〕測量法 株式会社大成出版社
- ・準則解説：公共測量 作業規定の準則 解説と運用
(地形測量及び写真基準編)、(基準点測量編、応用測量編)
公益社団法人日本測量協会
- ・基準点記載要領：公共測量 作業規程の準則 基準点測量記載要領
公益社団法人日本測量協会

また、記載例中の表下部欄外に「※ ○○」と書いているものがありますが、これは注釈ですので、提出される業務計画書に記載する必要はありません。

〇〇年（20〇〇年）〇〇月〇〇日

熊本県知事 〇〇 〇〇 様

住 所 〇〇〇〇〇
商 号
代表者氏名 〇〇 〇〇 印

業 務 計 画 書

(測量業務用)

業務委託番号

委託業務名

上記業務について、別紙のとおり業務計画書を提出します。

1 業務場所

(記載例)

○○県○○市（郡）○○町（村）地内（別添位置図のとおり。）

2 業務内容及び方法

①測量内容

(記載例)

本業務は、○○地区○○事業について、○○の実施設計に必要な下記測量を行うものである。

基準点測量

2級基準点測量 4点

3級基準点測量 15点

②履行期間

(記載例)

○○年（20○○）○○月○○日～

○○年（20○○）○○月○○日（○○○日間）

③測量方法

(記載例)

1)測量方針

2級基準点測量はG P S測量、3級基準点測量はT S測量により行う。

G P S測量は干渉測位方式で行い、観測方法は4個のG P S衛星を用いたスタティック法とする。

2)測量方式

結合多角方式により行う。

3)作業手順

④測量作業項目

【考え方】

測量作業規程に定める当該測量業務の各作業項目について、作業内容を箇条書きで記載します。

(記載例)

本業務における測量作業項目は、次のとおりである。

作業項目	作業内容	備考
2級基準点測量 作業計画	製品仕様書を作成する。 作業計画書と平均計画図を作成し、承諾を得る。	
選点	平均計画図に基づき、既知点とする○等三角点、○級基準点の現地調査を行い、基準点現況調査報告書を作成する。また、新点の位置を選定し、選点図と平均図を作成する。	
測量標の設置	新点の位置に永久標識（コンクリート杭、金属標）を設置し、測量標設置位置通知書と点の記を作成する。委託者が所有権等を有する土地以外の土地に永久標識を設置する場合は、当該土地の所有者等から建標承諾書により承諾を得る。	
観測	平面図に基づき作成した観測図にセッション計画を記入し、スタティック法による観測を実施する。観測機器の点検を観測着手前及び観測期間中（○○に1回）に行う。観測時間は60分以上、データ取得間隔は30秒以下を標準とする。	
計算	付録6の計算式により、新点の水平位置及び標高を求める。	
品質評価	測量成果について、製品仕様書が規定するデータ品質を満足しているか、品質評価表に基づき評価する。	
成果の整理	メタデータを作成し、測量成果を付録4に定める所定の様式で整理する。	
3級基準点測量		

⑤測量作業上の留意点

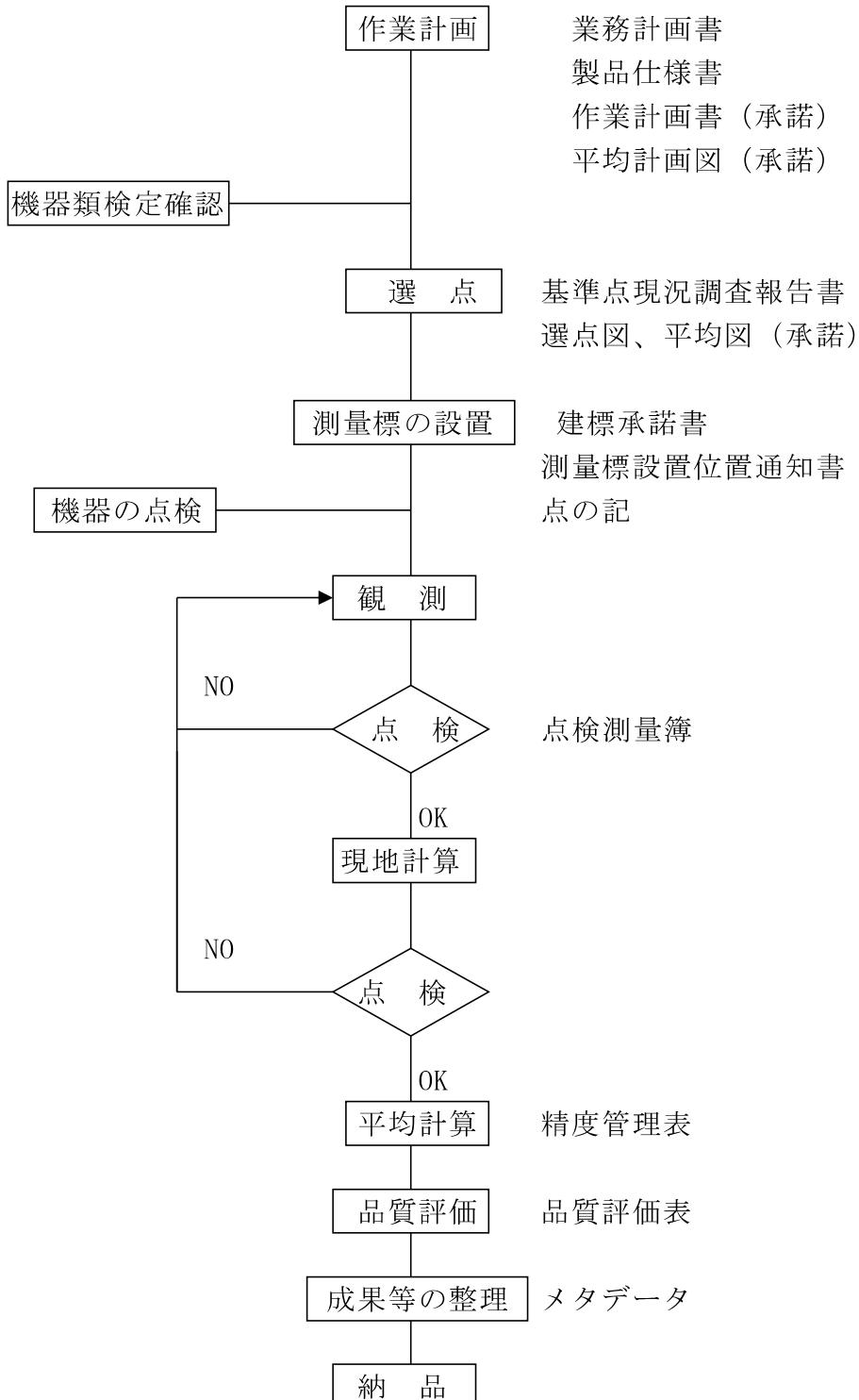
【考え方】

準則解説の解説等を参考に、現地条件を踏まえて業務の実施にあたり特に留意すべき点を記載します。

⑥作業フロー

(記載例)

本業務の作業フローは、次のとおりとする。



3 業務工程

【考え方】

「2 業務内容及び方法」の④測量作業項目、⑥作業フロー、「5 打合せ計画」に基づく業務の実施工程表を記載します。

工程表の方式は原則として任意ですが、測量業務共通仕様書第35条に定める履行状況報告の基礎となりますので、業務の進捗状況が確認しやすいように内容を整理し、クリティカルポイントを明確にする必要があります。

[「測量業務成績評定（主任監督員）」－「実施状況の評価」－「執行管理（1／2）」－「評価対象項目10.」参照。]

（記載例）

履行期間 ○○年（20○○）○○月○○日 から
○○年（20○○）○○月○○日 まで

作業項目	月		月		月		月		月		備考
	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	
進捗率(%)											

4 業務組織計画

【考え方】

測量士及び測量士補について、測量法第48条には以下のとおり規定されています。

(測量士及び測量士補)

第48条 技術者として基本測量又は公共測量に従事する者は、第49条の規定に従い登録された測量士又は測量士補でなければならない。

2 測量士は、測量に関する計画を作製し、又は実施する。

3 測量士補は、測量士の作製した計画に従い測量に従事する。

この条文について、逐条解説測量法では次のように解説されています。

測量法が対象とする技術者は、測量が行われる場合に通常その人的要因である、①測量計画を樹立してこれを実施に移し、その測量成果について責任を有する者、②測量計画に従って各種の測量機器を取り扱って実際観測し、計算し、あるいは地図を編集する者、③水準測量を行う場合の標尺を支える者やプログラムによって自動化されたディジタルデータの処理における単純入力作業を行う者など測量上必要な作業であっても技術を必要としない業務に従事する者のうち①及び②に該当する者を指している。

つまり、「技術者」とは、測量の精度を確保するために必要な測量に関する計画又は技術的作業に従事する者をいう者であり、基本測量又は公共測量の場合において、マップディジタイズ（単純な座標取得作業は除く。）、G P S 機器の設置及び稼働並びに計算処理は測量士又は測量士補が行わなければならぬと解されるが、一方、上記③の作業に従事する者は、測量士又は測量士補である必要はないと解される。

また、準則解説では、同条文を次のように解説しています。

測量技術者が従事する範囲は、測量計画の立案又は実行（測量士）、測量計画に従って観測、計算、編集等を行うこと（測量士又は測量士補）であって、補助員等の単純労務は、含まない。

この項目には、上記に基づき、測量業務共通仕様書に規定される技術者（管理技術者、主任技術者、担当技術者）や測量作業規定の各様式に記載する技術者について、役割、氏名、資格等を記入します。なお、測量法には、第48条に違反した場合の罰則規定が第62条第2号に設けられています。

また、約款第7条第3項により再委託等に付する場合は、住所、TEL、FAX、再委託等の内容、技術者として業務に携わる使用人を記入します。

[測量業務共通仕様書 第30条関連]

(記載例)

(1) 測量業務共通仕様書に関する技術者

・ 管理技術者

○○○○ (測量士)

・主任技術者	○○○○ (測量士)
・担当技術者	
○○業務担当	○○○○ (測量士)
○○業務担当	○○○○ (測量士補)
○○業務担当	○○○○ (測量士)
○○業務担当	○○○○ (測量士補)

※ 管理技術者、主任技術者、担当技術者は、兼任することが可能です。

(2) 測量作業規定に関する技術者

①点の記 (様式第3-3)

・選定者	○○○○ (測量士)
・設置者	○○○○ (測量士又は測量士補)
・観測者	○○○○ (測量士又は測量士補)

②基準点現況調査報告書 (様式第3-8)

・調査者	○○○○ (測量士)
------	------------

③品質評価表 (様式第2-1)

・検査実施者	○○○○ (測量士)
--------	------------

④基準点測量精度管理表 (様式第3-1～様式第3-2)

・作業班長	○○○○ (測量士)
-------	------------

※ 「測量作業規定に関する技術者」は基本的に測量士を想定していますが、

観測、計算、編集等の作業従事技術者の項目は、測量士補でも構いません。

なお、②の調査者につきましては、基準点現況調査は選点を兼ねて行い、選点は、その良否が新点の位置の精度、作業能率、作業経費等に大きく影響する重要な作業であることから測量士としています。

(3) 再委託した会社等の技術者

○○コンサルタント(株)	
住所	: ○○○○
TEL	: ○○○○
FAX	: ○○○○
技術者	: ○○○○ (測量士) ○○○○ (測量士補)

再委託等の内容 :

5 打合せ計画

【考え方】

打合せ計画として、回数、時期、打合せ目的・事項等を記載します。

備考欄には、予定提出書類や特記事項（例：当該業務に関連する他業務の受託者を含めた合同打合せ）等を記載します。

（記載例）

本業務の打合せ計画は、次のとおりとする。

回 数	時 期	打合せ目的・事項	備 考
第 1 回	○月 ○旬	○業務内容の確認 ・・・ ・・・	予定提出書類 業務計画書 作業計画書 平均計画図
第 2 回			○○業務委託との合同打合せ
第 3 回			
第 4 回			

6 成果物の品質を確保するための計画

【考え方】

品質確保のための管理・検査体制と具体的なチェック内容を記載します。

ISO 9001（品質マネジメントシステム）を取得している場合は、その旨を記載し、チェックリストを添付する方法等が考えられます。

[「測量業務成績評定（検査員）」－「実施状況の評価」－「品質管理（1/2）」
－「評価対象項目 6.」参照。]

7 成果物の内容、部数

(記載例)

業務報告（電子納品） CD-R ○枚

業務報告書の中には、測量作業規定等に定める下記成果も含まれる。

名 称	規格・様式	備 考
観測手簿		
観測記簿		
計算簿		
平均図		
成果表	様式第3-1 様式第3-2	
点の記	様式第3-3	
建標承諾書	様式第4-1	
測量標設置位置通知書	様式第3-9	
基準点網図		
品質評価表	様式第2-1 様式第2-2	
精度管理表	様式第1-1～ 様式第1-2	
測量標の地上写真		
基準点現況調査報告書	様式第3-8	
成果数値データ		
点検測量簿		
メタデータ		

※ 上記表中の様式は、測量作業規定の標準様式（付録4）の様式を意味します。

8 連絡体制

(記載例)

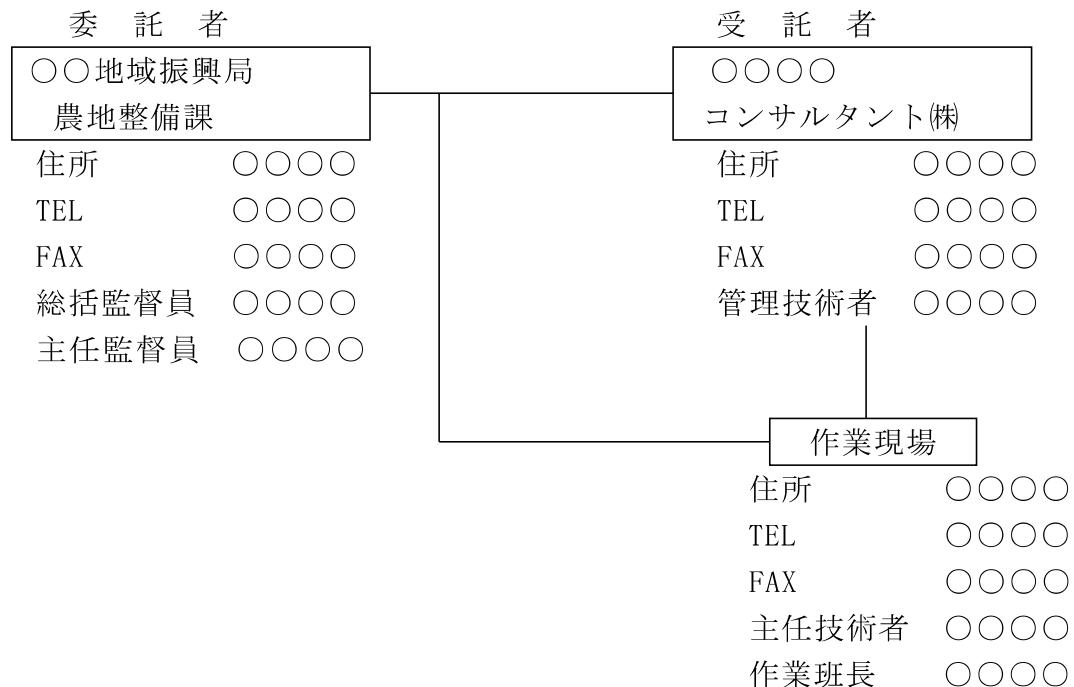
作業場所 内業 : ○○○○コンサルタント株式会社
外業 : ○○県○○市○○町地内

(1) 業務時の連絡体制

【考え方】

業務の実施にあたり、平時において委託者・受託者間で連絡を取り合うときの体制を記載します。

(記載例)

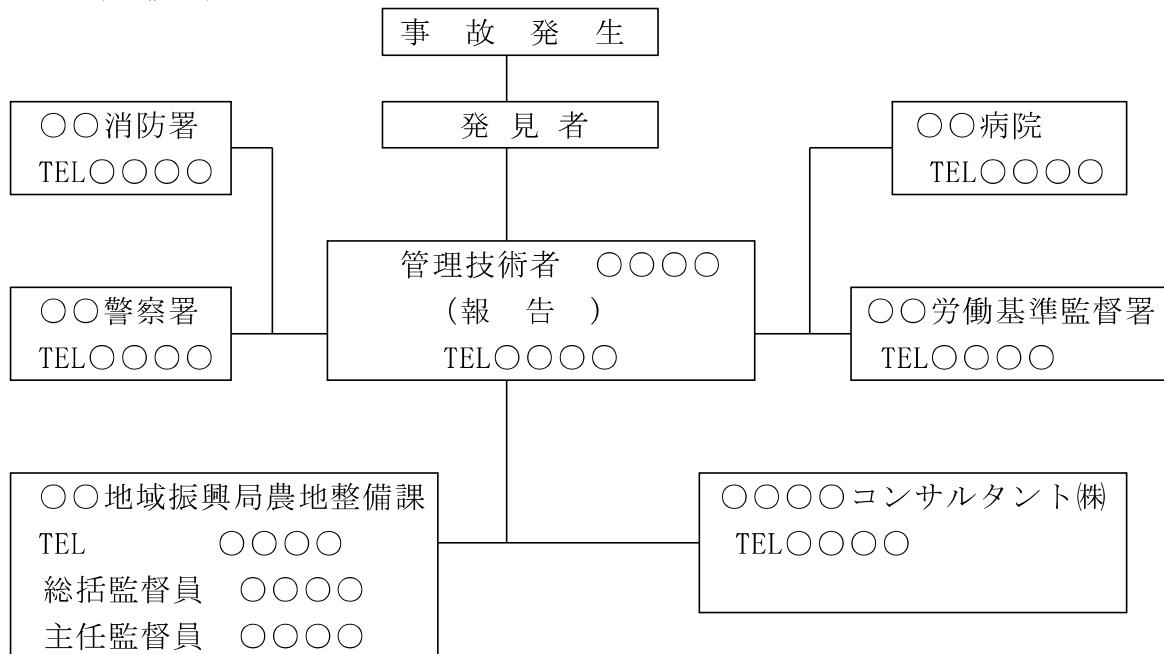


(2)緊急時の連絡体制

【考え方】

主として外業中に事故が発生した場合における緊急時の連絡体制を、関係機関（病院、警察署、労働基準監督署等）を含めて記載します。【測量業務共通仕様書第34条、第35条、第37条関連】

(記載例)



9 安全等の確保

【考え方】

測量作業規定第9条に、「作業機関は、特に現地での測量作業において、作業者の安全の確保について適切な措置を講じなければならない。」と規定されています。この条文について、準則解説では次のように解説されています。

安全については、第4条（関係法令等の遵守等）でも触れられているが、今日の社会情勢のもとでは環境保全、自然保護とともに大きくクローズアップされている問題である。特に、測量作業は現地での作業が多いこともあり、新規に条項を設けて、安全について注意を喚起することとした。労働安全衛生法では、企業に対して安全管理者の設置が義務付けられているが、ここでは、作業機関に、特に現地作業における安全の確保について適切な措置を講じることを求めている。例えば、交通量の多い市街地での作業や山間地の作業などは危険と隣り合わせの場合が多く、作業に当たっては個々の作業者が十分注意しなければならないのは当然であるが、特に作業機関の現地責任者である作業班長は、作業の状況に応じて、安全要員の配置や安全用具の携行等について適切な措置を講じることが必要である。また、作業者の安全確保とともに、現地において、一般の市民、住民等への注意、対策にも配慮しなければならない。

この項目には、上記解説を参考に、現地条件を踏まえて安全等の確保のために講じる措置を記載します。

10 使用機器の種類、名称及び性能

【考え方】

使用する機器が①測量作業規定（基準点測量の場合は第34条）に定める標準機器と同等以上の性能を有していること、②測量作業規定第13条に基づく検定が行われ、測量機器検定基準（測量作業規定 付録1）に適合していること確認するために記載する項目です。

(記載例)

使用機器の種類 名 称	性能	有効期限	検定機関名	適 用
1級G P S測量機 ○○○ ○○○ ○○○	別添「測量機器検定証明書」のとおり	～	○○○○	
2級T S ○○○				

※ 「使用機器の種類、名称」の○○○には、「測量機器検定証明書」の本体名称と機械番号を記載します。

1.1 その他

- ・守秘義務について、具体的な計画を記載すること。
[測量業務共通仕様書第32条]
[「測量業務成績評定（検査員）」－「実施能力の評価」－「実施体制と執行計画（1/1）」－「評価対象項目7.」参照。]
- ・「個人情報の取扱い」について、管理体制等を記載すること。
[測量業務共通仕様書第33条]
[「測量業務成績評定（検査員）」－「実施能力の評価」－「実施体制と執行計画（1/1）」－「評価対象項目8.」参照。]
- ・「行政情報流出防止対策の強化」について、流出防止対策を記載すること。
[測量業務共通仕様書第38条]
- ・「保険加入の義務」について、保険の加入状況を記載すること。
[測量業務共通仕様書第40条]

業務計画書（設計業務）記載例

◎はじめに

本業務計画書（記載例）は、業務計画書作成時の参考資料として、書式の一例を示したものです。

業務計画書は、事業の概要や業務の目的を踏まえて作成しなければなりません。

業務計画書に記載すべき項目の中には、現地の確認や関係機関との協議を必要とするものも含まれていますが、業務計画書は契約締結後14日以内に提出しなければなりませんので、時間を要する事項は基本方針を記入することになります。

業務は業務計画書に基づいて行い、進行状況に応じて報告、協議、打合せをしながら、その成果を業務報告書（成果物）として取りまとめることになります。

従って、業務計画書と業務報告書との間には一体性がなくてはなりません。

〇〇年（20〇〇年）〇〇月〇〇日

熊本県知事 〇〇 〇〇 様

住 所 〇〇〇〇〇
商 号
代表者氏名 〇〇 〇〇 印

業 務 計 画 書

(設計業務)

業務委託番号

委託業務名

上記業務について、別紙のとおり業務計画書を提出します。

1 業務概要

(1) 業務場所

(記載例)

○○県○○市（郡）○○町（村）地内（別添位置図のとおり。）

(2) 業務内容

(記載例)

本業務は、○○地区農免農道整備事業の工事実施に必要な下記設計を行うものである。

道路実施設計 延長 L = ○○○m (No. ○～No. ○)

(3) 履行期間

(記載例)

○○年（20○○年）○○月○○日～

○○年（20○○年）○○月○○日（○○○日間）

2 実施方針

[考え方]

業務の実施にあたり、その作業計画について具体的方針を記載します。

(1) 設計基本条件

【考え方】

設計の基本条件について、仕様書に示されているもの、法令や基準等で明確に規定されているものを項目別に整理して記載します。

現地条件を勘案して設定する必要があるなど検討を要するものについては、打合せにより決定することとし、業務計画書には「別途打合せ」と記載します。

なお、記載にあたっては、「設計業務照査の手引書(案)（農林水産省農村振興局）」の「総括表」や「基本条件の照査表」等を参考にされてください。

(記載例)

本業務における設計基本条件は次のとおりである。

① 設計条件

道路分類 農免農道

道路区分 ○種○級

交通区分 ○交通（例：I-1 交通）

設計速度 ○km/h

日計画交通量 ○台/日

大型車交通量 ○台/日

道路幅員 全幅○.○m（有効幅員○.○m）

②幾何構造

最小曲線半径 ○ m

・・・

最級縦断勾配 別途打合せ

・・・

(2) 設計作業項目

【考え方】

設計図書を基に、本業務の設計作業項目とその内容を記載します。

数量等が明示されているものについては、別途項目を設けて記載します。

また、備考欄には、必要に応じて具体的な場所や範囲等を記載します。

(記載例)

本業務における設計作業項目は、次のとおりである。

作業項目	作業内容	備考
1 現地調査	・1/500地形図に概定ルートを図示し、主要構造物箇所、大盛土、切土地点を踏査し、工法、規模を検討する。	
2 線形計画・設計 -1 設計計画・ 設計基本方針 -2 平面計画 -3 縦横断計画	・概定した線形について、総合的に比較検討し、細部設計に資する。 ・1/500実測平面図(20mピッチ測点入り)上に、車の走行に適したカーブ設定等、平面線形を決定する。 ・1/500平面図上に20mピッチ測点により、走行性を勘案し、切盛バランスを考慮し、縦横断計画を行う。	
9 概算工事費積算	・市販の物価版等を用い、工種、規模別にm当たり、m ² 当たり、m ³ 当たり、箇所当たり等の単価を作成し、概算工事費を算定する。	
10 点検取りまとめ	・設計計算書図面等の点検、照査取りまとめ。 (報告書作成を含む。)	

(3) 設計作業上の留意点

【考え方】

現地調査結果を踏まえ、設計作業上留意すべき事項とその対応方針を記載します。

例：地形、地質、土地利用等

交通状況、河川状況、流域（流末排水）

史跡、埋蔵文化財、生態系保全、景観等の配慮

支障物件（電柱、架空線、地下埋設物等）

主要構造物の設置予定箇所

用地の制限条件

資機材搬出入路の確保（工事用の資機材搬出入路として既設道路が利用可能か、仮設道路設置の必要性の有無）

(4) 作業フロー

【考え方】

「設計業務照査の手引書(案)(農林水産省)」の「照査のフローチャート」等を参考に照査を含む作業フローを記載します。

同一業務として、設計業務以外に測量業務・用地測量業務・調査業務等も受託している場合は、他の業務も含めて作業フローを作成します。

また、当該業務に関連する業務が他にある場合は、関連業務も含めて作業フローを作成します。例えば、別途発注された地質調査業務の結果を踏まえて設計を行う必要がある場合は、関連する地質調査の作業もフロー中に記入します。

その場合、関連業務には点線を用いるなどして、当該業務と区別化を図ります。

3 業務工程

【考え方】

「2 実施方針」の(2)設計作業項目、(4)作業フロー、「5 打合せ計画」、「6 成果物の品質を確保するための計画」等に基づく業務の実施工程表を記載します。

工程表の方式は原則として任意ですが、設計業務共通仕様書第1－34条に定める履行状況報告の基礎となりますので、業務の進捗状況が確認しやすいように内容を整理し、クリティカルポイントを明確にする必要があります。

[「設計業務成績評定(主任監督員)」－「実施状況の評価」－「執行管理」－「評価対象項目9.」参照。]

(記載例)

履行期間 ○○年(20○○年)○○月○○日 から
○○年(20○○年)○○月○○日 まで

作業項目	月 10 20	備考				
進捗率(%)						

4 業務組織計画

【考え方】

管理技術者、担当技術者、照査技術者（設計図書に定めがある場合）について、氏名、資格等を記載します。

また、約款第7条第3項により再委託等に付する場合は、住所、TEL、FAX、再委託等の内容、技術者として業務に携わる使用人を記入します。

[設計業務共通仕様書 第1－28条関連]

(記載例)

(1)受託者の技術者

・管理技術者 ○○○○（技術士 ○○部門）

・担当技術者 ○○○○（○○○○）
○○○○（○○○○）
○○○○（○○○○）
○○○○（○○○○）

・照査技術者 ○○○○（技術士 ○○部門）

(2)再委託した会社等の技術者

○○コンサルタント(株)

住所 : ○○○○
TEL : ○○○○
FAX : ○○○○
技術者 : ○○○○（○○○○）
○○○○（○○○○）

再委託等の内容 :

5 打合せ計画

【考え方】

打合せ計画として、回数、時期、打合せ目的・事項等を記載します。

備考欄には、予定提出書類や特記事項（例：当該業務に関連する他業務の受託者を含めた合同打合せ）等を記載します。

（記載例）

本業務の打合せ計画は、次のとおりとする。

回 数	時 期	打合せ目的・事項	備 考
第 1 回	○月 ○旬	○仕様書、条件等の確認 ⋮ ⋮	現地調査前
第 2 回	○月 ○旬		業務計画書作成後 ○○業務委託との合同打合せ
第 3 回	○月 ○旬	○確認 1 ⋮ ⋮	照査 1（基本条件の確認）後
第 4 回	○月 ○旬	○確認 2 ⋮ ⋮	照査 2（細部条件の照査）後
第 5 回	○月 ○旬	○確認 3 ⋮ ⋮	照査 3（成果品の照査）後

6 成果物の品質を確保するための計画

【考え方】

品質確保のための照査体制と具体的な照査計画等について記載します。

[「設計業務成績評定（検査員）」－「実施状況の評価」－「品質管理」－「評価対象項目 10」参照。]

（記載例）

(1) 照査体制

(2) 照査計画

「設計業務照査の手引書(案)（農林水産省農村振興局）」の「10 農道工」に準じて総括表と照査表を作成し、委託者と協議・打合せのうえ使用する。

照査の時期、内容は、次のとおりとする。

回 数	時 期	内 容	備 考
第 1 回	○月 ○旬	基本条件の確認 ⋮ ⋮	第 3 回打合せ前
第 2 回	○月 ○旬	○細部条件の照査 ⋮ ⋮	第 4 回打合せ前
第 3 回	○月 ○旬	成果品の照査 ⋮ ⋮	第 5 回打合せ前

(記載例)

(2) その他

- ・業務報告書は「設計業務報告書標準様式(案)（農林水産省農村振興局）」に準じた構成とする。
- ・当該業務に関連のある会計検査の指摘事例を確認し、チェック表を作成する。
(チェック項目の例：擁壁の頂部に防護柵を設置する場合、防護柵に作用する衝突荷重が擁壁に影響しないよう防護柵の基礎と擁壁が分離した構造になっている。)

7 成果物の内容、部数

(記載例)

成果物の内容、部数は次のとおりとする。

業務報告（電子納品） CD-R ○枚

8 使用する主な図書及び基準

(記載例)

本業務で使用する主な図書及び基準は、次のとおりとする。

名 称	発行所名	発行年月日	備考

9 連絡体制

(記載例)

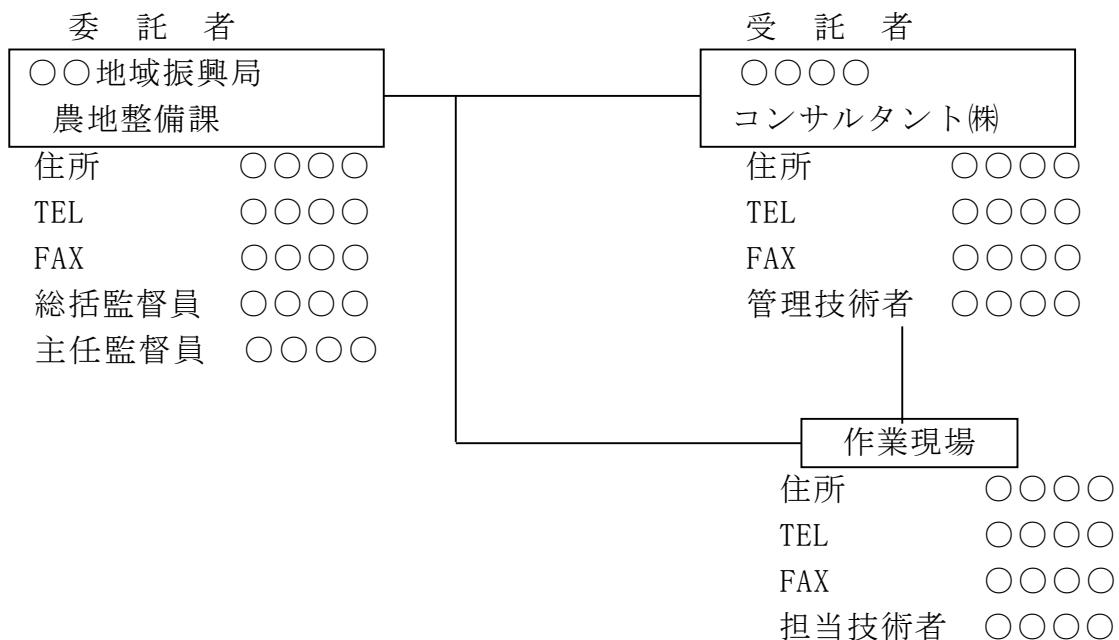
作業場所 内業 : ○○○○コンサルタント株式会社
外業 : ○○県○○市○○町地内

(1) 業務時の連絡体制

【考え方】

業務の実施にあたり、平時において委託者・受託者間で連絡を取り合うときの体制を記載します。

(記載例)

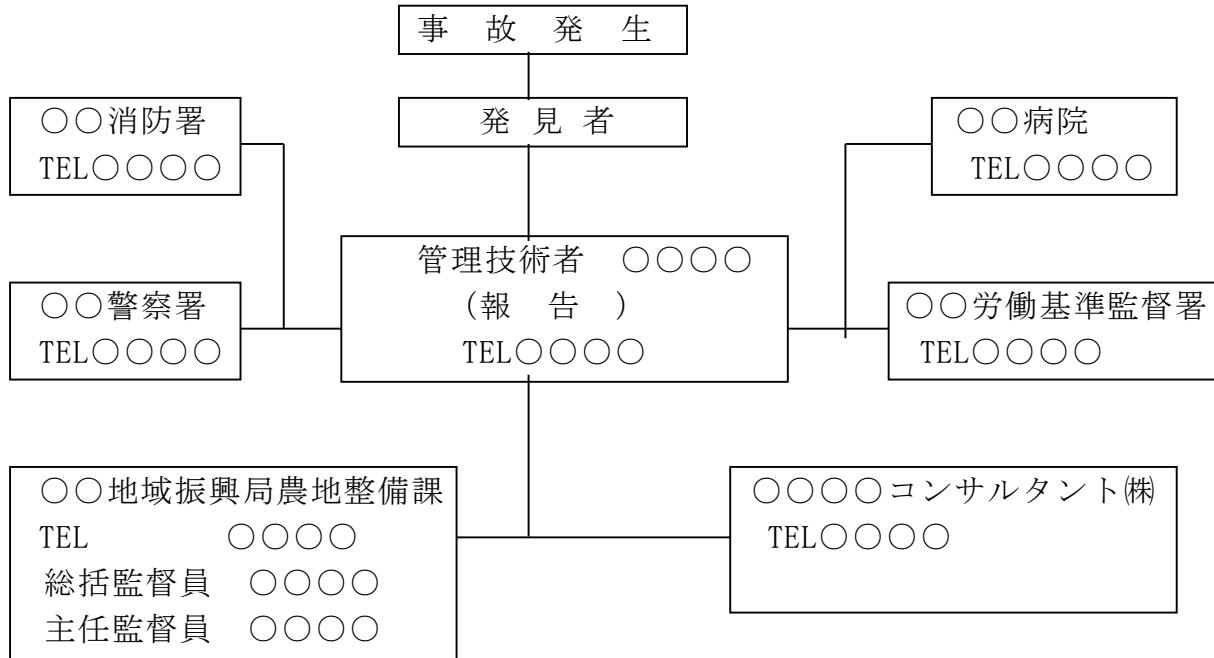


(2) 緊急時の連絡体制

【考え方】

主として現地作業など、屋外での作業中に事故が発生した場合における緊急時の連絡体制を、関係機関（病院、警察署、労働基準監督署等）を含めて記載します。【設計業務共通仕様書 第1-32条、第1-33条、第1-35条関連】

(記載例)



10 その他

- ・守秘義務について、具体的な計画を記載すること。

[設計業務共通仕様書第1－30条]

[「設計業務成績評定（検査員）」－「実施能力の評価」－「実施体制と執行計画（1/1）」－「評価対象項目 7.」参照。]

- ・「個人情報の取扱い」について、管理体制等を記載すること。

「設計業務共通仕様書第1－31条」

[「設計業務成績評定（検査員）」－「実施能力の評価」－「実施体制と執行計画（1/1）」－「評価対象項目8」参照。]

- ・「行政情報流出防止対策の強化」について、流出防止対策を記載すること。

「設計業務共通仕様書第1-36条」

- ・「**保険加入の義務**」について、保険の加入状況を記載すること。

「設計業務共通仕様書第1～38条」